

会計情報

Vol. 582

2025.2

Accounting, Tax & Consulting

サステナビリティ開示基準の適用対象・適用時期等の検討状況～サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループでの検討概要(その2)～

iGAAP in Focus財務報告 Closing Out—財務報告及びサステナビリティ報告の重点領域

令和7年度税制改正大綱の概要



Contents

	ページ	
会計・監査		サステナビリティ開示基準の適用対象・適用時期等の検討状況
	2	ーサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループでの検討概要(その2)ー 公認会計士 清水 恭子
	12	法務省:「会社計算規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集 『会計情報』編集部
	13	金融庁:「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表(12月24日) 『会計情報』編集部
	14	金融庁:「記述情報の開示の好事例集2024(第3弾)」の公表(サステナビリティに関する考え方及び取組の開示③) 『会計情報』編集部
	15	金融庁:「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表(12月27日) 『会計情報』編集部
IFRS	16	iGAAP in Focus 財務報告 Closing Outー財務報告及びサステナビリティ報告の重点領域 トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス
税務	38	令和7年度税制改正大綱の概要 デロイト トーマツ税理士法人 公認会計士・税理士 大野 久子
パブリック	53	国の会計と関連制度(16回目) ～2022年度(令和4年度)の国の連結財務書類(その2)～ 公認会計士 長村 彌角
会計基準等開発動向	74	会計基準等開発動向 『会計情報』編集部

サステナビリティ開示基準の適用対象・適用時期等の検討状況

ーサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループでの検討概要（その2）ー

公認会計士 しみず きょうこ 清水 恭子

1. はじめに

2023年3月期の有価証券報告書から、サステナビリティ情報の法定開示が始まっている¹。サステナビリティ情報の開示については、具体的な開示基準が定められていないため、2023年3月期の有価証券報告書の作成においては、「各企業の取組に応じて記載していくことが考えられる」旨の考え方が金融庁より示されていた²。

サステナビリティ情報の開示基準については、サステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という）が、2025年3月末までに確定基準を公表とすることを目標として、2024年3月に公表したサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）の公開草案を現在再審議中である³。

SSBJ基準は、金融庁による法令上の手当てがなされることを前提としているため、適用対象や適用時期等についての具体的な定めはない。SSBJ基準の適用対象や

適用時期については、金融審議会により設置された「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（以下「WG」という）⁴において、現在検討中であり、本稿執筆時点（2024年12月13日）で既に5回のWGが開催されている（【図表1】WG開催実績参照）。

本誌2024年8月号では、WG設置の背景及び概要について解説するとともに、第3回WGまでに検討されたSSBJ基準のあり方、適用対象、適用時期、開示タイミング（二段階開示や同時開示の方法）等の議論の概要について解説した。本稿では、その後の議論の概要及び第4回及び第5回のWGで新たに議論された保証制度等の論点について解説する。

なお、WGにおける検討は現在も継続中であり、今後の検討状況については、本誌次号以降で解説予定である。

- 1 2023年1月に有価証券報告書等の記載内容を定めた「企業内容等の開示に関する内閣府令」が改正され、有価証券報告書の第2【事業の状況】に、2【サステナビリティに関する考え方及び取組】の記載欄が新設された。
- 2 出所：『「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」（金融庁2023年1月31日）No.79、80他
- 3 SSBJでは、2024年3月29日にSSBJ基準の公開草案を公表している。SSBJ基準は、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という）が公表している国際基準（以下「ISSB基準」という、2023年6月に最終化）と整合性のあるサステナビリティ開示基準を開発し、これを有価証券報告書に取り込んでいくことを想定している。SSBJ基準の詳細については、本誌Vol.575 2024年7月号及び同Vol.576 2024年8月号の解説「サステナビリティ基準委員会によるサステナビリティ開示基準公開草案の解説」を参照されたい。
- 4 2024年2月19日に開催された第52回金融審議会総会（以下「金融審議会」という）において、金融担当大臣からサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する検討が諮問され、有識者による「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」が設置された。WGでは、SSBJが開発するSSBJ基準の適用対象や適用時期、サステナビリティ情報の保証のあり方等について検討を行うこととされている。

【図表1】WG開催実績

WG	開催日	検討事項	会計情報解説
第1回	2024年 3月26日	適用対象企業、適用時期 全般（サステナビリティ情報開示のために必要な環境整備）	2024年8月号 
第2回	2024年 5月14日	サステナビリティ開示基準のあり方 ・金融商品取引法令への取り込み ・他の制度・基準とのインターオペラビリティ（相互運用性） 適用対象 適用時期 サステナビリティ開示基準の導入による開示タイミング	
第3回	2024年 6月28日	サステナビリティ開示基準のあり方及び適用対象・適用時期 サステナビリティ開示基準の導入における論点 ・時価総額の算定方法 ・二段階開示や同時開示の方法 ・海外に向けた情報開示を本邦において取り込む方法 ・我が国における経過措置 ・任意適用を進めるための環境整備 ・重要な虚偽記載等の要素となる「投資家の投資判断における重要性」 ・セーフハーバー 保証制度の導入における論点	
第4回	2024年 10月10日	サステナビリティ開示基準の導入における論点 ・経過措置としての二段階開示の方法 ・海外に向けた情報開示の方法での開示方法 ・セーフハーバー ・虚偽記載等に対する企業の責任の範囲の明確化 保証制度の方向性について	
第5回	2024年 12月2日	サステナビリティ情報の開示における論点 ・セーフハーバー ・確認書 保証制度について ・質の高い保証業務が提供されるための環境整備 ・サステナビリティ保証制度のロードマップ	本誌2(1) 本誌2(2) 本誌2(3)(4) 本誌2(5) 本誌2(6) 本誌3 本誌2(5) 本誌2(6) 本誌3(1)(2) 本誌2

出所：WG事務局説明資料（第1回～第5回）「ご議論いただきたい事項」を参考にトーマツ作成

2. サステナビリティ開示基準の導入における論点

これまでに開催されたWGでの議論を経て、WG事務局（以下「事務局」という）からの主な提案として、以下の方向性が示されている。

■有価証券報告書におけるSSBJ基準の適用対象と適用時期

時価総額⁵3兆円以上のプライム市場上場企業（以下「プライム上場企業」という）から、時価総額に応じて段階的に適用する案が事務局から示されている。

- ・時価総額3兆円以上のプライム上場企業は、2027年3月期よりSSBJ基準の適用を義務化
- ・時価総額1兆円以上のプライム上場企業は、2028年3月期からSSBJ基準の適用を義務化

5 時価総額の算定方法については、第3回WGでSSBJ基準の適用となる期の直前までの5事業年度末の時価総額の平均値を用いることが事務局から示されている。詳細は、本誌Vol.576 2024年8月号の解説「サステナビリティ開示状況の適用対象・適用時期等の検討状況ーサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループでの検討概要（その1）ー」を参照されたい。

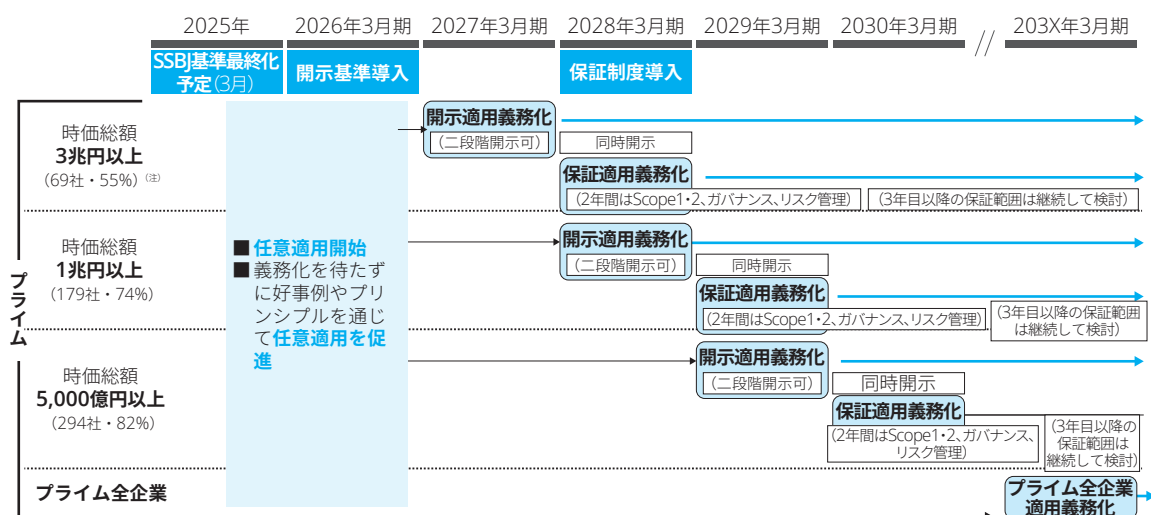
- 時価総額5千億円以上のプライム上場企業は、2029年3月期からSSBJ基準の適用を義務化
- 時価総額5千億円未満のプライム上場企業は、203X年3月期でのSSBJ基準の適用を義務化

■有価証券報告書のサステナビリティ情報の保証

サステナビリティ情報の保証については、SSBJ基準

の適用義務化の翌年から保証を義務化する案が事務局から示されている。第5回WGでは、保証義務化から2年間は、温室効果ガス排出量のScope1・2、ガバナンス及びリスク管理を保証範囲とし、3年目以降は国際動向等を踏まえて継続して検討すること、保証水準は限定的保証とし、今後合理的保証への移行の可否について検討することが、事務局より示されている（詳細については、本稿「3. 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の保証について」を参照）。

【図表2】サステナビリティ保証制度のロードマップ



スタンダード・グロース市場上場企業、非上場有価証券報告書提出会社については、任意適用の促進により、開示を底上げ義務化された保証範囲に限定されない任意の保証に係る制度上の位置付けについては、国際動向等を踏まえて検討（注）時価総額に応じた適用社数とカバレッジ（Bloomberg及びJPX公表統計の2024年3月29日時点の情報から作成）

出所：第5回WG事務局説明資料P.21を参考にトーマツ作成

以下、サステナビリティ開示基準の導入における論点ごとに、第4回及び第5回WGでの議論の概要について解説する。

（1）有価証券報告書におけるSSBJ基準の適用対象と適用時期

① 第3回WGまでの議論の概要

有価証券報告書における、SSBJ基準の適用対象と適用時期については、前述のとおり時価総額に応じて段階的に導入する案（【図表2】参照）が事務局より「基本線」として示され、委員からも賛同を得た。

② 第4回WG及び第5回WGでの議論

第4回及び第5回WGでは、特記すべき追加的な議論はなかった。

（2）経過措置としての二段階開示

ISSB基準では、財務諸表とサステナビリティ情報は同時に開示することが求められており、SSBJ基準の公開草案でも、原則としてサステナビリティ情報と財務諸

表の同時報告を求めている。

一方、現行の日本の開示実務では、サステナビリティ情報の詳細を含む統合報告書等は、有価証券報告書の提出から2～3ヶ月後に公表されて公表されている。また、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）によるGHG排出量の報告期限は、3月決算の有価証券報告書提出日より後の7月末となっているなど、同時開示の実現には一定のハードルがあることが認識されている。

有価証券報告書の開示タイミングが実務上の課題となっているため、WGにおいてもSSBJ基準に準拠した開示を行う場合に、半期報告書など有価証券報告書以外の書類も用いた二段階開示（サステナビリティ情報の開示を遅らせる）を可能とするかについて検討が行われた。

① 第3回WGまでの議論

第3回WGでは、ISSB基準で認められている経過措置を日本においても採用し、SSBJ基準の適用初年度は二段階開示を容認し、2年目以降は同時開示する案⁶が事務局から示された。具体的には、初年度は、①有価証券報告書で一段目の開示を行い、その後②有価証券報告書

⁶ 出所：第3回WG事務局説明資料P.6

の訂正又は半期報告書により、サステナビリティ開示基準に準拠するために必要な事項を追加開示する案が示された。

委員からは、適用初年度における経過措置として二段階開示を認めるという事務局提案に概ね賛同する意見が示されたが、二段階開示の方法等について、詳細の明確化が必要との意見があった⁷。

② 第4回WGでの議論

第4回WGでは、前回の提案を一部修正した以下のような案が事務局より示された⁸。

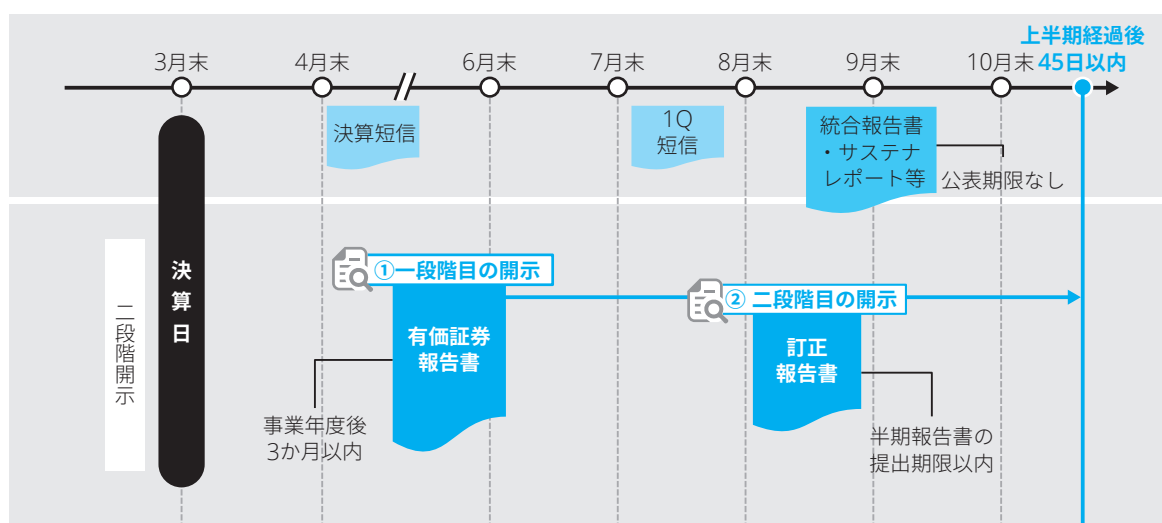
- 一段階目の開示は、有価証券報告書における現行開示規制に基づく開示事項とする
- 二段階目の開示は、訂正報告書においてサステナビリティ開示基準に準拠した開示を一括で行う
- 訂正報告書における二段階目の開示は、半期報告

書の提出期限までに行う

- 二段階開示の準拠表明の時点、後発事象の判断の時点はISSB基準に基づき（SSBJ基準の公開草案でも同様の定めあり）訂正報告書の時点とする
- 下線は、第3回事務局案からの修正箇所を筆者加筆

二段階目の開示について、第3回WGの事務局案では、有価証券報告書の訂正による方法と半期報告書による方法が考えられるとされていた。しかし、サステナビリティ情報が有価証券報告書の記載事項とされることに鑑み、二段階目の開示は訂正報告書で行う方が制度的な整合性を確保できることから、第4回事務局案では有価証券報告書の訂正によるとされた。また、訂正報告書とすることで、更新箇所が下線等で明示されること、半期報告書に比して早期開示が可能であり、その結果、後発事象の対象期間を短縮できる、というメリットがあることも事務局から示された。

【図表3】 二段階開示のイメージ



出所：第4回WG事務局説明資料P.3を参考にトーマツ作成

委員からは、二段階開示を行うことについて基本的に賛同する意見が多く示された。

しかし、二段階目の開示を訂正報告書とすることに対しては、賛否両論の意見が示された。事務局案の訂正報告書での提出に賛成する意見としては、情報ユーザーの視点からは、開示媒体が複数並立するというのはあまり望ましくなく、また、変更箇所が分かりやすい点からも、有価証券報告書の訂正で良いのではないかと、企業サイドの心理的ハードルが想像以上に高いようであるが、この辺りはルールで訂正できるということを明らかにしていくのが良いなどの意見が示された。

一方で、訂正というのは非常に企業にとって重たい意味があり、企業の選択によって半期報告書もしくは臨時

報告書での報告を認めることを検討してはどうか、という意見や、海外向けの情報開示の本邦での開示が臨時報告書で良いのであれば、有価証券報告書のアップデートとしての位置づけとして二段階目も臨時報告で良いのではないかと、という意見、訂正報告書で行う場合、虚偽記載の責任は発生しないことを明確にする必要がある、という意見など、様々な意見が示された⁹。

また、適用初年度における経過措置として二段階開示を認めるという点についても、初年度だけでなく2年目以降も必要なのではないかという意見や、二段階開示の期間を少なくとも2、3年程度、できれば米国と同様に期限なしとすべき、といった意見も示されている⁹。

なお、サステナビリティ開示基準に準拠した開示を二

⁷ 出所：第4回WG事務局説明資料P.2

⁸ 出所：第4回WG事務局説明資料P.3、4

⁹ 出所：第5回WG事務局参考資料P.2、3

段階目の開示で一括して行うという点については、複数の委員から、既に自発的に有価証券報告書でScope3の速報値などを開示している企業もあり、現行の開示の後退につながる懸念が示された⁹。この点については、事務局より、サステナビリティ開示基準に準拠した開示を、有価証券報告書で行うことができる場合には、二段階目ではなく一段階目の開示とすることが可能である旨の考えが示された。

③ 第5回WGでの議論

第5回WGでは、特記すべき追加的な議論はなかった。

(3) 海外に向けた情報開示の方法での開示方法

① 第3回WGまでの議論

第3回WGでは、欧州CSRD（サステナビリティ報告指令）等の海外制度に基づくサステナビリティ情報の開示を海外に向けて行った場合に、それを日本の開示に取り込む方法について検討が行われた。事務局からは、日本の投資家に対しても確実に情報提供されることを確保することが重要であるとの観点から当該開示を行った場合には、臨時報告書等の提出を行うことや、本邦のサステナビリティ開示基準に基づく開示を法定又は任意で行っている場合で、海外に向けた開示情報と差が無ければ、既に日本の投資家に対する情報提供は行われていることから適用除外とすることなどが提案された¹⁰。

委員からは、事務局提案に対して賛否両論があった。開示に賛同する意見においても、臨時報告書による開示を求める点で共通していたが、その記載内容については、詳細な開示が必要であるという意見、アクセス情報の開示で足りるとする意見など様々であった¹⁰。

② 第4回WGでの議論

第4回WGでは、前回の事務局案を一部修正した以下のような案が事務局より示された¹¹。これは、本邦の企業がCSRD等の海外のサステナビリティ開示基準による開示を行った場合、国内投資家が海外投資家よりも情報入手が遅くなることなどがないようにすることが重要であり、暫定的に保証業務提供者のオーソライズを行う（下記「(4) 欧州CSRD対応のための保証業務提供者のオーソリゼーション」参照）には、法定開示書類の裏付けが不可欠であることから、以下のような場合に限り、本邦の法定開示書類によって同等の情報が周知されるようにすることが適当であるとするものである。

- 有価証券報告書において本邦のサステナビリティ開示基準に準拠した開示を行っていない企業が
- CSRD等の連結ベースでの開示を求める海外のサステナビリティ開示基準に基づく開示を行った場

合に限り

- 臨時報告書で、以下の事項を開示する
 - ① 海外のサステナビリティ開示基準に基づいた開示を行った旨
 - ② 開示を行っている場所（リンク先等）
 - ③ 保証を受けている場合にはその旨
 - ④ 保証業務提供者の名称

下線は、第3回事務局案からの修正箇所を筆者加筆

委員からは、事務局案に賛同する意見が複数示されたが、臨時報告書ではなく企業のホームページでの開示が妥当ではないかという意見や、本邦のサステナビリティ開示基準に準拠した開示を行っていない企業に限定するというのは不適切、という意見もあった¹²。

③ 第5回WGでの議論

第5回WGでは、特記すべき追加的な議論はなかった。

■参考：CSRDについて

CSRDの概要

- 2023年1月、非財務報告指令（NFRD）^(注1) が刷新され、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）が発効
- CSRDは、2024会計年度（2024年1月1日以後開始事業年度）から段階的にサステナビリティ報告（開示及び保証）を要求
- EU規制市場に上場する零細企業を除くすべての企業及び、非上場企業のうち大会社^(注2) の定義を満たすすべての企業が適用対象、さらに一定の要件を満たす場合、EU域外企業も実質的に適用対象となる

適用時期	適用対象企業	日本企業への影響
2024会計年度	NFRD適用対象企業	
2025会計年度	NFRD適用対象外の大会社	①
2026会計年度	大会社に該当しない上場企業等（零細企業を除く）	
2028会計年度	EU域外適用企業 ^(注3)	②

注1：NFRDは、大会社に該当し、かつ従業員500名以上の上場企業や銀行などに対して非財務情報開示を求めるものであり、2017会計年度より適用されている

注2：大会社は、従業員250人超、総資産残高2,500万ユーロ超、純売上高5,000万ユーロ超のうち2つ以上を満たすもの

注3：EU域内の純売上高が1億5,000万ユーロ超であり、かつ(a) または(b)を満たす企業が対象

(a) EU子会社が大会社または上場企業等（零細企業を除く）に該当

(b) EU支店のEU域内の純売上高が4,000万ユーロ超

出所：第4回WG参考資料P.21を参考にトーマツ作成

■日本企業への影響（関連部分）

2025会計年度（2025年1月1日以後開始事業年度）より、大会社に該当する欧州子会社に対してCSRDに基

10 出所：第4回WG事務局説明資料P.8

11 出所：第4回WG事務局説明資料P.10

12 出所：第5回WG事務局参考資料P.4

づく開示が求められ（下記①）、2028会計年度（2028年1月1日以後開始事業年度）よりEU域外企業に係る要件を満たす場合に連結ベースでのCSRDに基づく開示が求められている（下記②）。

- ① 2025会計年度以降、NFRDでは適用外であった規模の「大会社」を対象に、サステナビリティ情報を開示し、保証（当初は、限定的保証）を受けること
- ② 2028年度以降、EU域外企業の連結グループを対象に、サステナビリティ情報を開示し、保証を受けること

■免除制度の概要

上記①の要求事項への対応として、連結グループを対象として、開示・保証の対応を行うことで、EUの対象会社ごとの開示・保証の対応を不要とする免除制度が設けられており、一部の日本企業から当該免除制度を利用したいとのニーズがある。当該免除要件の1つとして、親会社の所在する国の法律に基づきサステナビリティ報告の保証に関する意見を表明することができることとされた（オーソリゼーションを得た）個人又はファームによる、連結グループベースのサステナビリティ情報に関する保証意見が必要とされている。

（4）欧州CSRD対応のための保証業務提供者のオーソリゼーション

① 第4回WGでの議論

第4回WGでは、CSRDの免除要件を利用する場合や、2028年以降のCSRD域外適用の際に論点となる、EU域外の保証業務提供者のオーソリゼーションについて、暫定的な制度対応として、法令上、一定の保証業務提供者を金融庁が指定する案が、事務局から示された¹³。

委員からは、企業側のニーズに応えるため暫定的な制度対応を行うことについては、概ね賛同の意見が示された¹⁴。

② 第5回WGでの議論

第5回WGでは、特記すべき追加的な議論はなかった。

（5）セーフハーバーについて

① 第3回WGまでの議論

第3回WGでは、投資判断に有用なサステナビリティ情報を提供する観点からは、虚偽記載等の責任を問われ

ることを懸念して企業の開示姿勢が萎縮することは好ましくないと、セーフハーバーのあり方を検討することが事務局から示された¹⁵。委員からもセーフハーバーを設ける必要があるという点で、概ね賛同が得られた。

② 第4回WGでの議論

第4回WGでは、現行の将来情報に対するセーフハーバーに加え、企業の統制の及ばない第三者から取得した情報や見積りによる情報の開示が求められる温室効果ガス排出量のScope3に関する定量情報について、企業の積極的なサステナビリティ情報の開示を促すため、以下をセーフハーバーの対象に追加する案が事務局より示された¹⁶。

- 温室効果ガス排出量のScope3に関する定量情報が、事後的に誤りであることが発覚したとしても以下両方を満たす場合には虚偽記載等の責任を負わないことを、開示ガイドラインを改正し解釈を明確化する
 - ・ 統制の及ばない第三者から取得した情報を利用することの適切性（含：情報の入手経路の適切性）や、見積りの合理性について会社内部で適切な検討が行われたことが説明されている場合
 - ・ その開示内容が一般に合理的と考えられる範囲のものである場合

また、上記の開示ガイドラインにおける解釈の明確化のほかに、虚偽記載等に対する企業の責任の範囲を明確にする観点から重要と考えられる開示事項が事務局から具体的に示された。このうち、「将来情報、統制の及ばない第三者から提供を受けた情報、見積りを含む記載箇所を特定した上で、当該情報を含む旨」や、「データ・プロバイダーから入手した情報を含む記載箇所を特定した上で、当該情報を含む旨、当該プロバイダーの名称」の情報の開示については、制度的な対応を検討することが事務局より示された¹⁷。

委員からは、開示ガイドラインを改正し、一定の開示を前提に責任を負わないとの考え方を示す事務局案に、概ね賛同の意見を得られた¹⁸。

③ 第5回WGでの議論

第5回WGでも、基本的には第4回WGで提案した開示ガイドラインによる対応を行うことを前提に、適用対象や適用要件について、法律改正の要否も含め、引き続き

¹³ 出所：第4回WG事務局説明資料P.9

¹⁴ 出所：第5回WG事務局参考資料P.5、6

¹⁵ 出所：第3回WG事務局説明資料P.35

¹⁶ 出所：第4回WG事務局説明資料P.14

¹⁷ 出所：第4回WG事務局説明資料P.15

¹⁸ 出所：第5回WG事務局参考資料P.6、7

検討していく方向性が事務局より示された¹⁹（下線は第4回事務局案からの追加箇所を筆者加筆）。

委員からは、事務局の提案した方向性に賛同する意見が多く示されたが、開示ガイドラインでの対応にとどめずに法改正によりセーフハーバーを明確にするのが望ましいという意見や、米国SECの気候関連開示規則の水準まで適用要件等を緩和すべきなどの意見も示された。

(6) 確認書について

① 第4回WGでの議論

第4回WGでは、虚偽記載等に対する会社の責任の範囲の明確化の観点から、情報の入手経路、見積り等の適切性を検討し、評価するための社内手続を有価証券報告書の記載事項とすることが示された。また、経営者による有価証券報告書の作成責任の明確化の観点から、金融商品取引法上の確認書の記載事項を追加することが事務局より示された²⁰。

委員からは、確認書の追加事項の具体的な内容が説明されていない、統制の及ばない第三者がサステナビリティ情報の開示に関与する場合の署名者の免責を明確にすべき、確認書の対象は既に有価証券報告書全体に及んでおり記載事項の追加は不要、などの意見が示された²¹。

② 第5回WGでの議論

第5回WGでは、第4回WGでの議論を踏まえて、事務局より以下のような案が示された²²。

- 虚偽記載等に対する会社の責任の範囲の明確化の観点から、情報の入手経路、見積り等の適切性を検討し、評価するための社内の手続を有価証券報告書の記載事項とする
 - 確認書による確認の範囲は、有価証券報告書の記載内容全体に及んでいるものの、記載事項が限定的であることから、
例えば、以下のような代表者等の役割と責任に関する事項を、確認書の記載事項とすることで、情報開示に対する代表者等の責任の範囲の明確化を図る
 - ・会社の代表者等が開示手続を整備していること
 - ・開示手続の実効性を確認したこと
- 下線は、第4回事務局案からの修正箇所を筆者加筆

委員からは、経営者の情報開示に対する責任を明確化する観点から、確認書への記載は重要であり事務局案に賛同する、という意見や、サステナビリティ情報は財務情報と異なる性質の情報を多く含むため、将来情報の入

手経路や見積り等の適切性を検討し評価するための社内手続やその体制構築を開示することで、信頼性の高い情報開示が進むなどの意見が複数示された。一方で、現状、確認書は有価証券報告書の記載内容全体に及んでいることから、個別の記載事項の追加は不要とする意見や、確認書への記載が形式的になることを懸念する意見なども複数示された。

3. 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の保証について

(1) 保証制度の導入について

保証制度の導入については、第4回WGから本格的に議論が始まったところである。以下、保証制度の導入における主要な論点ごとに、第4回及び5回WGでの議論の概要について解説する。

① 第3回WGまでの議論

第3回WGでは、開示と保証の一体的な適用よりも、早期に開示基準を導入することを優先すべきであるとして、SSBJ基準適用義務化の翌年に保証制度を導入する事務局案が示された。また、保証制度の導入における主要な論点として、以下5つが事務局より示された²³。

論点1	サステナビリティ保証の範囲・水準等
論点2	サステナビリティ保証業務の担い手
論点3	サステナビリティ保証業務に関する保証基準及び倫理・独立性基準
論点4	サステナビリティ保証業務実施者への検査・監督のあり方
論点5	自主規制機関の役割

② 第4回WGでの議論

第4回WGでは、サステナビリティ情報に対する保証制度の方向性として、保証の範囲・水準や、保証業務の担い手などについて、事務局から以下のような案が示され議論が行われた²⁴。

- SSBJ基準の適用義務化の翌年から保証を義務化する
- 保証の範囲については、保証義務から一定期間は温室効果ガス排出量のScope1、2のみを保証対象とする
- 保証水準は、当初は限定的保証とし、今後実務の状況や海外の動向等を踏まえ、合理的保証への移

19 出所：第5回WG事務局説明資料P.2

20 出所：第4回WG事務局説明資料P.15

21 出所：第5回WG事務局説明資料P.5

22 出所：第5回WG事務局説明資料P.7

23 出所：第3回WG事務局説明資料P.38

24 出所：第4回WG事務局説明資料P.32

行の可否について検討する

- 保証業務の担い手は、新たな制度の下で登録を受けた監査法人又はその他の保証業務提供者(保証制度導入後一定期間は仮登録で運用)を想定する
- 保証業務提供者が必要に応じて外部専門家を活用することも考えられる

事務局提案に対し、委員から以下のような様々な意見が示された²⁵。

●保証範囲をScope1、2に限定することについて

段階的な拡大はやむを得ないとしても、諸外国の制度と見劣りしない制度にすべきという意見や、一定期間とはいえScope1・2のみは範囲として狭く、ガバナンスやリスク管理なども保証の対象とすべきという意見、Scope3こそ保証が必要であるため、保証範囲は全てとすべきという意見などが示された。

●保証水準について

事務局案に賛同する意見が複数示された。また、最終的な保証範囲や時間軸を含めた制度導入のロードマップを示して企業の体制構築の準備を促していくべきという意見も複数示された。

●保証業務の担い手について

保証業務の担い手として公認会計士以外も含む制度(profession-agnostic)に賛同するが、法規制上の責任、品質管理、倫理規則などについては、担い手にかかわらず同等かつ高い水準を遵守して高い品質を確保すべきであるという意見や、公認会計士を軸にしてNon-PAを専門家として活用するなど協力体制が取れるとよいという意見、監査法人が最も品質管理、倫理、独立性のベースがあり、国際的な基準にも準拠し、財務情報とのつながりという部分でも望ましいが、Non-PAの活用が必要であり、クオリティの確保も必要どのような制度設計になるのか明確にした上で議論すべき、などの意見が示された。一方で、保証制度の全体的な基本設計がなされていないので、profession-agnosticには反対という意

見も示された。

●登録制度、義務・責任について

仮登録には反対、簡易的な審査ではなく、十分な審査を経て保証業務実施者を登録すべきという意見や、国際監査・保証基準審議会(IAASB)や国際会計士倫理基準審議会(IESBA)で策定された国際的な保証基準や倫理、独立性と共通のルールを担い手に適用すべきという意見、Non-PAを担い手にするのであれば、立法化するために専門家で登録要件などを早急に議論すべき、保証に関する法制度の整備が間に合わないので、保証のスケジュールや範囲の適用を遅らせるというのは反対という意見、新たな制度について、実績や経験に応じて公平に評価・登録される制度が望ましいなどといった意見が示された。

●保証基準、検査監督、自主規制について

保証基準については、国際的に見て遜色ない高い保証の質を求めるのであれば、適切な保証基準に従って業務が実施されるべき、という意見や、国際的な保証基準を参考にしつつ、我が国独自の保証基準を作成すべきなどの意見が示された。

検査監督、自主規制については、Non-PAを含む全ての保証業務提供者が共通の制度によって担保される必要があるという意見、財務諸表監査の枠組みは、これまで人的、資金的にリソースをかけており参考になるという意見や、自主規制機関は既存団体の下部組織ではなく、独立した唯一のものとして、ガバナンスの仕組み、透明性を確保することが重要という意見、倫理や独立性については自主規制機関の方がふさわしく、監督機関もリソースを考えると自主規制機関に委ねるしかないなどといった意見が示された。

③ 第5回WGでの議論

第5回WGでは、第4回の議論を踏まえて、事務局から以下のような案が示され議論が行われた(【図表4】サステナビリティ保証制度の方向性(案)参照)²⁶。

25 出所：第5回WG事務局説明資料P.10、13、14、15

26 出所：第5回WG事務局説明資料P.13～15

【図表4】サステナビリティ保証制度の方向性（案）

論点	方向性（案）
論点1 サステナビリティ保証 の範囲・水準等	■時価総額3兆円以上、1兆円以上、5,000億円以上のそれぞれについて、保証制度導入から2年間は保証範囲をScope1・2、ガバナンス及びリスク管理とし、3年目以降は、国際動向等を踏まえて、本WGにおいて継続して検討することとしてはどうか
論点2 サステナビリティ保証 業務の担い手	■サステナビリティ保証業務を公正かつ的確に遂行するに足りる体制が整備されていることを条件に、保証業務の実施者を公認会計士以外も含む制度（Profession-agnostic）としてはどうか ■保証業務実施者の保証の質を確保するための登録制度を導入（制度の円滑な導入のための仕組みも含む）することとしてはどうか ■保証の質を確保するため、監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず、義務・責任、倫理・独立性など、制度上同等なものとするのが考えられるかどうか
論点3 保証基準、検査監督、 自主規制	■質の高いサステナビリティ保証業務が提供されるための環境を整備するため、国際的な保証基準を参考にしつつ、我が国において保証基準を作成することとしてはどうか ■監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず、検査監督、自主規制は同じものとするのが考えられるか

出所：第5回WG事務局説明資料P.10、13～15を参考にトーマツ作成、下線は第4回事務局案からの修正箇所を筆者加筆

第4回の提案では、サステナビリティ保証の範囲として、「保証適用義務から一定期間は、保証範囲をScope1・2とする」とされていたが、「保証適用義務から2年間はScope1・2に加え、ガバナンスやリスク管理も保証対象に追加」（下線は第4回の提案からの修正箇所を筆者加筆、以下同じ）と、適用義務化時の保証範囲が拡大されている。今後の保証水準についても、「3年目以降は国際動向等を踏まえて、継続して検討する」など、提案が一部修正されている（【図表4】論点1参照）。なお、第5回WGにおいて本論点をロードマップとして示したものが、「サステナビリティ保証制度のロードマップ」として事務局より示されている（本稿「2. サステナビリティ開示基準の導入における論点」の【図表2】参照）。

サステナビリティ保証業務の担い手についても、一定の条件を追加した上で、公認会計士以外も含む制度（Profession-agnostic）とすることが、提案されている（【図表4】論点2参照）。

さらに、保証基準、検査監督、自主規制について、新たな提案が追加されている（【図表4】論点3参照）。

委員からは、事務局提案に賛同する意見が複数示されたが、保証業務の詳細（法定開示として財務諸表とのコネクティビティを踏まえ信頼性をどう担保すべきか、保証報告書の記載はどのようになるのか、保証基準や倫理基準をどうするのか）などについては、様々な意見が示された。

（2）保証制度の導入に関する議論の今後の進め方

① 質の高い保証業務が提供されるために必要な環境整備

第5回WGでは、有価証券報告書におけるサステナビリティ保証制度の今後の前提として、質の高い保証業務の提供が必要であり、そのためには当面の間、以下のような環境整備が必要との考えが事務局より示され²⁷、委員から賛同を得た。

【図表5】 質の高い保証業務が提供されるために必要な環境整備（イメージ）

登録制度 登録要件	➢保証の質を確保するための登録制度を導入（制度の円滑な導入のための仕組みも含む） ➢サステナビリティ保証業務を公正かつ的確に遂行するに足りる体制整備
業務制限・業務	➢監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず制度上同等なもの
保証水準	➢国際的な保証基準を参考にしつつ、我が国において保証基準を作成
倫理・独立性	➢監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず制度上同等なもの
検査・監督自主規制	➢監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず同じもの

※フランスでは個人に対する登録要件も定められている

※罰則その他の責任については、作成者側のセーフハーバーの議論等も踏まえて今後検討

出所：第5回WG事務局説明資料P.17を参考にトーマツ作成

27 出所：第5回WG事務局説明資料P.17

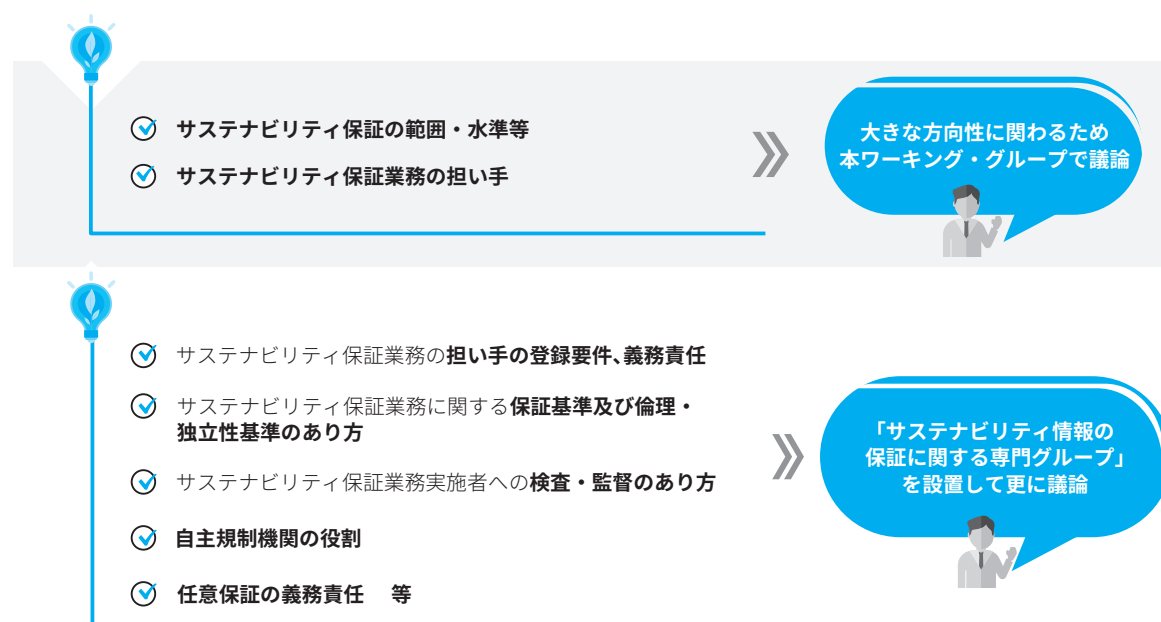
② サステナビリティ情報の保証に関する専門グループの設置

さらに、環境整備にあたって、将来の法改正の検討が必要な事項など詳細については、「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ（以下「保証に関する専門G」という）」を新たに設置して議論することが事務局より提案され²⁸、委員からも賛同を得た。

具体的な今後の進め方として、サステナビリティ保証の範囲・水準等や、保証業務の担い手など、大きな方向

性に係る事項は本WGで検討し、それ以外の事項については、保証に関する専門Gで検討する方向性が事務局より示された（【図表6】サステナビリティ情報に対する保証制度の今後の進め方 参照）。本稿執筆時点では、保証に関する専門Gの委員や検討スケジュールなどは公表されていないが、WGでの検討と並行して、保証制度に関する登録要件や保証基準、検査・監督のあり方など、第5回WGで示された委員の意見を踏まえて、具体的な議論が今後行われると思われる。

【図表6】サステナビリティ情報に対する保証制度の今後の進め方



出所：第5回WG事務局説明資料P22を参考にトーマツ作成

4. おわりに

これまでの5回のWGでの検討を経て、SSBJ基準の適用対象と適用時期についての「基本線」やサステナビリティ情報に対する保証制度のおおまかな方向性が示された。今後、保証制度の導入に関し、将来の法改正も見据えた具体的な検討が、保証に関する専門Gで実施される予定であり、引き続きこれらの議論の状況を注視していく必要があるだろう。

以 上

28 出所：第5回WG事務局説明資料P.22

法務省：「会社計算規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集

『会計情報』編集部

法務省は、2024年12月6日に「会社計算規則の一部を改正する省令案」（以下「本省令案」という。）を公表した。

1. 改正の趣旨

本省令案は、企業会計基準委員会による実務対応報告第46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の公表等を受けて、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）について、所要の改正を行うものとされている。

2. 改正の概要

- (1) 国際最低課税額（法人税法第82条の2第1項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税その他の当該国際最低課税額に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「国際最低課税額に対する法人税等」という。）の金額がある場合における損益計算書について、会社計算規則第93条第1項に基づいて国際最低課税額に対する法人税等の金額をその他の法人税等の金額に含めて表示することに加えて、会社計算規則第93条に第2項として、国際最低課税額に対する法人税等の金額をその他の法人税等の金額と区分して表示することを許容する規定を加えるものとする。これに伴い、会社計算規則第93条第3項（現行第2項）及び第94条について、所要の整備を行うものとする。
- (2) 国際最低課税額に対する法人税等の金額をその他の法人税等の金額に含めて表示する場合

における注記表について、会社計算規則第98条第1項に第18号の3として、注記表に区分して表示すべき項目として国際最低課税額に対する法人税等に関する注記を加え、会社計算規則第115条の3として、その注記の内容とすべき事項を定める規定を加えるものとする。

- (3) その他、会社計算規則第115条の2について、収益認識に関する注記事項の一部を省略することのできる株式会社（会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社）に持分会社も加えるために、所要の整備を行うものとする。

3. 施行日及び経過措置

公布の日から施行する予定であるとされている。また、この省令による改正後の会社計算規則の規定は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例によるものとする予定であるとされている。

意見募集期間は、2025年1月17日までとされている。

詳細については、以下のウェブページを参照いただきたい。

[「会社計算規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集 | e-Govパブリック・コメント](#)

以 上

金融庁：「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表（12月24日）

『会計情報』編集部

金融庁は、2024年12月24日に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表した。

1. 改正の概要

（1）「財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等について

本件については、企業会計基準委員会（ASBJ）において、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等が公表されたことを受け、財務諸表等規則等及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）等について所要の改正が行われている。

（2）「財務諸表等規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正（案）について

ASBJが2024年9月13日までに公表した会計基準を、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第3項及び財務諸表等規則第1条第3項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の

基準とする。

2024年9月13日公表

- 企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」
- 企業会計基準第35号「固定資産の減損に係る会計基準」の一部改正
- 企業会計基準第36号「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の一部改正（その2）

2. 施行日

公布の日から施行する。

意見募集期間は2025年1月24日までとされている。

詳細については以下のウェブページを参照いただきたい。

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について：金融庁

以 上

金融庁：「記述情報の開示の好事例集2024（第3弾）」の公表（サステナビリティに関する考え方及び取組の開示③）

『会計情報』編集部

2024年12月27日に、金融庁より「記述情報の開示の好事例集2024（第3弾）」が公表された。

金融庁では、開示の充実に向けた実務の積上げ・浸透を図る取組として、2018年から毎年、「記述情報の開示の好事例に関する勉強会」（以下「勉強会」）を実施した上で、「記述情報の開示の好事例集」（以下「好事例集」）を公表、更新してきた。

2023年1月に改正された「企業内容等の開示に関する内閣府令」において、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設された。

金融庁では、本改正を踏まえ、どのような開示が投資判断にとって有益と考えられるのかについて、投資家・アナリスト・有識者及び企業関係者による勉強会を開催している。

今般公表された「記述情報の開示の好事例集2024（第3弾）」は、第3回勉強会（テーマ：人的資本、多様性及び人権）での議論の内容を踏まえて、サステナビリティに関する考え方及び取組の開示について取りまとめたものである。

なお、「記述情報の開示の好事例集2024」においては、今後、第4回勉強会以降のテーマを追加して、公表、更新する予定とされている。

詳細については以下の金融庁のウェブページを参照いただきたい。

「記述情報の開示の好事例集2024（第3弾）」の公表（サステナビリティに関する考え方及び取組に関する開示③）：金融庁

以 上

金融庁：「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表（12月27日）

『会計情報』編集部

金融庁は、2024年12月27日に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表した。

1. 改正の概要

企業会計基準委員会（ASBJ）において、企業会計基準公開草案第82号（企業会計基準第27号の改正案）「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」等が公表（コメント募集期間：2024年11月21日～2025年1月20日）されたことを受け、財務諸表等規則等について所要の改正が行われている。

2. 施行日

ASBJにおいて、上記の公開草案の結果を踏まえ公表される企業会計基準「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用日を踏まえて、財務諸表等規則等の施行が予定されている。

意見募集期間は2025年1月27日までとされている。

詳細については以下のウェブページを参照いただきたい。

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について：金融庁

以 上

iGAAP in Focus財務報告

Closing Out—財務報告及びサステナビリティ報告の重点領域

注：本資料はDeloitteの IFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレター¹をご参照下さい。

トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

企業は、引き続き不確実なマクロ経済及び地政学的環境による重大な不確実性に依然として対処している。投資家及び規制当局は、企業がこの困難な状況にどのように対処しているのかについて透明化を確保することを期待している。

本iGAAP in Focus「Closing Out」では、現在の環境を考慮して、関連性がある可能性のある財務報告及びより幅広い企業報告の問題を示し、規制上の焦点となる分野及び会計基準の最近の変更、一貫性があり、比較可能で適時なサステナビリティ関連情報に対する投資家の需要の高まりについても強調している。

不確実性と財務報告

全般的なインフレと金利上昇

多くの経済における高水準のインフレ率と市場金利は、将来のキャッシュ・フローの予測と現在価値の計算に依存する財務報告の複数の側面に影響を与える。一部の経済では現在、インフレ率及び金利は安定又は低下しているものの、企業が関連するリスクにさらされ続けているため、以下の検討事項が引き続き適用される可能性がある。

非金融資産の減損に関して、IAS第36号「資産の減損」は、資産が減損している可能性を示す兆候として、市場金利の上昇を識別している。これは常に当てはまるとは限らない。例えば、市場金利の上昇が問題となっている資産の割引率に影響を及ぼさない場合（例えば、短期金利の変動が長期資産に要求される収益率に影響を及ぼさない場合）、又は企業が顧客に請求する価格を通じて、より高い金利を回収することを見込んでいる場合、又は金利の上昇が小さく、資産の回収可能価額が帳簿価額を上回るヘッドルームについて懸念が生じることがない場

合である。しかし、減損損失の可能性は見逃してはならず、金利の全般的な上昇は、完全な減損レビューが要求されるかどうかを適切に検討することにつながるはずである。

インフレは、廃棄義務のような長期引当金の測定に影響を与える可能性がある。企業は、引当金の測定に使用するインプットが、インフレの影響を組み込む際に整合したアプローチに従うことを確保しなければならない。インフレの影響を含む名目キャッシュ・フローは名目レートで割り引くべきであり、インフレの影響を除いた実質キャッシュ・フローは実質レートで割り引かなければならない。

インフレとその結果としての生活費の増加は、製品が手頃な価格でなくなる可能性がある（生産コストの増加又は顧客の購買力の低下のいずれかのため）。正味実現可能価額への棚卸資産の評価減、及び利益を得て販売できない棚卸資産の購入コミットメントに関する不利な契約の引当金の認識が要求される場合がある。インフレ、特に昇給率は、IAS第19号「従業員給付」に基づいて会計処理される確定給付債務の測定に織り込まれる重要な数理計算上の仮定でもある。インフレが見積りの不確実性の主要な発生要因である場合、企業は、感応度分析のような、IAS第1号「財務諸表の表示」125項から133項で要求される情報を開示する必要性を検討しなければならない。

金利とインフレの両方が、IFRS第16号「リース」に基づくリース負債及び使用権資産の測定に影響を与える可能性がある。また、借手の債務返済能力が低下するため、信用損失への追加のエクスポージャーにつながる可能性があり、その結果、次のようになる。

- 借手の生活費の増加により債務不履行のレベルが増加する可能性があるとする予想される場合、IFRS第9号「金融商品」に基づいて認識されることとなる予想信用損失が増加する。金融機関が使用する予想信用損失モデルの変更、又はそれらのモデルを補完するための「マ

¹ 英語版ニュースレターについては、IAS Plusのウェブサイトを参照いただきたい。

(<https://www.iasplus.com/en/publications/global/newsletters/igaap-in-focus/closing-out-2024>)

ネジメント・オーバーレイ」には、財務諸表の利用者が将来のキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に対する信用リスクの影響を理解できるようにするための開示を伴わなければならない。

- 金融機関以外の企業が、顧客が未払額の支払いに苦闘し、不良債権の増加が見込まれる場合、予想信用損失はより重大（significant）になる。

割引率とキャッシュ・フローに使用される仮定は、特定の計算内で内部的に整合しており、異なる目的で実行される計算間で整合していなければならない。

エネルギー価格の変動

エネルギー価格の変動及び気候変動の影響を低減するための対策を講じる法域を背景に、企業は電力購入契約（PPA）のような再生可能エネルギーの長期契約を締結することが増えている。

フィジカルPPAは、再生可能エネルギー発電施設（風力発電所や太陽光発電所など）で発電された一定量の電力を、一定期間にわたって固定価格で購入することに合意する契約である。通常、再生可能エネルギー発電施設の所有者又は運営者である売手は、買手の敷地又は買手に代わって送電網に電力を供給することに合意する。通常、買手は再生可能エネルギー発電事業者から再生可能エネルギー・クレジット（REC）も受け取る。再生可能エネルギー源から発電される電力の時期／量は予測可能でない可能性があり、PPAで契約した電力の一部が買手が必要としない時期に生産された場合、買手は売却することが要求される。

PPAがIFRS第16号に基づく発電設備のリースであるかどうか、そうでない場合、契約がIFRS第9号2.4項の「自己使用」の要求事項を満たしているかどうか（その場合、PPAはIFRS第9号に基づくデリバティブではなく未履行契約として会計処理される）の評価を含む、フィジカルPPAの適切な会計処理の評価は複雑になる可能性がある。PPAをどのように会計処理するかの評価では、例えば、買手が売却する電力の頻度又は量が自己使用の要求事項を満たさないかどうかを判断する際に、経営者が重大な判断を下すことが要求される場合がある。したがって、買手は、企業の会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表で認識されている金額に最も重大な影響を与えているものに関する、IAS第1号122項の開示要求を検討しなければならない。さらに買手は、PPAの主要な条件（例えば、価格、期間及び契約電力量）と、契約を締結する企業の目的を開示することを検討しなければならない。

また企業は、発電量ごとの契約の固定価格と定期的な決済日における電力のスポット市場価格との差額を反映した金額で、定期的に現金で純額決済するバーチャル電力購入契約（VPPA）を締結する場合もある。通常の

VPPAでは、フィジカルPPAと同様に、買手は特定の数のRECを受領する。

フィジカルPPAと同様に、VPPAがIFRS第9号2.4項の「自己使用」の要求事項を満たしているかどうかの評価が要求される。しかし、VPPAでは、契約に基づいて引き渡されるのはRECのみであり、その結果、「自己使用」の評価はRECにのみに関連する。電力価格にリンクする変動価格要素は、密接に関連していない組込デリバティブを表す。RECの購入が「自己使用」の要求事項を満たし、未履行契約として会計処理される場合、密接に関連していない組込デリバティブは、純損益を通じて公正価値（FVTPL）で別個に会計処理される。理論的には、密接に関連していない組込デリバティブをスポット・レートによる可能性の非常に高い電力の購入のヘッジ手段として利用するヘッジ関係を確立できるかもしれないが、実務上、契約の量（想定元本）の変動性により、達成される可能性は低い。

2024年5月、IASBは、IFRS第9号及びIFRS第7号「金融商品：開示」の修正を提案する公開草案「再生可能電力に係る契約」を公表した。具体的には、

- 自己使用の要求事項について
 - 再生可能電力を購入し引渡しを受ける契約にIFRS第9号の2.4項を適用する際に、企業が考慮することを要求される要因を含める。
 - 発電の源泉が自然に依存している。
 - 購入者が数量リスクのほとんどすべてに晒されている。
- ヘッジ会計の要求事項について
 - 所定の特徴を有する再生可能電力に係る契約を企業がヘッジ手段として用いることを認める。
 - 所定の要件が満たされる場合に、変動数量の電力の予定取引をヘッジ対象に指定する。
 - ヘッジ対象をヘッジ手段について用いるのと同じ数量の仮定を用いて測定する。
- 開示要求について
 - 所定の特徴を有する再生可能電力に係る契約が企業の財務業績並びに企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにする開示要求を追加する。

本修正は、2024年12月に最終化される予定である（本稿執筆時点）。

iGAAP in Focus財務報告「IASBは、特定の特徴を有する再生可能電力に係る売買契約についての修正を提案」²は、本修正案を解説している。

2 本誌2024年7月号（Vol.575）iGAAP in Focus財務報告「IASBは、特定の特徴を有する再生可能電力に係る売買契約についての修正を提案」を参照いただきたい。

不確実性及び金融リスクの開示

金利及びインフレ・リスク

関連性がある場合、企業は、マクロ経済環境の変化が金融リスク・エクスポージャーにどのように影響するか（特定のローン・コミットメントのような、財政状態計算書で認識されていない一部の金融商品から生じるエクスポージャーを含む）、及びこれらのリスクをどのように管理するかを説明することが期待されている。

例えば、変動金利の金融負債により金利リスクに晒されている企業は、合理的に可能性のある金利の変動によって純損益及び資本にどのような影響があるかを示す感応度分析を提供する必要がある。企業は、適切な場合には、合理的に可能性のある金利の変動の範囲が、最近の金利の変動を反映していることを確保しなければならない。異なるクラスの金融商品に対して別個の感応度分析を提供することが適切な場合がある。

IFRS第7号40項(c)で要求されているように、企業が感応度分析の作成に使用する手法及び／又は仮定を変更する場合（例えば、マクロ経済環境の変化に対応して）、当該変更は変更の理由とともに開示される必要がある。

同様に、ボラティリティの高い市場は、リスクの集中度を高める可能性がある。例えば、その借手が借換リスクにさらされている金融機関の場合である（特に、一部の法域の商業用不動産のようなセクター）。企業は、リスク・エクスポージャーの増加に関して追加情報を開示しなければならないかどうかを検討しなければならない。

流動性リスク

企業の流動性リスクを財務諸表の利用者が理解することに役立つように、IFRS第7号は、金融負債の契約上の満期を表形式で開示することを要求しており、重要なことに、流動性リスクをどのように管理しているかの説明を要求している。IFRS第7号B11D項は、満期分析に割引前の契約キャッシュ・フローを反映させ、元本と利息の両方の支払いを含めることを要求している。

企業がサプライヤーに支払うはずだった時期よりも遅い時期に金融機関に支払うオプションを通じて流動性リスクを管理する、サプライヤー・ファイナンス契約によって提供される延長したファイナンスの条件に依存する企業は、当該契約の影響（例えば、契約条件、財務諸表への影響。新たに導入された開示要求について「サプライヤー・ファイナンス契約」を参照）が適切に開示されていることを確認しなければならない。実際、金融機関が当該契約を撤回した場合、特に企業がすでに財政難に陥っている場合、企業の負債を返済する能力に悪影響を与える可能性がある。同様の考慮事項は、ファクタリング契約への依存に関しても関連性がある場合がある。

また、インフレ率と金利の上昇は、融資契約に含まれる特約条項（covenants）を遵守する企業の能力に影響を与える可能性がある。この場合、企業は、非流動に分類されている負債が報告期間後12か月以内に返済すべきものとなる可能性があるというリスクを財務諸表利

用者が理解できるようにする情報を開示するIAS第1号76ZA項の要求事項を検討しなければならない。

関連する新たに導入される要求事項について、「負債の流動又は非流動への分類」も参照。

不確実性と公正価値測定及び開示

現在のマクロ経済状況では、公正価値は不確実性のレベルが高まる可能性がある。公正価値の変動は、企業の財政状態及び業績に重要性がある影響を与える可能性がある。例えば、投資不動産が公正価値モデルを適用して会計処理される場合、又はIAS第36号適用の減損テストを実施する目的の資金生成単位（CGU）の回収可能価額が、処分コスト控除後の公正価値に基づいている場合である。公正価値の測定及び開示は、現在のマクロ経済状況を反映することが重要である。これには、これまで使用していた方法又は仮定の変更が要求される場合がある。

例えば、これまで比較可能な取引に基づいて投資不動産の公正価値を決定していた企業は、不動産市場の活動が低下しているため、関連性のあるデータが限定されていることに気付く可能性がある。その結果、企業は、比較可能な取引アプローチを使用して見積った公正価値が、その状況における価値の合理的な範囲内にあることを確認するために、追加の評価方法を適用する必要がある場合がある。使用した評価技法及び仮定について、明確で企業固有の情報を提供しなければならない。また、企業は、（評価技法の変更及び公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替のような）評価測定の重大な変更、及び当該変更の理由を説明する、IFRS第13号「公正価値測定」91項の要求事項を考慮する必要がある。さらに、企業は、還元利回り（capitalisation rate）及び／又は収益率（rate of return）のようなすべての主要なインプットの開示に注意し、開示がIFRS第13号の開示目的に準拠していることを確認する必要がある。

IFRS第13号の開示要求は、開示目的でのみ実施される公正価値測定にまで拡大することを覚えておくことに価値がある。例えば、IFRS第7号25項は、償却原価で測定された金融資産及び金融負債の公正価値を開示することを企業に要求している（帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている場合を除く）。IFRS第13号で要求される開示には、公正価値ヒエラルキーのレベル、公正価値ヒエラルキーのレベル2及び3に含まれる金融商品の公正価値測定の評価技法及びインプットの説明が含まれる。上記のように、公正価値測定技法の重大な変更及びその理由を説明しなければならない。さらに、金利が上昇する環境下では、金融商品（特に固定金利の債券）の帳簿価額が公正価値に近似しているという結論は、もはや適切ではない可能性がある。

最後に、IFRS第13号93項は、企業が経常的に公正価値で測定される金融資産及び金融負債のレベル3公正価値測定に関して、追加情報を提供することを要求している。この情報には、観測可能でないインプットの1つ以

上を合理的に考え得る代替的な仮定を反映するように変更すると公正価値が著しく変化する場合の定量的情報、当該変更の影響、及び当該変更の影響をどのように計算したかが含まれる。不確実性の状況では、合理的に考え得る代替的な仮定の範囲は広がる可能性がある。感応度の開示は、企業の財務諸表の利用者に意味のある情報を提供するために、十分に詳細でなければならない。

不確実性とIFRS第9号

予想信用損失

IFRS第9号を適用して、予想信用損失（ECL）は、負債性金融商品、リース債権、契約資産、引受ローン・コミットメント及び金融保証から生じるキャッシュ不足の現在の確率加重計算を反映している。ECLの見積りでは、現在の経済環境が借手の返済能力に与える影響、特にインフレ、金利上昇、企業の収益性の低下及び家計所得の減少から生じる影響を考慮しなければならない。信用スプレッドの全般的な拡大は、エクスポージャーが12か月ECLから全期間ECLに移行する可能性を高めることにつながる。これは、現在の不確実なマクロ経済環境及び地政学的環境が、エクスポージャーが最初に認識された時点の信用リスクと比較して、信用リスクの著しい増大を招いた可能性があるという事実を反映している。これは、特定のセクター及び地域へのエクスポージャーが、インフレ率及び金利が他のセクターに比べて不均衡な負担を強いられることを反映して、より集中する可能性がある。

ヘッジ会計

取引がキャッシュ・フロー・ヘッジ関係のヘッジ対象として指定されている場合、企業は、その取引が「可能性の非常に高い予定取引」であるかどうか、そうでない場合は、いまだ発生することが見込まれるかどうかを検討する必要がある。そのため、現在の経済環境は、ヘッジ会計を適用する企業の能力に影響を与える場合がある。例えば、金利上昇の結果として発生することがもはや見込まれない将来の債務の発行をヘッジするために金利スワップを使用する場合がある。

企業が、予定取引の可能性がもはや非常に高くはないが、発生がまだ見込まれると判定する場合、企業は、将来に向かってヘッジ会計を中止しなければならない。その他の包括利益にこれまで認識された利得又は損失は、予定取引が発生するまでキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に留保される。予定取引の発生がもはや見込まれない場合には、企業は、ヘッジ手段に関してキャッシュ・フロー・ヘッジ準備金で認識された利得又は損失の累計額を直ちに純損益に振り替えなければならない。

さらに、信用リスクの増大により、ヘッジ手段とヘッジ対象の間の経済的関係から生じる価値変動に信用リスクの影響が著しく優越する場合、ヘッジ関係が、ヘッジ

有効性の評価を満たさなくなる可能性がある。そのため、企業は、例えば、現在の環境を理由に相手方のデフォルト・リスクが高まること、ヘッジ会計の中止につながるかどうかを評価する必要がある。

関連性がある場合、企業は、報告期間中及び報告期間の末日のヘッジ関係の有効性に関する詳細な開示、及び中止したヘッジ関係に関する情報を提供することを検討する必要がある。

財務諸表における気候関連リスク

しばらくの間、規制当局は、企業が直面する主要なリスクと不確実性の説明とともに、企業の事業の業績及び財政状態の進展、バランスのとれた包括的な分析を提供する際に、気候関連事項とその影響に特に注意を払うよう企業に求めてきた。

財務諸表の情報と年次報告書の他の場所で提供される情報との間のつながり（connectivity）を達成することで、企業は財務業績及び財政状態の包括的かつ統合された見通しを提供することができる。気候関連事項の文脈では、つながりは、財務諸表の利用者が気候変動から生じる企業のリスクと機会をよりよく理解するのに役立つ。また、企業がグリーンウォッシングと認識されるリスクを低減することにも役立つ。

欧州証券市場監督機構（ESMA）は2023年10月に「The Heat is On: Disclosures of Climate-Related Matters in the Financial Statements」³と題するレポートを公表した。このレポートでは、年次財務報告書の中でつながりを識別するために使用される4つのハイレベルの原則を解説している。

1. 一貫性（Consistency and coherence）：仮定が、年次財務報告書の異なる構成要素の中で、また構成要素間で一貫しているように見えるか？
2. 補完性：年次財務報告書の非財務セクションに含まれる情報と財務諸表の間に補完性があるか？
3. 相互参照：年次財務報告書の異なる構成要素内及び構成要素間のリンクはあるか？
4. 繰返しの回避：情報は具体的で財務諸表の理解に有用であるか、それとも単に年次財務報告書の非財務セクションの内容を繰り返すだけであるか？

また、ESMAのレポートは、企業が財務諸表における気候関連事項に関して、より関連性があり透明性の高い情報をどのように提供するかについて、執行機関の見解を示している。特に、本レポートでは、ESMAの一般的な執行優先事項と一貫する気候関連開示の例を提供している。本レポートは欧州の

3 ESMAのウェブサイトを参照いただきたい。（https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2023-10/ESMA32-1283113657-1041_Report_-_Disclosures_of_Climate_Related_Matters_in_the_Financial_Statements.pdf）

発行企業を対象としているが、取り扱っているテーマは他の法域の企業にも関心を寄せている。

情報の一貫性

企業は、年次報告書の他の箇所でも気候関連事項に重点が置かれている程度が、財務諸表に適用された判断及び見積りに気候関連事項がどのように反映されているかを一貫しているかどうかを検討しなければならない。財務報告の目的で使用される予測は、報告日における企業の戦略計画及び計画された行動を反映し、報告日における最良の見積りに基づかなければならない（例えば、短期又は中期の行動が、年次報告書に反映されている記載された長期的な脱炭素化コミットメントを達成するために必要な場合）。特に、温室効果ガスの排出削減及び脱炭素化計画のような、気候関連コミットメント及び目標に焦点を当てなければならない。関連性がある場合、企業は財務諸表において、計画された投資及び移行計画の時期及び財務上の影響を開示しなければならない。企業の気候関連計画の議論に短期的なコミットメントと長期的な計画及び願望の両方が含まれる場合、これらを互いに区別し、どの確定コミットメントを企業の予算及び会計上の仮定に組み込むかを明確にすることが重要である。

気候関連事項に重要性がある場合、IFRS会計基準が当該事項に明示的に言及していなくても、財務諸表の作成において考慮されることが期待される。投資家又は規制当局は⁴、気候関連事項が、財務諸表にどのように影響するか、どの程度影響するか（又は影響しない）についての説明なしに、（例えば、減損テストで）検討されたことを記述する定型的な開示（boilerplate disclosures）に満足すると仮定することはできない。例えば、投資家は、財務報告に使用される企業の予測がパリ協定の目標と一致しているかどうかを理解することを望んでいる。⁵ 異なる気候変動の軌道の下で可能性のあるシナリオ及び可能な結果の範囲は複数ある。企業は、使用する仮定を明確にし、感応度分析をより有効に使用することが重要である。

該当する場合、企業は、（感応度分析を含む）減損テスト又は認識された引当金において使用した仮定と、気候関連のコミットメント、計画及び／又は戦略との間のずれを説明しなければならない。例えば、このようなずれは、企業の気候関連コミットメントが、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を適用して推定的義務を生じさせず、関連する引当金が認識されていない場合に生じる可能性がある。

非金融資産の減損

気候関連リスク（物理的リスク又は移行リスク）に対するエクスポージャーは、減損の兆候である可能性がある

る又は資産又は資産グループの回収可能価額を算定する際に使用する見積キャッシュ・フローに影響を与える可能性がある。気候関連リスクが予測キャッシュ・フロー又は割引率に与える影響は、IAS第36号に基づく開示が要求される重要な仮定となる可能性があるが、その場合、主要な仮定及びその予測が企業の将来のキャッシュ・フローに与える影響についての説明を提供しなければならない。

例えば、減損テストの実施に用いるインプットが気候関連事項と関連し、重要な仮定として識別された場合、企業は、使用した定量化された仮定の開示（例えば、アウトプットの価格設定を通じて炭素コストを回収する企業の予想される能力、又は特定の資産の置換えの時期及び金額を含むカーボン・プライシング）、及びそのような定量化の基礎又は情報源（外部証拠に、より大きくウェイト付けしなければならないことに留意する）、関連性がある場合には、感応度分析を考慮しなければならない。

同様に、気候関連事項が、資産の回収可能価額の見積りに用いた事業計画の仮定、事業計画を超えて考慮した期間及び（割引率及び成長率のような）使用した財務上の仮定に影響を与える場合にも開示が要求される場合がある。

さらに、IAS第36号は、CGUの使用価値がCGUの資産から生じると見込まれる便益の現在のレベルを維持するために必要なキャッシュ・アウトフローを含めるが、資産の拡張に関連するキャッシュ・アウトフローは除外することを要求している。場合によっては、この2つを区別することは（たとえば、脱炭素化計画の一環として）容易ではなく、開示すべき重要な仮定を表す場合がある。

財務諸表の他の分野

また企業は、気候関連事項が財務諸表に与える影響を評価する際に、以下の特定のトピックを考慮する必要がある場合がある。

- 企業が、気候関連事項が事業及び／又は資産及び負債の測定に重要性がある財務上の影響を与えると見込まれないと結論付けた場合、規制当局は、特にエクスポージャーの高いセクターで事業を行っている場合、実施した評価、行った判断及びそのような結論に達するために使用した期間を開示することを期待している。当該開示は、企業の具体的な状況に合わせて調整しなければならない。
- 法的に要求される又は任意で炭素排出量を相殺することを決定した企業は、その結果としての財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローに与える影響について、関連する財務諸表の表示科目を含む、適切な開示

⁴ 例えば、2023年3月にESMAによって公表された最近の報告「第27回EECSの施行データベースからの抜粋」（項目VII及びVIII）を参照。

⁵ 本誌2022年7月号（Vol.551）A Closer Look「気候変動に関するパリ協定に沿ったコーポレート・レポーティングに対する投資家の要求」が、より詳細に解説している。

が行われることを確認しなければならない。これには、例えば、関連する財務諸表項目（例えば、温室効果ガス（GHG）排出枠又はカーボン・オフセットの資産及び／又は排出量引当金）の認識、測定及び表示に使用する会計方針、企業が参加するスキームの主要な条件と性質（スキームが強制か又は任意かを含む）、及び取得した、所有する、負っている、消費した又は売却した炭素排出枠又は再生可能エネルギー証書の数量が含まれる。

2024年10月、ESMAは、カーボン・プライシング・プログラムに関連する財務諸表の考慮事項に関する企業の意識を高めることを目的とした公表文書「Clearing the Smog: 財務諸表における炭素排出枠」⁶を公表した。

本文書は、企業が参加した、又は参加する予定のカーボン・プライシング・プログラムの契約上の特徴、及び企業（そのインダストリー又はセクター）が従う可能性のあるその他の要求事項又は規制を慎重に分析するよう企業に促している。契約上の特徴及び商品が異なることにより、会計処理も異なる場合がある。検討すべき論点には以下が含まれる。

- カーボン・プライシング・プログラムは、IFRS会計基準における資産の定義を満たす権利を生じさせるか？その場合、資産の性質、認識の時期及び測定はどうか？
- 企業は炭素排出枠を取得する義務を有するか？その場合、負債はいつ認識しなければならないか？どのように測定しなければならないか？
- カーボン・プライシング・プログラムが生み出す収益又は費用の項目の性質は何か、また、これらの金額はどの時点で認識しなければならないか？
- カーボン・プライシング・プログラムに関連するキャッシュ・フローは、キャッシュ・フロー計算書においてどのように分類しなければならないか？
- 財務情報の利用者がカーボン・プライシング・プログラムの影響を理解するためには、どのような開示が必要か？

- グリーン・ファイナンス（例えば、ESGインデックス・ローンの発行）を行う金融機関は、財務諸表の利用者が影響を理解し、これらの金融商品に関連する特定のリスクの性質及び程度を評価するために必要な情

報の開示を検討する必要がある（例えば、金融商品の主要な特性、帳簿価額、満期、環境規準、それらの金融商品に関連する特定のリスク、キャッシュ・フローへの影響及び感応度、及びこれらのリスクをどのように管理しているか）。また、企業の会計方針の適用に重大な判断が伴う場合、例えば、ESG連動金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本及び／又は元本残高に対する利息の支払であるかどうかを評価する場合にも、開示が要求される場合がある。

IFRS第9号及びIFRS第7号の最近の修正（以下の「主な新しい会計上の要求事項」も参照）により、金融資産の契約上のキャッシュ・フローが基本的な融資の取決めと整合的であるかどうかを企業がどのように評価するかに関する要求事項が変更された。これは、ESGにリンクする要素を有する金融資産にこれらの要求事項を適用することを支援することを目的としており、そのような金融商品が償却原価で測定される可能性が高まる。

本修正は、2026年1月1日以後開始する事業年度に発効するが、企業は、それ以前の期間にすべての修正又は金融資産の分類に関連する修正のみを早期適用することが認められる。

デロイトのA Closer Look「気候変動に関するパリ協定に沿ったコーポレート・レポート・レポーティングに対する投資家の要求」⁷は、気候に関する投資家の期待の背景と、どの要求事項がIFRS財団の公表物である「In Brief : IFRS基準と気候関連の開示」⁸及びIASBの教育的資料「気候関連事項が財務諸表に与える影響」⁹によって強調されているか、及びそれらの要求を実務においてどのように適用する可能性があるかについて提供している。さらに、

- 2024年4月、IFRS解釈指針委員会は、財務諸表における気候関連コミットメントの影響を評価するために実施すべき分析を説明するアジェンダ決定を公表した。
- 2024年7月、IASBは、公開草案「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性—設例案」を公表した。IASBは、企業が財務諸表において気候関連及びその他の不確実性の影響を報告するために、IFRS会計基準の要求事項をどのように適用するかを例示する8つの設例をIFRS会計基準に

6 ESMAのウェブサイト参照いただきたい。（https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2024-10/ESMA32-483087481-68_Statement_Clearing_the_smog_-_Accounting_for_Carbon_Allowances_in_the_FS.pdf）

7 本誌2022年7月号（Vol.551）A Closer Look「気候変動に関するパリ協定に沿ったコーポレート・レポート・レポーティングに対する投資家の要求」を参照いただきたい。

8 IASBのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/news/2019/november/in-brief-climate-change-nick-anderson.pdf>）

9 日本語訳についてASBJのウェブサイト参照いただきたい。（https://www.asb-j.jp/jp/iasb_activity/press_release/y2023/2023-0704.html）

追加することを提案している。設例案は大半が気候関連の不確実性に焦点を当てているが、示されている原則及び要求事項は他の種類の不確実性にも同様に適用される。EDのコメント期間は2024年11月28日に終了した。iGAAP in Focus財務報告「IASBは、財務諸表における気候関連及びその他の不確実性についての設例案を提案」¹⁰は、設例案を解説している。

サステナビリティ報告の動向

国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）

ISSBの目的は、資本市場のサステナビリティ情報ニーズを満たす高品質なサステナビリティ開示基準を開発することである。

現在までに、ISSBは、最初の2つの基準を公表している。IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及びIFRS S2号「気候関連開示」である。

- IFRS S1号は、一般目的財務報告の主要な利用者が企業に資源を提供することに関連する決定を行う際に有用である、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を企業が開示するための全般的な要求事項を示している。
- IFRS S2号は、一般目的財務報告の主要な利用者が企業に資源を提供することに関連する決定を行う際に有用である、気候関連リスク及び機会に関する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

両基準は、2024年1月1日以後開始する事業年度に発効し、作成者にサステナビリティ関連財務開示と財務諸表を合わせるためのさらなる期間を認める実質的な移行の救済措置がある。基準は2024年1月1日に発効するが、法域が基準をアドプションしたときのみ強制適用されることになる。30を超える法域が、法的又は規制上のフレームワークにおいて、IFRSサステナビリティ開示基準を使用することをすでに決定した又は導入する段階である。これらの法域は、GDPベースで、グローバル経済の半分超を示している。デロイトの「法域ごとのIFRSサステナビリティ開示基準のアドプション」¹¹は、ISSB基準をアドプションした又はアドプションする過程にある法域の概要を提供している。

デロイトのiGAAP in Focusサステナビリティ報告「ISSBが、最初のIFRSサステナビリティ開示基準を公

表」¹²は、IFRS S1号及びIFRS S2号の主要な要求事項を解説している。

重大な域外への広がりをもつ法域の進展

欧州連合の企業サステナビリティ報告指令（CSRD）及び欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）

CSRDは、投資家、市民社会、その他の利害関係者向けの企業のマネジメント・レポートのサステナビリティ報告を改善し、それによって欧州グリーンディール及び国連の持続可能な開発目標（SDGs）に沿った完全に持続可能で包括的な経済及び金融システムへの移行に貢献することを目的としている。

CSRDの対象となる企業範囲は広く、限定的な例外はあるものの、EUの規制市場に証券を上場している（非EU企業を含む）企業が含まれる。その範囲は、（非EUの親会社のEU子会社を含む）特定の非上場のEU企業にも拡大している。

ESRSの最初のセットには、以下が含まれる。

- 以下を取り扱う2つの横断的基準：
 - サステナビリティ関連情報を作成及び表示する際に企業が準拠すべき全般的な要求事項（ESRS 1）。これには、ダブル・マテリアリティの原則を使用して報告する重要性の評価を実施する要求事項が含まれる。
 - 活動のセクターに関係なく（すなわち、セクター共通）、サステナビリティのトピック横断的に、すべての企業に適用される全般的開示（ESRS 2）
- セクター共通の観点から環境、社会及びガバナンスのトピックをカバーする10のトピック別基準

CSRDは、異なる種類の企業について、ESRSに従った強制開示の発効日を指定している。企業の最初のグループは、2024年1月1日以後開始する期間にESRSを適用することが要求される。新しい要求事項への効果的かつタイムリーな移行に必要な時間と労力は、かなりのものになる可能性がある。したがって、データ収集、内部統制及び強制される保証の要求をサポートする手続に関する重要な組織上の決定は、慎重に検討する必要がある。

これらの要求事項を適用する企業にとって、次の文書が利用可能である。

- 2024年11月、欧州委員会（EC）は、2024年8月に草案として公表した90のよくある質問（FAQ）¹³のセットを官報（official journal）に公表した。FAQは、ESRS、タクソノミ規則開示、デジタル・フォーマッ

¹⁰ 本誌2024年11月号（Vol.579）iGAAP in Focus財務報告「IASBは、財務諸表における気候関連及びその他の不確実性についての設例案を提案」を参照いただきたい。

¹¹ IAS Plusのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.iasplus.com/en/publications/global/special-topics/sustainability/issb-adoption-tracker>）

¹² 本誌2023年9月号（Vol.565）iGAAP in Focusサステナビリティ報告「ISSBが、最初のIFRSサステナビリティ開示基準を公表」を参照いただきたい。

¹³ EUの官報（Official Journal）の該当ページを参照いただきたい。（https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C_202406792）

トの要求事項、保証、サステナブル・ファイナンス開示規則に関する多くのFAQとともに、CSRDに基づく特定のサステナビリティ報告の要求事項の解釈を明確にしている。

- 2024年5月、EFRAGは、EFRAG IG1号「重要性評価」、EFRAG IG 2号「バリューチェーン」、EFRAG IG 3号「詳細なESRSデータポイント」及び付属する説明文書の3つのESRS適用ガイダンス文書を公表した。さらに、EFRAGは、EFRAG ESRS Q&Aプラットフォームを通じて受け取ったテクニカルなESRSの質問を含む説明文書の編集物を公表した。これらEFRAGの文書には権威がない。

2024年7月、ESMAは、大規模な企業によるESRSの最初の適用に関する公表文書¹⁴を公表し、ESMAの見解では、ESRSサステナビリティ報告の作成に特に関連性がある5つの注目すべき領域を強調した。

- 高品質のサステナビリティ報告を促進するためのガバナンス体制及び内部統制を確立する。
- ダブル・マテリアリティ評価を適切に設計及び実施し、透明性を確保する。
- 移行に関する救済措置の使用について透明性を保つ。
- 明確に構造化され、デジタル化に対応したサステナビリティ・ステートメントを作成する。
- 財務諸表とサステナビリティ報告との間のつながりを創造する（create）。

さらに、ESMAは、新しい要求事項を適用する際にECからのガイダンスを慎重に検討することの重要性を強調し、基準と例示の実務における使用に関する洞察を提供するEFRAGのサポート資料を参照することを強く推奨している。

ESMAは、2024年の共通の施行優先事項において、サステナビリティ・ステートメントに関連する優先事項として以下の項目を識別している。

マテリアリティに関して、ESMAは、

- マテリアリティ評価プロセス自体について、影響を受ける利害関係者とのエンゲージメントに関するものを含め、詳細な開示の必要性を強調する。
- マテリアリティに関係なく、特定の開示要求（DR）及びそのデータポイントが強制されることをリマインドする。
- 重要性があるIROについてESRSが取り扱っていない場合、又はESRSが十分に取り扱っていない場合には、企業固有の情報が要求される一方で、そのような情報は、それが重要性があり、ESRS

第1号に記載されている情報の質的特性を満たす場合にのみ含めるべきであることを強調する。

- サステナビリティ・ステートメントで準拠したDRをページ及びパラグラフ番号を含めて列挙し、ESRS第2号付録Bに列挙されている他のEU法規から派生したすべてのデータポイントの表を含め、識別された、インパクト・リスク・機会（IRO）が企業固有の開示ではなくDRを適用することによってカバーされているかどうかを示す要求事項を強調する。

サステナビリティ・ステートメントの範囲及び構成に関して、ESMAは、

- サステナビリティ・ステートメントは、財務諸表と同じ報告企業のものでなければならないことをリマインドする。
- （経過的な救済措置の適用を条件として）サステナビリティ報告書で提供される情報は、企業のバリューチェーンにつながりがある（connected）重要性があるIROに関する情報を含むように拡張されていることに留意する。
- 過去にサステナビリティ報告書の代替的な表示形式に大きく依存していた企業に対して、そのアプローチがESRS第1号に規定されたサステナビリティ報告書の構成に準拠しているかどうかを評価することを推奨する。
- 内部の相互参照及び参照による組込みを使用する意向である企業は、報告される情報へのアクセス及び理解の促進を含む全般な表示目的を準拠していることを確認することを推奨する。
- 金額又はその他の定量的情報がサステナビリティ・ステートメントと財務諸表の両方に含まれている場合、ESRS第1号124項は前者から後者への参照を要求することをリマインドする。

EUタクソノミに関して、ESMAは、

- 開示委任法（Disclosure Delegated Act）に定められたテンプレートの使用は、適応又は修正を伴わず、企業の経済活動の適格性及び調整のレベルとは無関係に、強制されることをリマインドする（テンプレートは、非常に限られた状況でのみ省略できる）。
- 経済活動が複数の環境目標の対象となる状況に特に注意を払うことを企業に要求する、二重計上を避けることの重要性を強調する。このような状況では、最も関連性の高い目的を太字で示さなければならず、開示要求を適切に適用するために、企業がテンプレート内の数行にわたって活動を分解することが要求される場合があることを強調する。
- 売上高及びCapEx KPIに含まれるさまざまな構成

14 ESMAのウェブサイト参照いただきたい。（https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2024-07/ESMA32-992851010-1597_-_ESRS_Statement.pdf）

要素は、財務諸表への参照を含めなければならないことをリマインドする。

- ERS E1-1は、気候変動緩和のための移行計画に関する開示を要求していることに留意し、これには、活動とEUタクソノミとの整合性に関する目的又は計画の説明が含まれ、EUタクソノミの開示と移行計画の開示との間の整合性の重要性を強調する（該当する場合）。
- 金融機関が、KPIから除外されたエクスポージャーについて、タクソノミの整合性を見積りを自発的に開示する場合、又はタクソノミの整合性を示すための情報を欠いている場合、そのような開示は必要なKPIから明確に分離され、適用されるメソドロジーに関する適切な説明を含まなければならないことに留意する。

以下のデロイトのニュースレターは、さらなる情報を提供している。

- iGAAP in Focus欧州サステナビリティ報告「欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の最終化」¹⁵は、ESRSの1stセットを解説している。
- iGAAP in Focus「EUタクソノミー企業報告の要求事項」¹⁶は、EUタクソノミ規則の要求事項を解説している。
- iGAAP in Focus「企業サステナビリティ報告指令（CSRD）に基づく『適正な表示』」¹⁷は、CSRDの下での「適正な表示」に関連する考慮事項及びサステナビリティ報告書の作成に対する影響について解説している。

相互運用可能性のガイダンス

2024年5月、IFRS財団とEFRAGは、IFRSサステナビリティ開示基準とESRSの両方を適用する企業を支援する相互運用可能性のガイダンス¹⁸を公表した。このガイダンスでは、2つの基準間の整合（alignment）の概要を示す。ESRSにおけるファイナンシャル・マテリアリティの定義は、IFRSサステナビリティ開示基準における重要性の定義と整合しており、共通に定義されている用語が多数あり、気候に関するIFRSサステナビリティ開示基準の開示のほとんどすべてがESRSに含まれていることを指摘している。

しかし、これは、企業が1つの基準を適用することで、自動的に他の基準への準拠を主張できることを意味するものではない。両基準を一緒に適用する場合は、それぞれの基準の目的及び要求事項を考慮するよう注意する必

要がある。例えば、それぞれの基準、特にESRSで規定されている追加の気候関連開示要求で識別していることを確認する必要がある。さらに、ESRSは、一般目的財務報告書の利用者よりも幅広い関係者の情報ニーズを満たすことを意図していることに留意する必要がある（ダブル・マテリアリティの原則を適用していることを前提として）。

相互運用性ガイダンスは、関連性がある基準と併せて読まなければならない。企業は、IFRSサステナビリティ開示基準又はESRSの要求事項を満たすために、当該ガイダンスに単独で依拠することはできない。

米国

● 証券取引委員会（SEC）

2024年3月、米国SECは、外国登録企業を含む登録企業に対し、年次報告書及び登録届出書において気候関連の開示を要求する規則を採択した。本規則は、適用を2025年から2033年まで段階的に導入することを示している。その後、SECは、最終規則に異議申立の司法審査が行われるまでの間、最終規則の発効日を自主的に延期（一時停止）した。訴訟の結果は不明であり、審査には数か月以上かかる可能性があるため、SECが最終規則の現行の強制適用日を維持するか延期するかは不明である。

財務諸表において要求される開示には、次のものが含まれる。

- 異常気象現象及びその他の自然条件による財務諸表への影響、及び企業の財務上の見積り及び仮定についての重要性がある影響
- カーボン・オフセット、及び再生可能エネルギークレジット又は証書（REC）が企業の気候関連のターゲット及びゴールを達成するために重要性がある要素（material component）である場合、カーボン・オフセット及びRECのロールフォワード

財務諸表外で求められる開示には、以下のものが含まれる。

- 大規模早期提出会社及び早期提出会社の場合、重要性があるスコープ1及びスコープ2の温室効果ガス排出量。段階的に導入される保証の要求事項がある。
- ガバナンス及び重要性がある気候関連リスクの監督
- 企業の戦略、ビジネス・モデル及び見通しに対する気候変動リスクの重要性がある影響
- 重要性がある気候関連リスクのリスク管理プロセス
- 重要性がある気候に関するターゲット及びゴール

¹⁵ デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.iasplus.com/en/publications/global/igaap-in-focus/2023/esrs-final>）

¹⁶ IAS Plusのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.iasplus.com/en/publications/global/igaap-in-focus/2023/eu-taxonomy>）

¹⁷ デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/audit/crd/jp-crd-igaapinfocus-20241010.pdf>）

¹⁸ IFRS財団のウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2024/05/ifrs-foundation-and-efrag-publish-interoperability-guidance/>）

iGAAP in Focusサステナビリティ報告「米国SECが、環境関連の開示を要求するルールを適用」¹⁹では、このルールについて詳しく解説している。

●カリフォルニア

2023年10月、カリフォルニア州知事は、カリフォルニア州で事業を行う特定の米国の公開及び非公開企業が定量的及び定性的の双方の気候関連の開示を提供することを、一括して要求する3つの法案に署名した。

法案SB-253「気候関連企業データ説明責任法 (Climate Corporate Data Accountability Act)」及びSB-261「温室効果ガス：気候関連の財務リスク (Greenhouse Gases: Climate-Related Financial Risk)」は、米国において温室効果ガス排出及び気候変動リスクの企業報告を義務付ける、最初のインダストリー共通の米国の規則を定める。

さらに、カリフォルニア州議会法案であるAB-1305「自主的な炭素市場開示 (Voluntary Carbon Market Disclosures)」は、気候関連の排出権のグリーンウォッシングに対抗することを目的としており、カリフォルニア州内で自主的なカーボン・オフセット (VCO) を市場売却又は売却する米国及び国際的な企業、及びカリフォルニア州で事業を行い、カリフォルニア州で特定の気候関連排出権を行う企業 (VCOを購入又は使用しているかどうかにかかわらず) に対する要求を定める。

SB-219「温室効果ガス：気候に関する企業の説明責任：気候関連の財務リスク」は、2004年9月に署名され、SB-253の準拠に伴う財務上の負担を軽減することに役立てるために、以下のことを認めている。

- 企業が、連結親会社レベルでの排出量開示報告書を提出する。
- カリフォルニア州大気資源局は、スコープ3のGHG排出量報告のスケジュールを設定する。

SB-253及びSB-261に対する異議申立は続いている。2024年1月に提訴した「Chamber of Commerce of the United States of America v. California Air Resource Board」の原告は、SB-253とSB-261が「気候変動に関連する言論を違法に規制しようとしている」と主張し、これらの法案は憲法修正第1条及びその他の連邦法に違反していると主張している。彼らは、カリフォルニア州中央地区連邦地方裁判所に対し、SB-253及びSB-261を無効と宣言し、いかなる強制力も効力もないと宣言するよう求めている。しかし、SB-253及びSB-261は、そのような異議申立が解決されるまで引き続き有効である。

iGAAP in Focusサステナビリティ報告「カリフォルニア州の気候法—新しい州議会法案での報告期限に変更なし」²⁰は、州議会法案の内容を説明している。

気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)

IFRS S1号及びIFRS S2号の公表後、金融安定理事会 (FSB) は、TCFDがその権限を果たしたと結論付け、ISSB基準がサステナビリティ開示のグローバルなフレームワークとして機能するべきであることを認識した。そのため、FSBは、2024年から気候関連情報開示のモニタリングを、TCFDからIFRS財団に移管することを発表した。

しかし、TCFDの報告義務の対象となる企業は、関連性がある当局がISSB基準に基づく報告を認める又は要求するように要求事項を修正しない限り、TCFD提言に沿った開示を継続しなければならない。

規制当局は、企業が公表した気候変動の影響についての情報の品質に焦点を合わせている。たとえば、2022年に英国財務報告評議会 (FRC) は、TCFDの開示及び財務諸表における気候関連報告のテーマ別レビューを実施した。レビューの結果は、ベストプラクティスの例が存在するため、これらの分野での報告及び開示に対してより伝統的な「様子見」アプローチを採用している企業への期待をより明確にしている。FRCは、気候報告は取締役会レベルのトピックとしてしっかりと設定しなければならないことを強調した。

FRCのテーマ別レビューでは、企業が改善できる重要な問題が指摘された。これらの分野は、英国外のTCFD又はサステナビリティ情報についてより広範に報告する企業にとって、有用な考慮事項を提供する可能性がある。

- 粒度と特定性**—企業は、企業全体のリスク及び機会に関する情報を提供し、必要に応じて事業 (business)、セクター及び地域別に分解して提供しなければならない。
- バランス**—気候関連のリスク及び機会に関する議論は、気候関連の機会の可能性を説明する際に、新技術の開発への依存についての議論を含め、予想される規模に比例しなければならない。また、リスク及び機会の可能性及び依存関係を記述する際に、バランスも必要である。例えば、現在の炭素集約型の収益源の喪失は、脱炭素化の必然的な機能であるかもしれず、代替的な収益源は現在、初期段階又は開発中の技術に依存しているかもしれない。これらの依存関係の開示は、移行リスクが低炭素経済における機会によって自然に相殺されるという印象を与えないために重要である。
- 他のナラティブ開示との相互リンク**—TCFDの開示

¹⁹ IAS Plusのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.iasplus.com/en/publications/global/newsletters/igaap-in-focus/sec-climate-rule)

²⁰ IAS Plusのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.iasplus.com/en/publications/global/igaap-in-focus/2024/california-climate-update)

は、例えば、シナリオ分析の結果をナラティブ・レポート内企業の全体戦略の説明に組み込むことにより、ナラティブ・レポートの他の要素と統合しなければならない。

- **重要性（マテリアリティ）**—企業は、TCFDの全セクターガイダンス及び補足ガイダンス²¹をどのように組み込むかについての説明を提供しなければならない。開示が行われていない場合は、省略の理由を含めなければならない。特に、企業がこれらの開示を検討し、重要性がないと判断したかどうか、又はこれらの開示の対象となる事項が企業の内部評価で対処されていないかどうかを明確にしなければならない。
- **TCFDと財務諸表開示のつながり**—TCFD報告で識別された気候関連リスクと機会は、財務諸表の裏付けとなる判断及び見積りに適切に統合されなければならない。企業はまた、気候変動と移行計画に対応して、セグメント別報告の表示と分解された収益開示を再評価することを検討しなければならない。
- **ガバナンス**—企業は、気候関連のパフォーマンス目標の検討及び主要な資本的支出、買収及び処分に関する決定に対する気候の影響など、気候関連事項の監督に関する具体的な情報を提供しなければならない。また、気候関連リスクをどのように管理しているか及び気候関連指標が報酬方針に与える影響についても開示を検討しなければならない。
- **戦略**—戦略に関する情報はきめ細かく、シナリオ分析に含まれる詳細レベルは、定量的指標を含め整合していなければならない。リスクと機会に関する企業の議論は、機会に不釣り合いに重み付けしてはならない。
- **リスク管理**—気候関連事項は、全体的なリスク管理プロセスに統合しなければならない。特に、気候関連リスクの優先度及び重要性を評価するプロセスを十分に説明しなければならない。気候関連のリスク及び機会の潜在的な影響は、「高い」や「低い」などの用語のみで説明するのではなく、可能な限り定量化しなければならない。これは、気候関連の機会の影響が、リスクの影響をどの程度上回るかもしれないか又は上回らないかもしれないかを示す上で特に重要である。
- **指標と目標**—指標は、スコープ1及び2の排出量のみには焦点を絞るのではなく、他の気候関連のリスクと機会の指標も含めなければならない。目標に対する進捗状況の読者の理解をサポートするために、過去データ及び変動の説明を提供しなければならない。
- **保証**—企業は、与えられた保証のレベル及びそれがカバーするものを明確に説明しなければならない。「検証済み（Verified）」などの用語は、実際に取得されたよりも高いレベルの保証を意味する可能性があるため、避けなければならない。

2023年7月、英国FRCは、気候関連の指標と目標の開示の品質に関するテーマ別レビューの結果を公表し

た。本レビューは、ネット・ゼロ・コミットメントと中間排出目標に関する企業の開示の品質が徐々に向上していることを示している。しかし、報告書は、以下の点を指摘している。

- 目標を達成するための具体的な行動及びマイルストーンの開示が不明確な場合があり、企業間の指標の比較可能性は依然として困難である。
 - 表示する情報の量が多いため、多くの企業は、低炭素経済への移行計画を明確かつ簡潔に説明するのが難しいと感じている。
 - 気候目標が財務諸表にどのように影響するかについての説明にはまだ改善が必要である。「検討されている」気候に関する定型的（ポイラプレート）な文章は、影響に関する洞察をほとんど提供しない。
- 気候関連リスクの広範な内容及び重大さ、及び利害関係者の期待の高まりと規制当局の注目に鑑み、企業は、自主的又は強制的なTCFD開示を提供している、又はISSB基準又はESRSを適用してサステナビリティ関連情報を提供する準備をしているかどうかに関係なく、上記の点を考慮しなければならない。

通貨と超インフレ

高レベルの全般的なインフレ水準による、超インフレ（この用語はIAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」で定義されている）の対象となる法域の数が増加している。したがって、企業は以下の課題にますます直面している。

- 経済がIAS第29号で定義されている超インフレであるかどうかを判断することに、困難な場合がある。当該定義には、3年間の累積インフレ率が100%に近づいているか又は超えるかどうかを含む、超インフレのいくつかの特徴が含まれている。また、財務諸表の金額にどの一般物価指数を適用するべきかを決定することも難しい可能性がある。
- 現地通貨と国際通貨の両方が一般的に使用されている状況での、企業の機能通貨を決定する際の困難。これは、現地通貨が超インフレである場合に特に重大になる可能性がある。IAS第29号は、（その経済で活動する企業によってではなく）機能通貨が超インフレ経済の通貨である企業によってのみ適用される。また、IAS第21号「外国為替レートの変動の影響」では、「企業は、IAS第29号に従った修正再表示を、例えば、本基準に従って決定される機能通貨以外の通貨（親会社の機能通貨など）を機能通貨として採用することによって、避けることはできない。」と具体的に規定されていることにも留意すべきである。
- 現地通貨とグローバルに取引される通貨間の交換が制限されている場合、単体財務諸表の貨幣性項目を換算し、在外営業活動体の財務諸表を親会社の表示通貨で

²¹ TCFDのウェブサイト参照いただきたい。(https://www.fsb-tcf.org/publications/#implementing-guidance)

換算するための適切な為替レートを識別することが困難な場合がある。この問題は超インフレ経済に特有ではないが、「ハード」通貨の不足、したがって為替制限の必要性は、現地通貨が価値を失っている経済の特徴であることが多い。

iGAAP in Focus財務報告「IASBは、通貨が交換可能な場合、及び交換可能でない場合に為替レートをどのように決定するかを明確にするためにIAS第21号を修正する」²²は、通貨が交換可能である場合及び交換可能でない場合に為替レートをどのように決定するかを定めるガイダンスを提供する、2023年8月にIASBが公表した「交換可能性の欠如」（IAS第21号の修正）を解説している。

インフレ又は為替の問題が重大な判断につながる、又は見積りの不確実性の発生要因となる場合、IAS第1号122項及び125項で要求されているように開示を提供しなければならない。

2024年10月に公表された国際通貨基金（IMF）の直近のインフレ予測やIAS第29号で定められた指標を含む、執筆時点の入手可能なデータに基づいて、以下の経済は、2024年12月31日以後終了する報告期間の財務諸表においてIAS第29号を適用する目的及びIAS第21号に従った在外営業活動体の再換算を行う超インフレにあると広く考えられている。

- | | |
|-----------|------------|
| ●アルゼンチン | ●シエラレオネ |
| ●エチオピア | ●南スーダン（新規） |
| ●ガーナ | ●スーダン |
| ●ハイチ | ●スリナム |
| ●イラン | ●シリア |
| ●ラオス（新規） | ●トルコ |
| ●レバノン | ●ベネズエラ |
| ●馬拉ウイ（新規） | ●ジンバブエ |

イエメン

イエメンは、2024年6月30日以後終了する報告期間について、もはや超インフレ経済として識別されない。

エジプト

2024年9月現在、エジプトの3年間の累積インフレ率は100.6%であった（エジプト中央銀行による）。直近数か月におけるインフレは大幅に鈍化している。2024年10月に公表されたIMF世界経済見通しの報告書には、2024年12月の予測は含まれていなかったが、2025年6月までの3年間の累積インフレ率の予測は100.8%とされていた。現在及び予測される3年間の累積インフレ率が100%をわずかに超えているだけであり、最近のインフレの鈍化を考慮すると、エジプトは現在のところ超インフレ経済とは識別されていないが、注意深くモニターするべきである。

ナイジェリア

2024年9月時点におけるナイジェリアの3年間の累積インフレ率は103.1%であった（ナイジェリア国家統計局による）が、2024年4月に公表されたIMF世界経済見通しの報告書においては、2024年に100%を超えるインフレ率は予測されていなかった。また、2024年10月に公表されたIMFの世界経済見通しの報告書では、2024年12月までの3年間の累積インフレ率の予測は下方修正され（101.8%）、新たに開設されるダンゴテ石油精製所が2024年末から2025年にかけてインフレに大きな抑制効果をもたらすと予想されている。その結果、ナイジェリアは現在のところ超インフレ経済とは識別されていないが、注意深くモニターするべきである。

今後数か月で3年間の累積インフレ率の減少が観察できない場合、エジプト及び/又はナイジェリアは、2025年6月30日以降の報告期間において超インフレ経済として識別される可能性がある。

その他の国

2024年11月15日現在、超インフレをモニターすべき通貨である他の国には、アンゴラ、ブルンジ、ミャンマー、パキスタン及びスリランカが含まれる。特にブルンジはインフレが進行傾向にあり、2025年初頭に3年間の累積インフレ率が100%を超える可能性がある。

企業は、IAS第29号適用の目的のために超インフレと広く考えられる経済のリストが、その報告日までに変更になる可能性があることを、理解しなければならない。

主な新たな会計上の要求事項

今後の会計上の要求事項の完全なリストについては、このニュースレターの付録を参照いただきたい。

2024年1月1日以後開始する事業年度に発効

負債の流動又は非流動の分類

2020年及び2022年のIAS第1号の修正は、

- 決済が、現金、資本性金融商品、他の資産又はサービスの相手方への移転を指すことを明確にする、「決済」の定義を導入する。
- 負債の流動又は非流動としての分類は、報告期間の末日現在に存在する権利に基づくことを明確化する。
- 分類は、企業が負債の決済を延期する権利を行使するかどうかについての見込みの影響を受けないことを規定する。
- 決済を少なくとも12か月にわたり延期する企業の権利に対する、特約条項（covenants）の影響を規定する。
- 財務諸表の利用者が特約条項付の非流動負債が12か月以内に返済すべきものとなる可能性があるリスクを理解できるように、注記で情報を開示する要求事項を

²² 本誌2023年10月号（Vol.566）iGAAP in Focus財務報告「IASBは、通貨が交換可能な場合、及び交換可能でない場合に為替レートをどのように決定するかを明確にするためにIAS第21号を修正する」を参照いただきたい。

導入する。

特に、本修正は、企業が報告期間の末日以前に遵守することが要求される特約条項のみが、報告日から少なくとも12か月にわたり、負債の決済を延期する企業の権利に影響を与えることを規定している。逆に、報告期間の終了後にのみ遵守が要求される特約条項は、そのような権利が存在するかどうかに影響を与えない。ただし、企業が将来の特約条項を遵守することに困難がある可能性があると思込んでいる場合には、企業はこのリスクに関する情報を（上記のとおり）開示し、継続企業及び流動性リスクへの影響を検討しなければならない。

iGAAP in Focus財務報告「IASB、特約条項付の負債の分類に関するIAS第1号の修正を公表する」²³は、IAS第1号の主要な修正点を解説している。

サプライヤー・ファイナンス契約

2023年、IASBは、企業に対してサプライヤー・ファイナンス契約に関する追加開示を要求するよう、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」及びIFRS第7号を修正した。この情報には、次のものが含まれる。

- サプライヤー・ファイナンス契約の契約条件
- 関連する負債の帳簿価額及びこれらの金額が表示されている科目
- サプライヤー・ファイナンス契約に関連する金融負債と、サプライヤー・ファイナンス契約の一部ではない比較可能な営業債務の両方の支払期日の範囲
- 仕入先がすでに資金供給者から支払を受けている負債の帳簿価額

これらの開示要求の目的は、サプライヤー・ファイナンスの契約が企業の負債及びキャッシュ・フロー、及び流動性リスクへのエクスポージャーに与える影響を、企業の財務諸表の利用者が評価できるようにすることである。当該目的を達成するために、すべての重要性があるサプライヤー・ファイナンス契約に関して要求される情報を作成する際に、以下を考慮しなければならない。

- 異なる条件を有する契約の条件は、別個に開示しなければならない。企業は、使用する集約（又は分解）のレベルが、重要性がある情報を省略又は不明瞭にしないことを確保しなければならない。
- 支払期日の範囲が広い場合、追加の範囲（例えば、階層別の範囲）を開示する、及び／又は範囲を定義する際に行った判断に関する情報を提供する必要のある場合がある。

iGAAP in Focus財務報告「IASB、サプライヤー・ファイナンス契約に対処するためにIAS第7号及びIFRS第7号を修正」²⁴は、IAS第7号及びIFRS第7号の主要な修正点を解説している。

2026年1月1日以後開始する事業年度に発効

金融商品の分類及び測定の見直し

2024年5月IASBは、IFRS第9号及びIFRS第7号を修正し、以下の項目を取り扱う「金融商品の分類及び測定に関する修正」を公表した。

- 電子送金で決済される金融負債の認識の中止
- 金融資産の分類－基本的な融資の取決めと整合的な契約条件
- 金融資産の分類－ノンリコース要素を有する金融資産
- 金融資産の分類－契約上リンクしている商品
- 開示－その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの（FVTOCI）として指定した資本性金融商品に対する投資
- 開示－偶発的事象の発生（又は不発生）に基づいて契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件

iGAAP in Focus財務報告「IASBが金融商品の分類及び測定の要求事項の修正を公表」²⁵は、IFRS第9号及びIFRS第7号の主要な修正点を解説している。

2027年1月1日以後開始する事業年度に発効

IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」

2024年4月、IASBは、IAS第1号を置き換えるIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」を公表した。新基準は、IAS第1号の要求事項の多くを変更せずに引き継ぎ、以下の新しい要求事項でそれらを補完する。

- 純損益計算書において、指定された区分（営業、投資、財務、法人所得税及び非継続事業）と定義された小計を表示する。
- 財務諸表の注記における経営者が定義した業績指標（MPM）に関する開示を提供する。
- 集約と分解を改善する。

IAS第1号の要求事項の一部は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」及びIFRS第7号に移動する。IASBはまた、IAS第7号及びIAS第33号「一株当たり利益」に若干の修正も行う。

²³ 本誌2023年1月号（Vol.557）iGAAP in Focus財務報告「IASB、特約条項付の負債の分類に関するIAS第1号の修正を公表する」を参照いただきたい。

²⁴ 本誌2023年8月号（Vol.564）iGAAP in Focus財務報告「IASB、サプライヤー・ファイナンス契約に対処するためにIAS第7号及びIFRS第7号を修正」を参照いただきたい。

²⁵ 本誌2024年8月号（Vol.576）iGAAP in Focus財務報告「IASBが金融商品の分類及び測定の要求事項の修正を公表」を参照いただきたい。

iGAAP in Focus財務報告「IASBが財務諸表における表示及び開示に関する新しい基準を公表」²⁶は、IFRS第18号の主要な要求事項を解説している。

IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」

2024年5月、IASBは、要件を満たす子会社が財務諸表にIFRS会計基準を適用する際、削減された開示を提供することを認める、IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」を公表した。

子会社が公的説明責任を有しておらず、最終的な又は中間的な親会社が、IFRS会計基準に準拠した、一般の使用のために利用可能な連結財務諸表を作成している場合、子会社は削減された開示の要件を満たす。

IFRS第19号の適用は、要件を満たす子会社にとって任意であり、そのような子会社は、連結、個別又は単独財務諸表に適用が可能である。

新基準は、2027年1月1日以後開始する事業年度に発効する。早期適用は認められる。

iGAAP in Focus財務報告「IASBは、子会社に対する削減された開示のフレームワークを導入する」²⁷は、IFRS第19号の主要な要求事項を解説している。

主な最近のIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定

2024年6月IFRS解釈指針委員会アジェンダ決定「報告セグメントに係る収益及び費用の開示」

本アジェンダ決定は、IFRS第8号「事業セグメント」の23項(f)の、各報告セグメントに関して、IAS第1号97項に従って開示する重要性がある収益及び費用の項目を開示するという要求事項を考慮している。

アジェンダ決定で強調された主要なポイントは次のとおりである。

- 企業は、以下いずれかの場合に、各報告セグメントに関して所定の金額を開示することが要求される。
 - たとえ最高経営意思決定者（CODM）に個別に提供されたりレビューされたりしていなくても、CODMがレビューしているセグメント純損益の測定値に含まれる場合
 - たとえセグメント純損益の測定値に含まれていなくても、CODMに定期的に提供されている場合
- 開示すべき重要性がある項目には、IAS第1号98項に列挙されている項目（例えば、資産の評価減、リスト

ラクチャリング費用又は処分損益）が含まれるが、これらに限定されない。

- 企業は、純損益計算書に表示又は注記に開示されている収益及び費用の各項目を、報告セグメント別に開示することは要求されない。
- 各報告セグメントについて開示すべき情報を決定するにあたり、企業は判断を適用し、以下の点を考慮する。

–IAS第1号における重要性及び集約の原則

–IFRS第8号の中核となる原則。その原則は、企業が、その企業が従事している事業活動及び事業を営んでいる経済環境の性質及び財務上の影響、及び財務諸表の利用者が評価できるようにするための情報を、企業が開示することを要求している。

企業は、以下の場合、セグメント情報で開示されている情報がIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定の説明資料と整合しているかどうかを検討しなければならない。

- （たとえCODMに個別に提供されたりレビューされたりしていなくても、）CODMがレビューしているセグメント純損益の測定値に重要性がある収益及び費用の項目が含まれる場合。
- （たとえセグメントの純損益の測定値に含まれていなくても、）そのような重要性のある項目に関する情報がCODMに提供されている場合。

最近適用された会計上の要求事項

IFRS第17号「保険契約」

IFRS第17号「保険契約」は、2023年1月1日以後開始する事業年度に発効した。2024年10月、ESMAは「From “black box” to “open book” ? –IFRS第17号『保険契約』の最初の適用による証拠」²⁸を公表し、欧州の保険会社のサンプルの財務諸表のレビューからの所見及び推奨事項を提供している。

IFRS第17号の継続的な適用に関連する事項について、ESMAは、会計方針、判断及び見積りに関連する開示が、しばしば企業固有のものではなく、又は限定的な場合では欠落していると指摘している。この点に関して、本報告では、例を挙げている。

また、一部の企業が、財務諸表の外（例えば、経営者による説明又はリスクレポート）において、財務諸表からの相互参照の使用を含む、保険契約から生じるリスクの性質及び範囲に関する開示を表示していることを、ESMAは観察しているが、これはIFRS第17号では認め

²⁶ 本誌2024年6月号（Vol.574）iGAAP in Focus財務報告「IASBが財務諸表における表示及び開示に関する新しい基準を公表」を参照いただきたい。

²⁷ 本誌2024年8月号（Vol.576）iGAAP in Focus財務報告「IASBは、子会社に対する削減された開示のフレームワークを導入する」を参照いただきたい。

²⁸ ESMAのウェブサイト参照いただきたい。（https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2024-10/ESMA32-1188985980-1046_-_From_black_box_to_open_book.pdf）

られていない。IFRS第17号が要求する開示は、財務諸表の注記に含めなければならない。

その他の報告に関する検討事項

重要性がある会計方針、重大な判断及び見積りの不確実性の主要な発生要因の開示

不確実性のある時代に報告する場合、財務諸表の利用者に、財務情報を作成する際の重要な仮定と行った判断を理解できるようにする十分な情報を提供することが特に重要である。企業の特定の状況に応じて、本ニュースレターで解説している領域の多くは、IAS第1号122項から133項によって開示が要求される可能性がある、項目又は取引の特性、又はその測定に関する見積りの不確実性の発生要因に対する重大な判断が生じる可能性がある。

合理的に考え得る結果の範囲に基づく感応度分析を含む、主要な仮定について提供する開示は、報告日における状況を反映しなければならない。主要な仮定又はそれらの仮定に対する合理的に考え得る変化の範囲が、修正を要しない後発事象の結果として重大な影響を受ける場合、財務上の影響の見積りを含む、当該変化に関する情報を別個に提供しなければならない。

見積りの不確実性に関しては、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正の重大なリスクがある（したがってIAS第1号125項に基づく開示が要求される）見積りと、より長い期間にわたって資産及び負債に影響を及ぼす可能性のある（したがって、当該項の範囲に含まれないが、別個に開示することが有用である可能性がある）見積りとを区別することも重要である。

見積りの不確実性の高品質の開示を行う上では、以下のことも重要である。

- 重要性がある修正のリスクがある特定の量を定量化する。
- 利用者が経営者の最も困難、主観的又は複雑な判断を理解できるようにするために、仮定及び／又は不確実性の説明に十分な粒度を提供する。（これは、提供する情報が企業固有であることを要求する。）
- 他の見積りの開示及び関連する感応度を、重大な見積りと明確に区別し、それらの関連性を説明する。
- 重大な見積り（本ニュースレターで解説されている経済的要因により、前報告期間よりも広範になる可能性がある）について、意味のある感応度及び／又は合理的に考え得る結果の範囲を提供する。これらは、特定のIFRS会計基準で要求されるものに限定するべきではない。
- 投資家がその影響を完全に理解するためにこの情報を

必要とする場合、重大な見積りの基礎となる仮定を定量化する。

- 不確実性が未解決のままである場合、過去の仮定の変更を説明する。

最後に、重要性がある会計方針の開示は、企業固有のもの、すなわち、企業が適用する会計方針及び評価方法を含めなければならない。

IFRS in Focus「主要な判断と見積りの開示にスポットライトを当てる」²⁹は、重大な判断及び見積りの不確実性の主要な発生要因の開示についてのより詳細を解説している。

継続企業

経済的圧力又は変化により、ビジネス・モデルが実行不可能になったり、必要な資金調達へのアクセスが制限されたりする可能性がある。このような状況では、報告日から少なくとも12か月間継続企業として存続できないかどうかを評価する必要がある。

経営者が企業を清算もしくは営業停止の意図がある場合、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、財務諸表は継続企業に基づいて作成される。評価を行う際、継続企業として存続する企業の能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象又は状況に関連する重要性のある不確実性を経営者が認識している場合、企業は、当該不確実性又は重要性のある不確実性は存在しないという結論に達するために取られた重要な判断を開示しなければならない。

IASBは、2021年に継続企業の評価及び関連する開示要求に関する教育的資料を公表した。このガイダンスは、デロイトのIFRS in Focus「IFRS財団は、継続企業の評価に関連するIFRS基準の要求事項に関する教育的資料を公表」³⁰に要約されている。

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

IFRS第15号は数年前から企業が適用してきたが、規制当局は、この分野における執行活動において引き続き重大な発見事項を得ている。これらの発見事項は、多くの場合、不適切な開示、特に収益認識に関連して行われた重大な判断に関連している。企業は、財務諸表に含める情報の適切性及び明確性を、例えば以下の点で考慮しなければならない。

- すべての重大な収益の源泉。具体的な会計方針、収益認識の時期、一定の期間にわたる収益認識の基礎、適

²⁹ デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。(<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/finance/ifrs/jp-ifrs-ifrsinfocus-20170501.pdf>)

³⁰ デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。(<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/finance/ifrs/jp-ifrs-ifrsinfocus-20210120%20.pdf>)

用する方法論を含む。

- 契約、特に長期契約がIFRS第15号の適用範囲における顧客との契約の定義を満たしているかどうかを評価する際に行った重大な判断
- 企業が顧客に財又はサービスを提供する際に、企業が本人又は代理人として行動しているかの評価（例えば、企業がオンライン・ショッピングのプラットフォームを運営している、又はソフトウェアのライセンスなどのサービスを提供する場合）
- 企業が既存の契約について認識すると見込んでいる収益の金額及び時期に関する情報を開示するIFRS第15号120項の要求事項。この情報には、見積りを決定する際に使用した重大な判断、及び変更による潜在的な影響の説明を含めなければならない。企業は、例えば、期中の新規契約及び解約された契約、発行した請求、グループ構造の変更（例えば、企業結合又は処分）の影響、為替の変動の影響を示す、残存履行義務の期首残高と期末残高の間の調整表を含めることを検討する場合がある。

さらに、顧客との長期契約（例えば、工事契約）では、対応する義務の履行が複数の事業年度にまたがっているため、しばしば収益及びコストに関して不確実性が生じる。現在のマクロ経済環境を考慮すると、企業は、特に収益が一定の期間にわたって認識される場合に履行義務の完全な充足に向けて進捗度を測定する際に、使用する予測が合理的で裏付け可能であることを確認しなければならない。契約が不利になった場合、IAS第37号を適用して引当金を認識及び測定し、IAS第37号の開示要求を適用しなければならない（特に、経済的便益の流出の量又は時期の不確実性の開示、及び関連性がある場合には、将来の事象に関して行われた主要な仮定の開示について）。

キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フローの適切な報告は、投資家及び規制当局にとって引き続き焦点が当たる分野である。規制当局が提起した主要な問題には以下が含まれる。

- キャッシュ・フローの営業、投資、又は財務への分類は、IAS第7号の定義に準拠しなければならない。
- 現金及び現金同等物として表示する金額は、IAS第7号の規準を反映しなければならない。特に、
 - 要求払債務で、企業の資金管理の不可欠な部分の一部となっている銀行当座借越のみを、現金及び現金同等物の構成要素として含めなければならない。銀行の借入枠は、実務において残高がマイナスとプラスの間で通常は頻繁に変動しない場合、財務活動の一部として表示しなければならない。
 - 取得時に満期が3か月以内の短期投資のみが、通常、現金同等物として適格である。

- 現金及び現金同等物の構成要素は開示しなければならない。
- 限定的な状況を除き、キャッシュ・フローは総額ベースで表示しなければならない。
- 非資金取引は、キャッシュ・フロー計算書に表示してはならない。
- 投資及び財務活動に関連する重要性がある非資金取引は、財務諸表の他の箇所において開示しなければならない。
- キャッシュ・フローの分類に関する重要性がある会計方針及び判断（例えば、利息、配当金、制限の対象である現金）を開示しなければならない。

法人所得税及び繰延税金資産の認識

企業は、現在のマクロ経済環境に起因する利益水準の低下又は激しい変動が法人所得税会計にどのように影響するかを検討しなければならない。例えば、当期の収益の減少又は損失の発生は、予想利益の減少と相まって、企業の繰延税金資産の一部又は全部を回収可能である可能性が高いかどうかの再評価につながる可能性がある。利益の減少又は減損が損失を生じる場合、企業は、関連する繰延税金資産の全部又は一部を実現するために、税法で利用可能な繰戻し及び繰越期間内に十分な所得があるかどうかを検討する必要がある。

IAS第12号「法人所得税」を適用して、企業は、子会社、支店及び関連会社、及び共同支配の取決めの持分に関連する将来加算一時差異に対する繰延税金負債を認識していない可能性があるが、これは、一時差異を解消する時期をコントロールすることができ、当該一時差異が予測可能な期間内に解消しない可能性が高いとみなされた結論づけたためである。逆に、企業は、一時差異が予測可能な期間内に解消する可能性が高いと判断した（及び繰延税金資産を回収できる可能性が高いと判断した）ため、そのような投資に関連する将来減算一時差異について繰延税金資産を認識した可能性がある。企業又はその子会社が流動性の問題又は現在のマクロ経済環境に起因する他の課題を有しており、投資先の未分配利益の本国送金に関する意図に変更がある場合、これらの結論を再検討することが適切である可能性がある。

開示は、この分野でも重要である。特に、近年の損失の履歴がある場合の繰延税金資産の認識を裏付ける証拠の内容に関する企業固有の情報、及び関連性のある感応度及び／又は今後12か月で起こりうる結果の範囲を含む、繰延税金の判断及び見積りについてである。

税源浸食と利益移転に関するOECD／G20の包括的枠組み

2022年3月OECDは、経済のデジタル化から生じる税の課題に対処するためのプロジェクトの第2

の「柱」として合意された15%のグローバル・ミニマム課税についてテクニカル・ガイダンス³¹を公表した。このガイダンスは、2021年12月に合意し公表された³²グローバル税源侵食防止（GloBE）ルールの適用及び運用について詳しく説明している。これは、収益が7億5,000万ユーロを超える多国籍企業（MNE）が、事業を行う各法域で発生する所得に対して少なくとも15%の税金を支払うことを保証するための調整されたシステムを構築する。

第2の柱モデルルールの対象となる可能性のある企業は、営業を行っている法域における法制化のプロセスをモニターし、いずれかの法域において第2の柱の法制が制定（又は実質的に制定）されているかどうかを評価する必要がある。

第2の柱の法制が発効した場合に要求される開示

第2の柱の法制が発効してから、企業は、該当する場合、第2の柱の法人所得税に関連する当期税金費用（収益）を区分して開示しなければならない。

第2の柱の法制が制定又は実質的に制定されているが未発効である場合に要求される開示

第2の柱の法制が制定又は実質的に制定されているが未発効である期間、IAS第12号は、企業が報告期間の末日に第2の柱の法人所得税に対するエクスポージャーに関する定性的及び定量的情報を開示することを要求している。その情報は、法制のすべての具体的な要求事項を反映する必要はなく、示唆的な範囲の形で提供することができる。情報が既知でなく合理的に見積可能でもない範囲では、企業は代わりに、その旨の記述及びエクスポージャーの評価における企業の進捗状況に関する情報を開示しなければならない。

これらの開示要求を満たすために企業が開示する可能性のある情報の例には、以下のものがある。

- 企業が第2の柱の法制によりどのように影響を受けるか、及び第2の柱の所得税に対するエクスポージャーが存在する可能性のある主な法域に関する情報のような定性的情報
- 以下のような定量的情報:
 - 企業の利益のうち第2の柱の法人所得税の対象となる可能性のある割合と、それらの利益に適用される平均実効税率を示す。又は
 - 第2の柱の法制が発効していた場合に、企業の平均実効税率がどのように変化したかを示す。

第2の柱の法制が制定又は実質的に制定されてい

ない場合に要求される開示

IAS第12号の修正は、法制が制定されている又は実質的に制定されている後に提供する開示を規定しているが、それにも関わらず、企業は、開示がそれ以前の期間に要求されるかどうかを評価しなければならない。

実際IAS第1号17項（c）は、適正な表示のためには、IFRS会計基準が具体的に要求する情報に加えて、財務諸表の利用者が、企業の財政状態及び財務業績に対する特定の事象及び状況の影響を理解できるようにするための開示を提供することを、企業に要求する場合があることを示している。

したがって企業は、事業を行う法域における第2の柱ルールの実施に対するコミットメントのレベルが、これらの1つ以上の法域の税法に第2の柱のモデルルールを組み込むことが予想されることを示しているかどうかを評価しなければならない。この場合、かつ、当該ルールが企業の事業に重大な影響を与える可能性があるとして企業が結論付けた場合には、その事実を関連性のある情報（例えば、上記のIAS第12号の修正により要求される情報）とともに開示しなければならない。

第2の柱の法人所得税に対する重要性があるエクスポージャーが見込まれない企業

多国籍企業が第2の柱の法人所得税に対するエクスポージャーを見込んでいない、又は当該エクスポージャーに重要性がないと見込んでいないという事実は、（第2の柱の法人所得税に対する重要性があるエクスポージャーがあると見込んでいない理由とともに）企業が開示を検討すべき関連性のある情報である可能性がある。この情報は、企業の収益が7億5,000万ユーロを超える場合（したがって、第2の柱のモデルルールの範囲に含まれる場合）に、より関連性がある可能性が高い。

企業は、潜在的なエクスポージャーを決定する際に、さまざまな仮定を行うことが要求される場合がある。IAS第1号125項は、将来に関して行う仮定及び見積りの不確実性のその他の主要な発生要因のうち、翌事業年度中に重要性がある修正を生じる重大なリスクがあるものに関する開示を要求している。第2の柱の法人所得税に対する潜在的なエクスポージャーが重要性がない可能性が高いと企業が評価する場合、それにもかかわらず、例えば、仮定の変更によりエクスポージャーに重要性があることになる可能性があるという重大なリスクを検討するかもしれない。この場合、IAS第1号125項の要求事

31 OECDのウェブサイトを参照いただきたい。（<https://www.oecd.org/en/topics/policy-issues/base-erosion-and-profit-shifting-beps.html>）

32 OECDのウェブサイトを参照いただきたい。（<https://www.oecd.org/tax/beps/tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy-global-anti-base-erosion-model-rules-pillar-two.htm>）

項を満たすために、さらなる情報を開示すべきかどうかを検討しなければならない。

非GAAP及び代替的業績指標

重大な経済変化又は通例ではない事象は、しばしば、業績への影響又は事象が発生しなかった場合の企業の利益を強調したいという欲求につながる。しかし、このようなアプローチに従う場合には注意が必要である。

このような変化又は事象の影響が広範囲であるという性質は、別個の表示が企業の全体的な財務業績を忠実に表現せず、利用者の財務諸表の理解に誤解を招く可能性があることを意味する。

一般的に、経済的又は地政学的な事象の影響が非GAAP指標又は代替的業績指標（APM）を通じて適切に反映できるかどうかを評価する際には、以下を含むがこれらに限定されない要因を検討しなければならない。

- 調整された指標から除外される項目は、事象又は経済状況に直接関係していることを証明できるか？
- 当該項目は「ニューノーマル」の反映ではなく、通常の営業に増分なものであるか？
- 当該項目は、見積り又は予測とは対照的に、客観的に定量化可能であるか？

このような事象の広範な影響を純損益に別個に表示しようとするのではなく、資産、負債、及び純損益の数値への影響の認識、測定及び表示に適用される重大な影響、判断及び仮定に関する定性的及び定量的情報を注記で開示することが適切である可能性が高い。

そのような影響は、明確かつバイアスのない方法で提供しなければならない。

さらにAPMの定義及び計算は、期間にわたり一貫していなければならない。

非GAAP指標又はAPMをマネジメント・レポートに含める場合、企業は、引き続き関連性がある非GAAP財務指標に関するIOSCO声明³³そして代替的業績指標に関するESMAのガイドライン³⁴（2020年に更新）又は法域における同等のものについて、協議しなければならない。

後発事象

期末以降の新たな問題又は新たな進展の出現は、報告期間の末日に存在した状況についての証拠を提供する修正を要する後発事象と、報告期間後に発生した状況を示す修正を要しない後発事象を区別するために、慎重な検討が要求される場合がある。

この区別は、当該事象自体をどの報告期間に会計処理すべきかを決定するだけでなく、将来の見通しに関する計算及び関連する開示にとっても重要である。例えば、

IAS第36号に基づく減損レビュー又はIFRS第9号に基づく予想信用損失計算、及び合理的に考え得る予測の変化に対する感応度の開示は、報告日の状況に基づかなければならず、その後の修正を要しない後発事象の影響を受けない。報告日以降に評価がどのように変化したかについて追加の開示を提供することは有益かもしれないが、これは報告日現在の情報とは異なるものとして明確に識別しなければならない。

企業結合及び他の取得取引

企業結合及び他の類似の取引は複雑になる可能性があり、その会計処理には、例えば、以下の決定のために重大な判断が伴う場合がある。

- 取引が企業結合の定義を満たしているか、又は資産の購入として会計処理しなければならないか。
- 取引が企業結合である場合、企業結合の一部を構成する取引の要素と、別個の取引として会計処理しなければならない要素を識別する（例えば、特定の支払いが購入価格の一部を形成するか、報酬としなければならないか）。
- 当該取引が投資先に対する支配、共同支配、又は重要な影響力をもたらすかどうか。この評価は、議決権以外の要因が関係する場合に特に判断が要求される場合がある。例えば、
 - 株主間の契約に基づく、議決権行使又は取締役の指名に関する特別な権利の存在
 - 投資先が特定の法制度の対象となる場合（例えば、政府機関の関与又は取締役の指名）
 - 例えば、投資先への資本の関与を制限するなど、企業（投資者）が法的規定の対象となるかどうか。
 - 企業又は第三者が保有するオプション又はその他の潜在的な議決権

企業結合及び他の取得取引は非常に重大となる可能性があり、企業は、当該取引の影響及び当該取引をどのように会計処理するかを決定する際に行った重大な判断について明確で整合的な説明を行わなければならない。これには、以下が含まれる場合がある。

- 資産のグループが企業結合であり、IFRS第3号「企業結合」を適用して会計処理しなければならないかどうかを決定する際に伴う判断
- のれんを生じさせる要因の説明。定型的な開示ではなく、対象の企業結合を参照する。
- 条件付対価の取決め説明及び支払額の潜在的な変動性の説明。
- IFRS第12号「他の企業への関与の開示」の7項から9項で要求される、支配、共同支配、及び重要な影響力を評価する際に行った重大な判断に関する情報。

³³ IOSCOのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD532.pdf>）

³⁴ ESMAのウェブサイト参照いただきたい。（https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma32-51-370_qas_on_esma_guidelines_on_apms.pdf）

2023年12月、IOSCOは、財務諸表で認識及び開示されたのれんの信頼性、忠実な表現及び透明性を向上することを目的とした「のれんの会計処理に関する提言」³⁵を公表した。IOSCOは、財務諸表の作成者に対して4つの提言を行っている。

- すべての識別可能な無形資産を適切に認識し、企業結合で認識したのれんを構成する要因の企業固有の開示を提供する。
- 減損テストで使用される仮定が、合理的で裏付け可能であることを立証するのに十分な証拠を得る。
- のれんの減損テストで使用される仮定と非財務情報開示の整合性を確保する。
- 主要な仮定をどのように決定しているかを含む、のれんの減損テストを明確に開示する。

最後の提言に関して、IOSCOは、好事例には次の開示が含まれることを指摘している。：

- 公正価値又は使用価値がCGU又はCGUのグループの帳簿価額を超える割合（特に、翌事業年度中ののれんの帳簿価額に重要性がある修正が生じる重大なリスクがある場合）
- 主要な仮定に関連する不確実性の程度。例えば、評価モデルにおける仮定に関する不確実性は、不確実な時間軸を有する可能性のある景気後退からの景気回復に対する将来の期待を伴う可能性がある。
- 主要な仮定に悪影響を与えることが合理的に見込まれ得る潜在的な事象及び/又は状況の変化

IAS第33号「1株当たり利益」

基本的EPS及び希薄化後EPSは、多くの場合、企業の業績の重要な指標と考えられているため、多くの場合、ある期間の決算発表及び財務諸表に含まれている。しかし、当該数値の計算は非常に複雑になる可能性があり、利用者が常によく理解できるとは限らない。³⁶財務諸表の作成においてなされた重大な判断を開示するというIAS第1号の一般的な要求事項は、EPSの計算にも適用されることに留意すべきである（例えば、株式再編の実質を決定する際に判断が必要な場合）。

誤って適用されやすいEPSの計算についてのIAS第33号の要求事項を、以下に記載する。

- 潜在的な普通株式が希薄化又は逆希薄化であるかどうかの決定は、継続事業からの利益又は損失に基づいて行わなければならない。
- 無償部分を含む株式再編成では、表示するすべての期間の基本EPS及び希薄化後EPSの計算に使用される普

通株式の加重平均数を遡及的に調整することが要求される。

- 優先株式が資本に分類される場合、基本EPS及び希薄化後EPSの計算に使用される利益は、配当及び償還において生じるプレミアムを含む、優先株式のすべての影響を調整する。

非GAAP指標の使用に関するガイダンス（「非GAAP及び代替的業績指標」を参照）は、調整後EPS数値の表示にも適用される。特に、IAS第33号で要求されているように、EPS指標よりも目立たせてはならず、その算定方法（調整項目に対する税金に対して使用する基礎を含む）を明確に開示しなければならない。

期中財務報告

適時性がありかつ高品質の期中開示は、財務諸表の主要な利用者にとって重要である。期中財務諸表を作成する際に最も関連性がある可能性が高い検討領域について、本ニュースレターにおいてすでに説明されているものに加え、以下で説明する。

重要な事象及び取引

要約期中財務諸表を作成する企業は、IAS第34号「期中財務報告」15項に従い、「直近の年次報告期間の末日以降の企業の財政状態の変動及び業績を理解する上で重大な事象及び取引の説明」を提供することが要求される。重大である場合に、開示を検討する場合がある事象の網羅的ではないリストは、IAS第34号15B項に示されている。さらに、IAS第34号16A項は、会計方針及び計算方法の変更に関するものを含め、要約期中財務諸表の注記において行うべき開示を規定している。

現在のマクロ経済的及び地政学的環境から生じる継続的な不確実性に企業が対応するため、要約期中財務諸表の注記で開示する必要がある可能性のある他の重要な事象が存在する可能性が高い。

見積り

不確実性の継続的なレベルを考慮すると、企業は期中報告期間中に（例えば、金利の変化の結果として）見積りを修正し、IAS第34号16A項(d)に従って開示を提供する必要があるかもしれない。この場合、開示は、特に資産及び負債について、直近の年次報告日より見積り方法の使用が多い場合は、見積りの変更の理由及び使用した見積り方法を明確に説明しなければならない。

資産の減損

減損損失及び減損損失の戻入れに関するIFRS会計基準の要求事項は、要約期中財務諸表に適用される。

³⁵ 金融庁のウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.fsa.go.jp/inter/ios/20231221/20231221.html)

³⁶ 例えば、2022年9月に公表された英国FRCの1株当たり利益のテーマ別レビューでは、EPSの計算におけるより一般的な誤りを強調しており、企業に特定の主要な要求事項をリマインドしている。

多くの資産（のれん、有形固定資産、使用権資産、無形資産、及び子会社、共同支配企業及び関連会社への投資を含む）については、IAS第36号に従って、報告日に、減損又は以前の減損の戻入れの兆候があるかどうかを評価し（禁止されている以前ののれんの減損の戻入れを除く）、もしそうである場合、回収可能価額（使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方）を算定することを意味する。企業は、直近の年次報告日に到達した結論に関係なく、期中報告日時点での減損の兆候の存在を評価しなければならない。

環境の不確実性により、直近の年次報告日における使用価値又は処分コスト控除後の公正価値の計算において、以前に使用された予測キャッシュ・フローは、その後の期中報告日の状況をもはや反映しない可能性がある。この場合、企業は、期中報告日における経営者の改訂した予想と更新した状況を反映した、新しい又は更新した予測を作成する必要がある。

期中報告期間中に重要性のある減損損失が認識された場合、企業はIAS第34号15B項(b)により要求されるように、当該損失に関する追加の開示を検討しなければならない。

継続企業

IAS第1号25項及び26項が定める継続企業の要求事項は、期中財務諸表に適用される。したがって、経営者は、期中報告期間の終了から少なくとも12か月間継続企業として存続する企業の能力に重大な疑義を生じさせるような事象又は状態に関連する重要性のある不確実性があるかどうかを検討する必要がある。この評価を行うにあたり、企業は期中財務諸表の承認日までに入手可能なすべての情報を考慮しなければならない。

さらに、企業は、新しい情報又は更新された情報により、要約期中財務諸表に継続企業の評価について開示することが要求されるかどうかを検討する必要がある。

認識及び測定

要約期中財務諸表の資産、負債、収益及び費用を認識する原則は、年次財務諸表と同じである。IAS第34号41項は、期中財務諸表で使用される測定の手続が、信頼性のある情報をもたらす、すべての重要性があり関連性がある財務情報が、適切に開示されることを要求している。したがって、本ニュースレターの他の箇所に記載されている課題、例えば非金融資産の回収可能価額及び金融資産の予想信用損失引当金の測定は、期中財務諸表でも同様に取り扱いなければならない。それにもかかわらず、IAS第34号は、年次財務諸表及び期中財務諸表の両方に合理的な見積りがしばしば使用されるが、期中財務諸表は一般に年次財務諸表よりも見積方法をより多く使用することが必要になることを認めている。

期中財務諸表における第2の柱の法人所得税

IAS第34号B12項に従って、第2の柱の法人所得

税は、期中報告期間において、年間の見積利益総額に適用される税率を使用して計上する。この税率は、年間の見積調整後対象租税額と見積GloBE純所得に基づいて決定される。

見積年次実効税率（AETR）は、期中報告期間の末日までに制定された、又は実質的に制定された税率（及び税法）を使用して見積もらなければならない。

実務においては、期中報告日における予想年次GloBE所得の算定及び予想年次GloBE所得の期中報告期間への帰属には、重大な見積りが伴う場合がある。IAS第34号B14項に記載されているように、利益の種類が異なるごとに異なる税率が適用される場合には、実務的な範囲内で、期中税引前利益の個々の種類ごとに、別々の税率が適用される。しかし、すべての場合に達成可能とは限らず、もし個別の税率を使用した場合の結果に比して合理的な近似値となるものであれば、各種利益全体の加重平均税率が用いられる。

その他の開示

上記で説明したように、IAS第34号の包括的な目的は、期中財務諸表が年次財務諸表に含まれる関連性のある情報の説明及び更新を提供することである。上記の具体的な検討事項に加えて、企業は、包括的な目的を達成するために必要となる可能性のある追加の開示を検討する必要がある。現在の不安定で不確実な環境では、期中報告期間の後発事象の結果として生じる重大な影響について追加の開示が要求される場合がある。

IAS第1号は、一般に、IAS第34号に従って作成された要約期中財務諸表の構成及び内容には適用されないが、IAS第1号4項は、IAS第1号15項から35項が期中財務諸表に適用されることを明確にしている。IAS第1号17項及び31項はいずれも、特定の取引、その他の事象及び状況が企業の財政状態及び財務業績に与えている影響について利用者が理解できるようにするために必要な場合、IFRS会計基準で規定されている情報に対する追加情報を要求する。企業の財務状況が直近の年次財務諸表から著しく変化した可能性がある現在の状況では、（年次）財務諸表の完全なセットについてのみに通常要求される開示の一部は、期中報告期間中に発生した状況の結果に関する関連性のある情報を提供する場合がある。

付録

新しい及び改訂IFRS会計基準及び解釈指針

IAS第8号第30項は、新しい及び改訂IFRS会計基準が公表されたが未発効の場合、その潜在的な影響を検討し、（年次財務諸表において）開示すること

を企業に要求している。これらの開示の十分性は、現在の規制上の焦点となっている領域である。

以下のリストは、2024年11月15日時点のものを反映している。当該日以後、財務諸表が発行される前に、IASBが公表した新しい及び改訂IFRS会計基準の適用による潜在的な影響についても検討し、開示しなければならない。

下表に記載の新しい又は修正されたIFRS会計基準についての解説は、デロイトトーマツのウェブサイト「IFRS基準別の解説」を参照いただきたい。
(<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/articles/ifrs/ifrs-kaisetsu-1.html>)

以下の表は、さまざまな四半期報告期間について、2024年12月31日現在の基準等の概要を示している。

この表は、すべての事業年度に使用可能である。2024年12月31日に終了する第1四半期は、事業年度が2024年10月1日に開始することを意味する。同様に、2024年12月31日に終了する第2四半期は2024年7月1日に開始する事業年度を指し、2024年12月31日に終了する第3四半期は2024年4月1日に開始する事業年度を指し、2024年12月31日に終了する第4四半期は2024年1月1日に開始する事業年度を指す。

基準等	発効日	2024年12月31日での適用			
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
「特約条項付の非流動負債」(IAS第1号の修正) 及び「負債の流動又は非流動への分類」(IAS第1号の修正)	2024年1月1日	強制適用	強制適用	強制適用	強制適用
「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債」(IFRS第16号の修正)	2024年1月1日	強制適用	強制適用	強制適用	強制適用
「サプライヤー・ファイナンス契約」(IAS第7号及びIFRS第7号の修正)	2024年1月1日	強制適用	強制適用	強制適用	強制適用
「交換可能性の欠如」(IAS第21号の修正)	2025年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
「金融商品の分類及び測定に関する修正」(IFRS第9号及びIFRS第7号の修正)	2026年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
「IFRS会計基準の年次改善—第11集」	2026年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」	2027年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」	2027年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可

最近のIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定

IFRS解釈指針委員会は、アジェンダに追加しないことを決定した論点の要約を、通常提出された会計上の論点の議論とともに、定期的に公表している。

2020年8月、IFRS財団の評議員会は、更新版IFRS財団デュー・プロセス・ハンドブックを公表し、IFRS解釈指針委員会が公表したアジェンダ決定の説明的資料が、IFRS会計基準自体から権限を得ており、したがって、アジェンダ決定が会計方針の変更をもたらす場合に適用される遡及適用について、IAS第8号の一般的な要求事項により適用が要求されることを確立した。

IFRS財団のデュー・プロセス・ハンドブック及び各IFRIC Updateはまた、企業がその決定を行い、必要な

会計方針の変更を決定し実施するための十分な時間（例えば、新たな情報の入手又はそのシステムの適応）を与えられることが期待されていることを指摘している。会計方針の変更を行うために十分な時間がどのぐらいなのであるかの決定は、企業の具体的な事実と状況に応じて決まる判断の問題である。それでも、企業は、どのような変更も適時に実施し、重要性がある場合には、当該変更に関連する開示が、IFRS会計基準で要求されているかどうかを検討することが期待される。

過去12か月間に、以下のアジェンダ決定が委員会によって公表された。³⁷

³⁷ 一連のアジェンダ決定については、ASBJのウェブサイトの「IASBの活動」の「IFRS-IC会議」のページ（https://www.asb-j.jp/jp/iasb_activity/ifric.html）を参照いただきたい。

2023年11月 IFRIC Update	IAS第27号「個別財務諸表」－個別財務諸表における親会社と子会社との合併
2024年3月 IFRIC Update	IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」－気候関連コミットメント IFRS第3号「企業結合」－引継期間中の継続雇用を条件とする支払
2024年6月 IFRIC Update	IFRS第8号「事業セグメント」－報告セグメントに係る収益及び費用の開示

以 上

令和7年度税制改正大綱の概要

デロイト トーマツ税理士法人 公認会計士・税理士 おおの ひさこ 大野 久子

令和6年12月20日、与党より令和7年度税制改正大綱（以下「大綱」）が公表され、12月27日に閣議決定された。

大綱では、わが国の経済がようやく長きにわたるデフレからの脱却が見えてきた現況が記載され、今後、物価に負けない賃上げを定着させることで、「賃金と物価の好循環」を安定的に実現していくためには、生産性の向上が不可欠であるとしている。

そのため、令和7年度税制改正では、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行に対応し、またそれを更に発展させていくための税制改正が最重点事項とされている。具体的には、物価上昇局面における税負担の調整の観点から、所得税の基礎控除等の見直しが行われるとともに、就業調整対策の観点から、大学生年代の子等に係る新たな控除が創設される。また、エンジェル税制の見直しによりスタートアップへの投資促進が図られるほか、NISAの利便性向上等を行い「資産運用立国」の実現に向けた環境整備が図られる。

法人課税の分野では、特に成長意欲の高い中小企業の設備投資に対する更なる税制上の措置などがとられる。

また、わが国の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保するという観点から、法人税及びたばこ税について防衛力強化に係る財源確保のための措置が講じられる。

国際課税の分野では、OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」で取りまとめられた、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策に関する国際合意（「2本の柱」の解決策）の実施に向けた取組みでは、グローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）については令和7年度税制改正においても国際合意に則り、軽課税所得ルール及び国内ミニマム課税の法制化が行われる。

また、移転価格税制に関連する「第1の柱」については、大綱に具体的な内容は記載されていないが、前文には利益A及び利益Bに関する言及があり、それぞれに対する現在のスタンスが一定程度明らかになった。利益Aに関しては、日本が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭において検討される。また、利益Bについては、当面は実施しないと明言された。他国が本簡素化・合理化を実施

する場合については、現行法令及び租税条約の下、国際合意に沿って対応するとのことである。

近年、物品販売に係る国境を越えた電子商取引の市場は急速に拡大しているが、国外事業者による消費税の無申告や少額輸入貨物に対する免税により、適正な課税や国内外の事業者間の競争上の公平性の確保に課題が生じている。こうした課題に対応するため、諸外国における制度・執行両面での対応を参考としつつ、事業者間の公平性や通関実務への影響等を考慮の上、国境を越えた電子商取引に係る適正な消費課税のあり方について検討を行うとされた。

本稿では、大綱に掲げられた改正項目のうち、主要な項目について解説を行う。

なお、以下の内容は、大綱に基づくものであり、実際の適用に当たっては、令和7年3月までに成立が見込まれる関連法令等を確認する必要がある点に、留意されたい。

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

わが国の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保するという観点から、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置について、令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性により検討され、法人税及びたばこ税について大綱に具体的な措置が記載された。所得税については、令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえつつ、いわゆる「103万円の壁」の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討することとされた。

このうち、法人税についての措置は次のとおりである。

1. 防衛特別法人税（仮称）の創設

法人税額に対し、税率4%の新たな付加税として、防衛特別法人税（仮称）が課され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除する。概要は次のとおりである。

項目	改正案
納税義務者	各事業年度の所得に対する法人税を課される法人（人格のない社団等及び法人課税信託の引受けを行う個人を含む）
課税の範囲	法人の各課税事業年度の基準法人税額について、当分の間、防衛特別法人税が課される。
税額の計算	■ 防衛特別法人税の額＝各課税事業年度の課税標準法人税額（課税標準）×税率4% ■ 課税標準法人税額＝基準法人税額から基礎控除額を控除した金額 ■ 基準法人税額：次の制度を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税の額（附帯税の額を除く） ➢ 所得税額の控除 ➢ 外国税額の控除 ➢ 分配時調整外国税相当額の控除 ➢ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除 ➢ 戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除及び同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算 ➢ 控除対象所得税額等相当額の控除 ■ 基礎控除額：年500万円 ➢ なお、通算法人の基礎控除額は、年500万円を各通算法人の基準法人税額の比で配分した金額とする。この配分は、通算法人の基準法人税額が期限内申告における基準法人税額と異なる場合には、原則として期限内申告における基準法人税額により配分する。 ■ 次の税額控除が行われる ➢ 外国税額の控除 ➢ 分配時調整外国税相当額の控除 ➢ 控除対象所得税額等相当額の控除 ➢ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除
申告及び納付等	■ 各事業年度の所得に対する法人税の中間申告書を提出すべき法人は、防衛特別法人税の中間申告書を提出しなければならない。 ➢ 上記の防衛特別法人税の中間申告書の提出は、令和9年4月1日以後に開始する課税事業年度から適用される。 ■ 防衛特別法人税の申告期限及びその申告に係る防衛特別法人税の納期限は、各事業年度の所得に対する法人税の申告期限及び納期限と同一とされる。 ■ 電子申告の特例については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とされる。 ■ 防衛特別法人税中間申告書を提出した法人からその防衛特別法人税中間申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書の提出があった場合において、その防衛特別法人税確定申告書に中間納付額で防衛特別法人税の額の計算上控除しきれなかった金額の記載があるときは、その金額に相当する中間納付額が還付される。 ■ 各事業年度の所得に対する法人税につき欠損金の繰戻しによる法人税の還付の請求書を提出した法人に対して還付所得事業年度に該当する課税事業年度に係る法人税が還付される場合には、その課税事業年度の防衛特別法人税の額でその還付の時に確定しているもののうち、法人税の還付金の額に4%を乗じて計算した金額にその課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれをその課税事業年度の基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額が併せて還付される。
その他質問検査、罰則等	各事業年度の所得に対する法人税と同様とし、その他所要の措置がとられる。
適用関係	令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。



POINT：

令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性に基づき、法人税の付加税である防衛特別法人税が創設され、企業の税負担の増加が予想される。防衛特別法人税は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から課されることになるが、税効果会計においては、決算日において国会で成立している税法に規定されている税率に基づいて計算することとされているため、今後の法律成立時期を注視し、決算への影響を考慮する必要があると考える。

法人課税

1. 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について、次の見直しが行われた上、その適用期限が2年延長される。

項目	現行	改正案
軽減税率の内容	所得800万円以下の部分について、税率19%。さらに、時限的に税率15%	所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%（現行:15%）に引き上げられる
適用対象法人	当該各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（適用除外事業者、大法人による完全支配関係がある普通法人、大通算法人等を除く）等	適用対象法人の範囲から通算法人が除外される
適用期限	令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度	2年延長

2. 中小企業投資促進税制

中小企業投資促進税制について、関係法令の改正を前提に、以下の見直しが行われ、その適用期限が2年延長される。

項目	改正案
みなし大企業の判定	みなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から、以下の双方に該当する場合におけるその株式又は出資が除外される。 ■ その判定対象である法人が農地法に規定する農地所有適格法人である場合 ■ 一定の承認会社（注）がその農地所有適格法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の50%を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合
適用期限	2年延長

（注）「一定の承認会社」とは、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法に規定する承認会社のうち地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものをいう。



POINT:

雇用の7割を抱えて地域の経済を支え、重要な経済主体となっている中小企業の成長の底上げに向けて、設備投資が促進される。足下では生産性が低迷し、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になっている中小企業に積極的な設備投資・事業展開を促し、設備投資を通じた生産性や経営力の向上が図られる。

3. 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）

（1）特定経営力向上設備等の追加

中小企業経営強化税制について、関係法令の改正を前提に、次の措置が取られ、その適用期限が2年延長される。

項目	改正案
特定経営力向上設備等の追加	その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件（売上高100億円超を目指すための基盤、計画等が整っていること等）に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの）が追加される。
追加された設備についての税制措置	上記の設備について、普通償却限度額との合計でその取得価額まで（建物及びその附属設備については、その取得価額の15%又は25%）の特別償却とその取得価額の7%（建物及びその附属設備については、1%又は2%）の税額控除との選択適用ができることとされる。 ■ 一定の中小企業者等が取得等をする上記の設備（建物及びその附属設備を除く）の税額控除率は10% ■ 上記の設備の取得価額の合計額のうち本制度の対象となる金額は60億円を限度 ■ 建物及びその附属設備の特別償却率又は税額控除率は、その建物及びその附属設備を事業の用に供する事業年度（供用年度）の給与増加割合が2.5%以上である場合には、それぞれ15%又は1% ➢ 供用年度の給与増加割合が5%以上である場合には、それぞれ25%又は2% ➢ ただし、供用年度の給与増加割合が2.5%未満の場合又は上記の投資計画に記載された供用年度の給与増加割合が2.5%未満の場合には、建物及びその附属設備については、特別償却及び税額控除は適用できないこととされる。
追加された措置を受けた中小企業者等についての措置	上記の経済産業大臣の確認を受けた中小企業者等は、その確認を受けた投資計画の計画期間中は、中小企業投資促進税制及び中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用を受けることができないこととされる。

(2) その他

中小企業経営強化税制について、そのほか、以下の見直しが行われる。

項目	改正案
特定経営力向上設備等	関係法令の改正を前提に、(1)に加え、次の見直しが行われる。 ■ 一定の時期に発売された設備で、旧モデル比で経営力の向上の指標が年平均1%以上向上するものであるものの経営力の向上の指標について、単位時間当たり生産量、歩留まり率又は投入コスト削減率のいずれかにより評価することとされる。 ■ その投資計画における年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備の投資利益率を7%に引き上げられる。 ■ 次の設備が除外される。 ➢ 遠隔操作、可視化又は自動制御化に関する投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（デジタル化設備） ➢ 暗号資産マイニング業の用に供する設備
中小企業者等の経営力向上設備等	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の改正を前提に、中小企業者等が、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定があったものとみなされる改正後の食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の認定を受けた持続的供給事業活動計画（仮称）に記載された経営力向上設備等の取得等をする場合のその経営力向上設備等について、改正後の本制度の対象とされる。
みなし大企業の判定	関係法令の改正を前提に、みなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から、その判定対象である法人が農地法に規定する農地所有適格法人である場合で、かつ、一定の承認会社とその農地所有適格法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の50%を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合におけるその株式又は出資が除外される。



POINT：

大綱では、売上高100億円を超えるような地域の中核となる中小企業を育成し、地域経済に好循環を生み出していくことが地域経済の維持・発展の鍵となるとされている。そのような成長意欲の高い中小企業が思い切った設備投資を行うことができるように、売上高100億円を目指す中小企業に対する措置が講じられる。具体的には、対象設備に建物が加えられる。また、食品等事業者がワンストップで同税制を活用できる仕組みが構築される。

4. 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度（企業版ふるさと納税）

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度について、関係法令等が改正され、次の措置が講じられることを前提に、その適用期限が3年延長される。

■ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（以下「寄附活用事業」）を実施した認定地方公共団体は、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面（以下「確認書面」）を内閣総理大臣に提出しな

ければならないこととされる。なお、寄附活用事業の企画・立案に関係会社等が関与している場合など一定の場合には、速やかに確認書面の提出が求められる。

■ 認定地方公共団体が、その実施する寄附活用事業に関連する寄附金を受領した場合において、その寄附活用事業に係る契約等が寄附活用事業の応札者が一の者等のみであり、かつ、その事業に係る契約者等が寄附法人等である場合などに該当するときは、その認定地方公共団体は内閣総理大臣にその寄附金を支出した法人の名称を報告するとともに、その寄附金を支出した法人の名称を公表することとされる。



POINT：

地方経済が、人口減少・過疎化や地域産業の衰退等の課題に直面する中、官と民が連携して課題に対応することが求められている。それにより地方への資金の流れの創出・拡大や地方への人材還流を促すため、現行の企業版ふるさと納税の適用期限を延長する。ただし、地域再生計画の認定が取り消される不適切事案も発生していることから、当該制度の健全な発展に向けて必要な見直しが行われる。

5. 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、次の措置がとられ、その適用期限が3年延長される。

項目	改正案
特別償却率を50%に、税額控除率を5%に、それぞれ引き上げる措置	■ 本措置の対象に、次の要件の全てを満たす場合が加えられる。 ➢ その承認地域経済牽引事業者のその承認地域経済牽引事業が、その承認の際に適合すると認められた地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する同意基本計画において次の要件を満たすものとして指定された業種（以下「指定業種」）に該当すること又は指定業種に該当する事業を行う事業者と直接の取引関係を有する一定の事業に該当すること。 ● その地方公共団体におけるその業種の付加価値額の増加率又はその付加価値額のその県内総付加価値額に占める割合が全国平均に比して一定水準以上であること。 ● その地方公共団体におけるその業種の売上高の総額、就業者の総数又は給与の総額のいずれかについて、直近5年間の伸び率が10%以上であること。 ● その地方公共団体において、その業種の振興に関する具体的な目標等を定めており、予算措置等の具体的な取組が実施されていること。 ➢ その承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する減価償却資産の取得予定価額の合計額が10億円以上であること。 ➢ その承認地域経済牽引事業が1億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること。 ➢ その承認地域経済牽引事業について、労働生産性の伸び率及び投資収益率が一定水準以上となることが見込まれること。 ■ 本措置の対象である直前事業年度における付加価値額の増加率が8%以上である場合について、その要件にその承認地域経済牽引事業が1億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであることが加えられる。 ■ 労働生産性の伸び率が4%以上となることと見込まれることとの要件におけるその対象である中小企業者の範囲について、所要の措置がとられる。
機械装置及び器具備品の特別償却率	35%（現行：40%）に引き下げられる。

項目	改正案
特定地域経済牽引事業施設等に係る投資規模要件	1億円以上（現行：2,000万円以上）に引き上げられる。
承認地域経済牽引事業の主務大臣の確認要件	■ 対象となる事業類型からサプライチェーンの強じん化に資する類型が除外される。 ■ 要件に、労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることが見込まれることとの要件が加えられる。 ■ 先進性に係る要件について、次の運用の改善が行われる。 ➢ 労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることが見込まれることの確認が不要とされる。 ➢ 先進性が認められない事業の明確化その他の評価委員の評価精度の向上に向けた措置がとられる。 ■ 減価償却資産の取得予定価額の合計額に係る規模要件が1億円以上（現行：2,000万円以上）に引き上げられる。 ■ 対象事業を行う承認地域経済牽引事業者（以下「対象事業者」）が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額がその対象事業者の前事業年度における減価償却費の額の20%以上の額であることとの要件について、次の見直しが行われる。 ➢ 前事業年度における減価償却費の額について、会社法の適用のない法人からの出資が過半数である場合の算出方法が明確化される。 ➢ 前事業年度における減価償却費の額に乘ずる割合が25%に引き上げられる。



POINT：

上乗せ措置を適用しない通常類型については、特別償却率の引下げ、投資下限の引上げという要件の厳格化及び税務メリットの縮小がみられる。一方で、上乗せ措置については、各地方自治体が設定する重点分野への設備投資を後押すために、「高成長投資枠」に対する新たな類型が追加される等、これまで以上に地域の特性や魅力を生かした地域社会の創出に向けた制度となっている。

6. リース取引についての整備

(1) オペレーティング・リース取引

法人が各事業年度にオペレーティング・リース取引によりその取引の目的となる資産の賃借を行った場合において、その取引に係る契約に基づきその法人が支払う金額があるときは、その金額のうち債務の確定した部分の金額は、その確定した日の属する事業年度に損金算入される。

(注1) 「オペレーティング・リース取引」とは、資産の賃貸借のうちリース取引（ファイナンス・リース取引）以外のものをいう。

(注2) 上記の支払う金額には、その資産の賃借のために要する費用の額及びその資産を事業の用に供するために直接要する費用の額は含むものとされ、当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額、固定資産の取得に要した金額とされるべき費用の額及び繰延資産となる費用の額が除かれる。

(2) リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例の廃止

リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は廃止される。

なお、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度において延払基準の適用をやめた場

合の繰延リース利益額を5年均等で収益計上する等の経過措置が講じられる（所得税についても同様）。

(3) 所有権移転外リース取引に係るリース資産の減価償却費

令和9年4月1日以降に締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産の減価償却について、リース期間定額法の計算において取得価額に含まれている残価保証額は控除しないこととされ、リース期間経過時点に1円（備忘価額）まで償却できることとされる（所得税についても同様とされる。）。)

(注) 令和9年3月31日までに締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産（その取得価額に残価保証額が含まれているものに限られる。）については、令和7年4月1日以降に開始する事業年度の償却方法につき改正後のリース期間定額法により償却できることとされる経過措置が講じられる。

(4) 法人事業税についての措置

事業税付加価値割の課税標準について、法人が各事業年度にオペレーティング・リース取引によりその取引の目的となる土地又は家屋の賃借を行った場合において、その取引に係る契約に基づきその法人が賃貸借等の対価として支払う金額があるときは、その金額のうち法人税の所得の計算上損金の額に算入される部分の金額は、そ

の損金の額に算入される事業年度の支払賃借料とするほか、所要の措置が講じられる。

国税の見直しに準じて、法人住民税及び法人事業税について所要の措置が講じられる。



POINT:

企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」（リース会計基準）が公表され、原則として令和9年4月1日以後開始事業年度の期首から適用されるが、令和7年4月1日以後開始事業年度の期首からの早期適用も認められている。

借手側におけるオペレーティング・リース取引の処理について、会計上はファイナンス・リース取引と同様に資産計上が必要となる一方で、税務上は現行の取扱いと同様に支払賃借料のうち債務確定した部分を損金算入することになるため、令和7年4月1日以後開始事業年度から早期適用した場合、税会が不一致となり事務管理が煩雑になると見込まれる。

また、貸手側において会計上リース料受取時に売上高と売上原価を計上する会計処理が廃止されることに伴い、税務上も延払基準の方法による特例が廃止されることになるほか、リース会計基準の改正に伴う所要の措置が講じられる。

組織再編

1. 非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の算定方法等についての見直し

非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の算定方法等について、次の見直しが行われる。

- 一定の資産評価により移転を受ける資産及び負債の価値が等しくなる場合等においてその対価がないときの調整勘定の算定方法が明確化される。
- いわゆる対価省略型の非適格合併等が行われた場合において移転を受ける資産等が資産超過であり、かつ、一定の資産評価を行っていないとき等における処理の方法が適正化される。

2. 通算法人の行った株式分配に係るみなし配当の額の計算の見直し等

通算法人が行った株式分配における株式分配割合につき、完全子法人のグループ通算制度離脱に伴う投資簿価修正を踏まえた帳簿価額を用いて算出する場合でも、当該計算がスピノフ実行に間に合うよう、見直しが行わ

れる。

具体的には、分子の完全子法人株式簿価については基本的に前期末に投資簿価修正を行ったとした場合の簿価修正相当額を反映することとされ、分母に対しても同様の金額の調整を行うこととされる。

通算法人の株主が、通算法人が行った分割型分割により分割承継法人の株式等の交付を受けた場合における、所有株式の帳簿価額に乗ずる割合の計算等においても同様の見直しが行われる。

国際課税

1. グローバル・ミニマム課税への対応

国際合意に則り、軽減税所得ルール（Undertaxed Profits Rule：以下「UTPR」）及び国内ミニマム課税（Qualified Domestic Minimum Top-up Tax：以下「QDMTT」）が法制化される。適用開始時期は、いずれも令和8年4月1日以後に開始する対象会計年度とされる。併せて、OECDにより発出されたガイダンスの内容等を踏まえ、制度の明確化等の観点から所要の見直しが行われる。

(1) 軽課税所得ルール (UTPR)

項目	内容				
課税の範囲	次に掲げる法人に対して、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税を課することとされる。 <table border="1"> <tr> <td>①</td><td>特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人</td></tr> <tr> <td>②</td><td>特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人</td></tr> </table>	①	特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人	②	特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人
①	特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人				
②	特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人				
国際最低課税残余額	国内グループ国際最低課税残余額は、基本的に次に定めるところにより計算した金額とされる。 $A \times (B+C)$ A・・・グループ国際最低課税残余額 各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等の「グループ国際最低課税額」から、その特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等及び共同支配会社等に係る国際最低課税額等その他一定の金額を控除した残額 B・・・従業員数の割合 「わが国又は各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税に相当する税を課することとされている一定の国若しくは地域を所在地国とする構成会社等の従業員等の数の合計数のうちにわが国を所在地国とする構成会社等の従業員等の数の合計数が占める割合」×50% C・・・有形資産の額の割合 「わが国又は各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税に相当する税を課することとされている一定の国若しくは地域を所在地国とする構成会社等の有形資産の額の合計額のうちにわが国を所在地国とする構成会社等の有形資産の額の合計額が占める割合」×50% (注) 特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人に係る国際最低課税残余額についても同様とされる。 内国法人に係る国際最低課税残余額は、上記「国内グループ国際最低課税残余額」に、その内国法人の従業員数の割合及び有形資産の額の割合を合計した割合を乗じて計算した金額とされる。 なお、特定多国籍企業グループ等の判定対象会計年度が、特定多国籍企業グループ等に該当することとなった最初の対象会計年度開始の日以後5年以内に開始し、かつ、国際的な事業活動の初期の段階にあるものとされる対象会計年度に該当する場合等には、その判定対象会計年度に係るグループ国際最低課税残余額は、零とされる。				
申告及び納付等	各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月（一定の場合には、1年6月）以内に行うものとされる。ただし、当該対象会計年度の国際最低課税残余額（課税標準）がない場合は、その申告を要しないこととされる。				
適用関係	令和8年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用される。				

(2) 国内ミニマム課税 (QDMTT)

項目	内容				
課税の範囲	次に掲げる法人に対して、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税を課するものとされる。 <table border="1"> <tr> <td>①</td><td>特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等である内国法人</td></tr> <tr> <td>②</td><td>特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人又は特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する共同支配会社等である外国法人</td></tr> </table>	①	特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等である内国法人	②	特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人又は特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する共同支配会社等である外国法人
①	特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等である内国法人				
②	特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人又は特定多国籍企業グループ等に係る恒久的施設等を有する共同支配会社等である外国法人				

項目	内容								
国内最低課税額	構成会社等に係る国内最低課税額は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額とされる。 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>① 国内実効税率が15%を下回り、かつ、国内グループ純所得の金額がある場合</td><td> $A \times B + C \times D + E$ (注) A・・・当期グループ国内最低課税額（国内グループ純所得の金額からわが国に係る実質ベースの所得除外額を控除した残額に15%から国内実効税率を控除した割合を乗じて計算した金額をいう） B・・・その当期グループ国内最低課税額が算出されることとなった内国法人の寄与の程度を勘案して計算される割合 C・・・過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額 D・・・過去帰属割合（再計算グループ国内最低課税額が算出されることとなった内国法人の寄与の程度を勘案して計算される割合をいう） E・・・内国法人（各種投資会社等に限る）に係る未分配所得国内最低課税額 </td></tr> <tr> <td>② 国内実効税率が15%以上であり、かつ、国内グループ純所得の金額がある場合</td><td>①の$C \times D + E$</td></tr> <tr> <td>③ 国内グループ純所得の金額がない場合</td><td> ①の$C \times D + E$（国内グループ調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額がわが国に係る特定国別調整後対象租税額を超える場合にあっては、$C \times D + E + F \times G$） (注) F・・・永久差異調整に係るグループ国内最低課税額 G・・・永久差異調整に係るグループ国内最低課税額が算出されることとなった内国法人の寄与の程度を勘案して計算される割合を乗じて計算した金額 </td></tr> </table> 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税と同様に、収入金額等に関する適用免除基準、一定の国別報告事項における記載事項等を用いた経過的な適用免除基準その他の特例が設けられる。また、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税と同様に、国際的な事業活動の初期の段階における適用免除基準が設けられる。 共同支配会社等に係る国内最低課税額は、基本的に構成会社等に係る国内最低課税額と同様に計算した金額とされる。	区分	金額	① 国内実効税率が15%を下回り、かつ、国内グループ純所得の金額がある場合	$A \times B + C \times D + E$ (注) A・・・当期グループ国内最低課税額（国内グループ純所得の金額からわが国に係る実質ベースの所得除外額を控除した残額に15%から国内実効税率を控除した割合を乗じて計算した金額をいう） B・・・その当期グループ国内最低課税額が算出されることとなった内国法人の寄与の程度を勘案して計算される割合 C・・・過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額 D・・・過去帰属割合（再計算グループ国内最低課税額が算出されることとなった内国法人の寄与の程度を勘案して計算される割合をいう） E・・・内国法人（各種投資会社等に限る）に係る未分配所得国内最低課税額	② 国内実効税率が15%以上であり、かつ、国内グループ純所得の金額がある場合	①の $C \times D + E$	③ 国内グループ純所得の金額がない場合	①の $C \times D + E$ （国内グループ調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額がわが国に係る特定国別調整後対象租税額を超える場合にあっては、 $C \times D + E + F \times G$ ） (注) F・・・永久差異調整に係るグループ国内最低課税額 G・・・永久差異調整に係るグループ国内最低課税額が算出されることとなった内国法人の寄与の程度を勘案して計算される割合を乗じて計算した金額
区分	金額								
① 国内実効税率が15%を下回り、かつ、国内グループ純所得の金額がある場合	$A \times B + C \times D + E$ (注) A・・・当期グループ国内最低課税額（国内グループ純所得の金額からわが国に係る実質ベースの所得除外額を控除した残額に15%から国内実効税率を控除した割合を乗じて計算した金額をいう） B・・・その当期グループ国内最低課税額が算出されることとなった内国法人の寄与の程度を勘案して計算される割合 C・・・過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額 D・・・過去帰属割合（再計算グループ国内最低課税額が算出されることとなった内国法人の寄与の程度を勘案して計算される割合をいう） E・・・内国法人（各種投資会社等に限る）に係る未分配所得国内最低課税額								
② 国内実効税率が15%以上であり、かつ、国内グループ純所得の金額がある場合	①の $C \times D + E$								
③ 国内グループ純所得の金額がない場合	①の $C \times D + E$ （国内グループ調整後対象租税額が零を下回る場合のその下回る額がわが国に係る特定国別調整後対象租税額を超える場合にあっては、 $C \times D + E + F \times G$ ） (注) F・・・永久差異調整に係るグループ国内最低課税額 G・・・永久差異調整に係るグループ国内最低課税額が算出されることとなった内国法人の寄与の程度を勘案して計算される割合を乗じて計算した金額								
申告及び納付等	各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月（一定の場合には、1年6月）以内に行うものとされる。ただし、当該対象会計年度の国内最低課税額（課税標準）がない場合は、その申告を要しないこととされる。								
グループ国内最低課税額報告事項等の提供制度の創設	a) グループ国内最低課税額報告事項等の提供 グループ国内最低課税額報告対象法人は、特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の名称、その特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国の名称、その特定多国籍企業グループ等に係る国内最低課税額に関する事項その他必要な事項及び収入金額等に関する適用免除基準の適用を受けようとする旨等を、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月（一定の場合には、1年6月）以内に、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により、納税地の所轄税務署長に提供しなければならないこととされる。 b) 提供義務の免除 特定多国籍企業グループ等の最終親会社等（指定提供会社等を指定した場合には、指定提供会社等）の所在地国の税務当局がその特定多国籍企業グループ等に係るグループ国内最低課税額報告事項等の提供をわが国に対して行うことができると認められるときは、そのグループ国内最低課税額報告事項等の提供義務者である法人の提供義務を免除することとされる。								
適用関係	令和8年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用される。								

(3) 国際最低課税額に対する法人税等の見直し

- OECDにより発出されたガイダンスの内容等を踏まえ、制度の明確化等の観点から所要の見直しが行われる（外国子会社合算税制等の対象とされる他の構

成会社等に係る調整後対象租税額に含まれる金額等の計算について、その対象に法人税等調整額が加えられる等）。



POINT:

グローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）については、国際合意に則り、軽減税所得ルール（UTPR）と国内ミニマム課税（QDMTT）の法制化が行われ、いずれも令和8年4月以後に開始する対象会計年度から適用される。

2. 外国子会社合算税制等の見直し

内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（外国子会社合算税制）等について、次の見直しが行われる。これは、「第2の柱」の導入により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえたものである。

(1) 合算課税のタイミングの見直し

内国法人に係る外国関係会社の各事業年度に係る課税対象金額等に相当する金額は、その内国法人の収益の額とみなして、その事業年度終了の日の翌日から4月（現行：2月）を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとされる。

例えば、内国法人（P社）が3月決算、その内国法人に係る外国関係会社（S社）が12月決算である場合の取扱いは、次のとおりである。

現行	改正案
S社のX1年12月期に係る課税対象金額等に相当する金額は、P社のX2年3月期の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。	S社のX1年12月期に係る課税対象金額等に相当する金額は、P社のX3年3月期の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

(2) 書類添付要件等の見直し

申告書に添付又は保存をすることとされている外国関係会社に関する書類の範囲から、次に掲げるものを除外することとされる。

- 株主資本等変動計算書及び損益金の処分に関する計算書
- 貸借対照表及び損益計算書に係る勘定科目内訳明細書

(3) 関連制度の見直し

居住者に係る外国子会社合算税制及び特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例等の関連制度につき、上記(1)及び(2)と同様の見直しが行われる。

(4) 適用関係

適用時期	経過措置
上記の改正は、内国法人の令和7年4月1日以後に開始する事業年度に係る外国関係会社の課税対象金額等（※1）について適用される。	内国法人の令和7年4月1日前に開始した事業年度に係る外国関係会社の課税対象金額等（※2）について、その外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から4月を経過する日を含むその内国法人の同年4月1日以後に開始する事業年度において外国子会社合算税制の適用を受けることができる経過措置が講じられる。

※1 その外国関係会社の令和7年2月1日以後に終了する事業年度に係るものに限られる。

※2 その外国関係会社の令和6年12月1日から令和7年1月31日までの間に終了する事業年度に係るものに限られる。



POINT:

合算課税のタイミングについて、現行では外国関係会社の事業年度終了翌日から2月を経過する日を含む日本親会社の事業年度の申告に反映させることとされているが、改正案では4月を経過する日を含む日本親会社の事業年度の申告に反映させることとされている。

また、令和6年度税制改正に引き続き納税者の事務負担を軽減する措置がとられている。

消費課税

1. 外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）の見直し

外国人旅行者向け消費税免税制度について、主に次の見直しが行われる。

(1) 免税方式の見直し

- ① 輸出物品販売場を営業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合であって、その免税購入対象者がその購入した日から90日以内に出境地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報（以下「税関確認情報」）を輸出物品販売場を営業者において保存することを要件として、その免税対象物品の譲渡について、消費税が免除される。

（注）上記の改正に伴い、実務上、消費税相当額を含めた価格で販売し、出国時に持出しが確認された場合に輸出物品販売場を営業者から免税購入対象者に対し消費税相当額を返金する「リファンド方式」となる。

- ② 免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受けるものとされ、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならないこととされる。
- ③ 税関長は、輸出物品販売場を営業者（承認送信事業者を含む。）に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとされる。

(2) 免税対象物品の範囲の見直し

- ① 消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額（50万円）及び特殊包装が廃止されるとともに、一般物品と消耗品の区分が廃止される。
- ② 免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件が廃止されるとともに、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品については、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとされる。

(3) 免税販売手続の見直し

- ① 船舶観光上陸許可等により上陸する者の免税販売手続においては、上陸許可書及び旅券の提示が求めら

れることとされ、輸出物品販売場を営業者は、旅券番号に基づき購入記録情報を提供するものとされる。

- ② 日本国籍を有する免税購入対象者が国内に2年以上住所等を有しないことの証明書類に個人番号カードを追加することとされ、現行の証明書類については本籍の地番の記載を不要とされる。また、輸出物品販売場を営業者は、証明書類の種類及び国外転出等をした日を購入記録情報として送信することとされ、その証明書類の保存を不要とされる。
- ③ 100万円（税抜き）以上の免税対象物品については、購入記録情報の送信事項にその免税対象物品を特定するための情報（シリアルナンバー等）が加えられる。
- ④ 免税購入対象者が輸出物品販売場で運送契約を締結し、かつ、その場で物品を運送事業者へ引き渡し、いわゆる「直送」による免税販売方式については、従来の方式に代えて消費税法第7条の輸出免税制度により消費税を免除することができることとされる。
- ⑤ 免税購入対象者が輸出物品販売場で購入した免税対象物品について、その免税購入対象者が別途国外へ配送する、いわゆる「別送」をしたことにより出国時に携帯していない場合に、その免税対象物品の配送等に係る書類により輸出したことを確認する取扱いが廃止される。

(4) 輸出物品販売場の許可要件の見直し

- ① 一般型輸出物品販売場と手続委託型輸出物品販売場の許可の区分が廃止されるとともに、輸出物品販売場の許可については、適切に購入記録情報及び税関確認情報を授受できることが要件とされる。
- ② 輸出物品販売場の許可の取消要件に、購入記録情報の提供状況等が税関長の確認に支障があると認められる場合が加えられる。

(5) その他

基地内輸出物品販売場制度が廃止される。

免税購入対象者に対する即時徴収及び罰則について所要の整備が行われるほか、外国人旅行者向け消費税免税制度の見直しに伴い、所要の措置が講じられる。

上記(3)⑤の取扱いは、令和7年3月31日をもって廃止され、その他は令和8年11月1日以降に行われる免税対象物品の譲渡等について適用される。



POINT:

消費税の外国人旅行者向け免税制度については、不正利用を排除し、免税店が不正の排除のために負担を負うことのないようにするため、出国時に持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、確認後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金する「リファンド方式」に見直された。

2. リース譲渡等の時期の特例の廃止

リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例は、廃止される。

なお、令和7年4月1日前にリース譲渡に該当する資産の譲渡等を行った事業者の令和12年3月31日以前に開始する年又は事業年度について延払基準の方法により資産の譲渡等の対価の額を計算することができることとされるとともに、令和7年4月1日以降に開始する年又は事業年度について延払基準の適用をやめた場合の賦払金の残金を10年均等で資産の譲渡等の対価の額とする等の経過措置が講じられる。

個人所得課税

1. 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

いわゆる103万円の壁に対する対応として、物価上昇局面における税負担の調整の観点から、所得税の基礎控除等の見直しが行われるとともに、就業調整対策の観点から、大学生年代の子等に係る新たな控除が創設される。

(1) 基礎控除等及び給与所得控除の最低保障額の引上げ

デフレ状態から脱却し物価が上昇傾向にあり、基礎控除が定額であることなどにより実質的な税負担が増加するという課題に対処するため、基礎控除等が以下のとおり引き上げられる。

■ 基礎控除

合計所得金額	控除額	
	現行	改正案
2,350万円以下	48万円	58万円
2,350万円超2,400万円以下	48万円	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円	16万円
2,500万円超	0円	0円

(注) 令和7年分の所得税から適用される。なお、給与及び公的年金等の源泉徴収については令和8年1月1日以降支払分から適用される

■ 扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額の要件
基礎控除の引上げに併せて、扶養親族及び同一生計配偶者の要件も、現行48万円がそれぞれ58万円に

引き上げられる。

■ 給与所得控除の最低保障額

項目	現行	改正案
給与所得控除の最低保障額	55万円	65万円

(注) 令和7年分の所得税から適用され、源泉徴収については令和8年1月1日以降支払分から適用される

(2) 特定親族特別控除（仮称）の創設

大学生のアルバイトの就業調整は税制が一因であるとの指摘があり、これに対応するため新たな所得控除が創設され、以下の仕組みとされる。

■ 対象者：生計を一にする19歳以上23歳未満の親族

等（配偶者等を除く合計所得金額123万円以下の者）で、控除対象扶養親族に該当しない者を有する者

■ その親族等の合計所得金額により、以下の金額を控除する。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超85万円以下	63万円
85万円超90万円以下	61万円
90万円超95万円以下	51万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

(注) 令和7年分以降の所得税に適用され、給与等の源泉徴収については令和8年1月1日以降に支払うべき給与等から適用される。

2. スタートアップへの投資促進等及び「資産運用立国」の実現に向けた環境整備

エンジェル税制の見直し等によりスタートアップへの投資促進が図られるほか、スタートアップへの人材確保を支援するストックオプション税制の要件を満たさずに同様の税優遇の効果を生むスキームへの適正化措置が講じられる。また、貯蓄から投資への流れが加速しているが、この流れを一層着実なものにし「資産運用立国」の取組みを後押しするため、iDeCoの拠出限度額の引上げ、NISAの利便性向上などが行われる。

(1) エンジェル税制の見直し（令和8年1月1日以降取得したものに適用）

- エンジェル税制の対象となる特定中小会社の株式を払込みにより取得した場合には、その取得に要した額をその年の一般株式等の譲渡所得等及び上場株式等の譲渡所得等の額の合計額から控除することができる（適用額）が、取得に要した額で控除しきれない金額（特定株式控除未済額）がある場合に、その年の前年分の所得税額のうちその特定株式控除未済額に対応する部分の金額を還付請求（繰戻し還付）することができることとされる。
 - この場合に、その特定中小会社の株式の取得価額は、適用額と特定株式控除未済額の合計額をその取得に要した額から控除した額とされる。
- エンジェル税制の対象となる「特例控除対象特定株式」（設立の日以後5年未満の株式会社であるなど所定の要件を満たす株式）を取得した年の翌年中に譲渡（上場の日以後の譲渡など所定のものを除く）

をした場合に、その特例控除対象特定株式の取得価額は、適用額と控除未済額との合計額（20億円を限度）を取得に要した額から控除した金額とすることとされる。

(2) スtockオプション税制と同様の税効果を生むスキームへの対応

- 受益者の存しない信託（法人課税信託）に受益者が存することとなった場合（法人課税信託でなくなった場合）に、その信託が「特定法人課税信託」である場合には、その信託財産に属する特定株式については、法人課税信託に該当しないこととなったときにおける価額で取得したものとみなして、各受益者等の所得金額を計算することとされる。
 - 特定法人課税信託とは、信託財産に属する特定株式に係る発行法人等が委託者となる受益者の存しない信託で特定株式の発行法人の役員等の勤続年数等を勘案してその役員等が受益者として指定されるものをいう。

(3) 「資産運用立国」の取組みの後押し

1) 確定拠出年金制度の見直しに係る措置

確定拠出年金法等の改正を前提に、以下の見直しが行われた後も、現行の税制上の措置を適用することとされる。

- マッチング拠出について、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができないとする制約を廃止する。
企業型確定拠出年金の拠出限度額を以下のとおりとする。

項目	拠出限度額	
	現行	改正案
確定給付企業年金制度未加入者	月額5.5万円	月額6.2万円
確定給付企業年金制度加入者	月額5.5万円から以下を控除 確定給付企業年金の掛金相当額	月額6.2万円から以下を控除 確定給付企業年金の掛金相当額

■ 個人型確定拠出年金についても、拠出限度額の増額など所要の改正が行われる。

2) NISAの環境整備、利便性向上

- つみたて投資枠について、上場投資信託（ETF）の最小取引単位の見直し（購入しやすい環境整備）
- 金融機関変更時の即日買付を可能とする など

3. 退職所得の計算等に係る見直し

- 退職手当等（確定拠出年金法により支給される老齢一時金を除く）の支払いを受ける年の前年以前9年以内に老齢一時金の支払いを受けている場合には、当該老齢一時金等について、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象とされる。
- 退職手当等の支払いをする者は、その支払いを受け

るすべての居住者について源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととされる（現行は、退職手当の支払いをする法人の役員についてのみ提出義務がある）。

資産課税

1. 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件の見直し

非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件について、贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であることとされる。

上記の改正は、令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用される。

項目	現行	改正案
役員就任要件	贈与の日まで引き続き3年以上役員等であること	贈与の直前において役員等であること



POINT :

現行の場合、当該納税猶予の特例制度を適用するためには、令和6年12月31日までに後継者が特例認定贈与承継会社の役員等に就任する必要があったが、改正案により柔軟な事業承継が期待される。
当該納税猶予の特例制度の適用期限について、令和4年度及び令和6年度と同様に、令和9年12月31日までの適用期限の延長は行わない旨が大綱の「第一令和7年度税制改正の基本的考え方」9頁に記載されている。また、令和8年3月31日までに特例承継計画を都道府県知事に提出する必要があるため、適用を考えている納税者は期限に留意されたい。

2. 個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件の見直し

個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度におけ

る事業従事要件について、贈与の直前において特定事業用資産に係る事業に従事していたこととされる。

上記の改正は、令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用される。

項目	現行	改正案
事業従事要件	贈与の日まで引き続き3年以上従事	贈与の直前において従事



POINT :

当該納税猶予制度は適用期限が令和10年12月31日までであり、かつ、令和8年3月31日までに個人事業承継計画を都道府県知事に提出する必要があるため、適用を考えている納税者は期限に留意されたい。

3. 相続に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置の適用期限延長

相続に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置の適用期限が2年延長される。

国の会計と関連制度（16回目） ～2022年度（令和4年度）の国の連結財務書類（その2）～

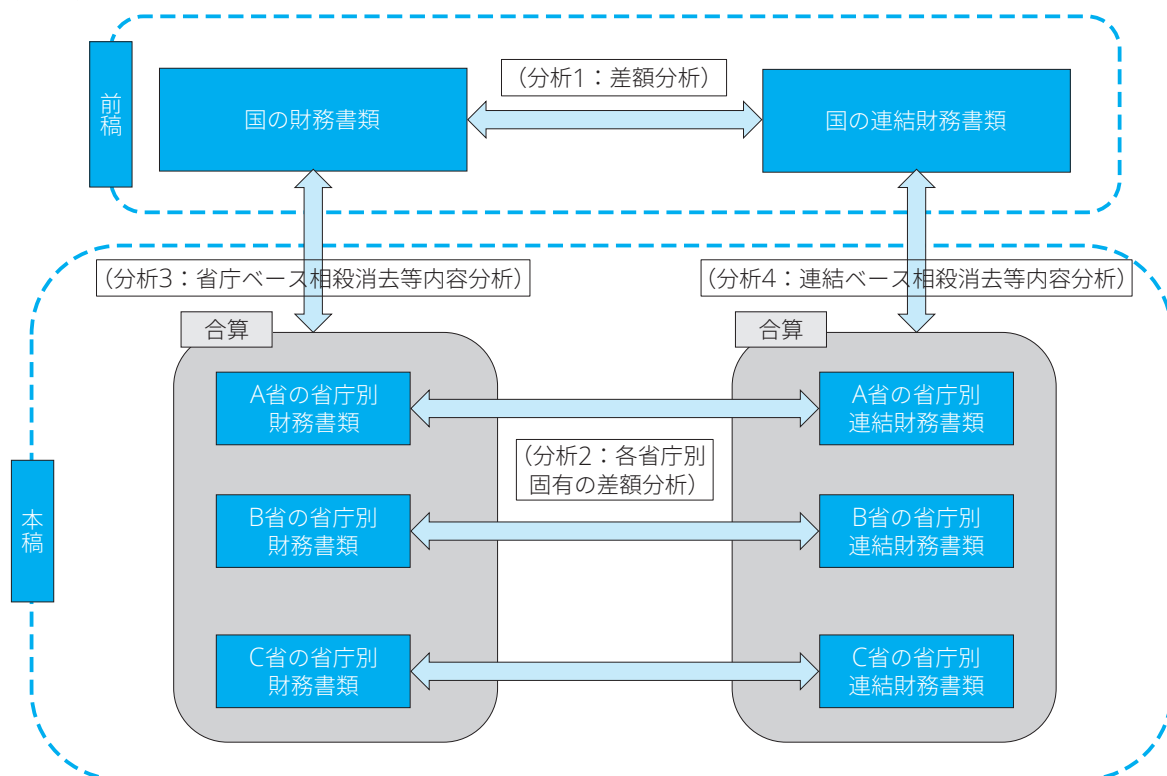
公認会計士 おさむら や かく 長村 彌角

本誌2024年12月号（Vol.580）「国の会計と関連制度（15回目）」では、国の連結財務書類について、省庁間の事業費の規模などの比較や国の財務書類（省庁ベース）と国の連結財務書類（連結ベース）との比較分析を試みた（図表1の「分析1」）。マクロ的には省庁ベースに比べ連結ベースでは資産総額は222兆円増加し、その多くを現金預金と有価証券が占めている点、一方で業務費用は11兆円の増加に過ぎず国からの連結対象法人への補助金や運営費交付金等の多くが連結対象法人において事業に投入され費用となっている点などが分かった。

本稿では、国の財務書類と国の連結財務書類の差額に

ついて、より深く確認をしてみたい。そこで、各省庁別に、省庁別財務書類（一般会計＋特別会計）と連結対象法人を加えた省庁別連結財務書類とを比較することで省庁固有の差額内容の確認を（図表1の「分析2」）、加えて、全ての省庁の省庁別財務書類の合算と国の財務書類を比較することで相殺消去等されている省庁間取引の主な内容の確認を（図表1の「分析3」）、さらに全ての省庁別連結財務書類の合算と国の連結財務書類との間の相殺消去等から連結対象法人における省庁を跨ぐ取引等の確認を（図表1の「分析4」）、国の財務書類等からわかる内容に加え、筆者の分析による推察を試みた。

（図表1）国の財務書類及び国の連結財務書類の分析全体図



（出所：筆者作成）

1. 省庁別財務書類と省庁別連結財務書類の比率（倍率）

企業では、親会社単独の決算数値と連結決算数値との比率（倍率）を算出し、連結子会社等が企業グループの業績などにどの程度貢献しているかなどを推察すること

がある。同様に、各省庁別に省庁別財務書類（省庁ベース）と省庁別連結財務書類（連結ベース）での資産額、業務費用額、財源額の比率（倍率）により、各省庁の事業規模の実態などがより見えてくる。ここでは、2022年度（令和4年度）の比率（倍率）から、各省庁とその連結対象法人の事業規模を確認する。

（1）資産額、業務費用額、財源額の比率（倍率）

① 資産額による比率（倍率）

（図表2）資産額による省庁ベース・連結ベース比率（倍率）

（単位：十億円）

	省庁ベース資産総額①	連結ベース資産総額②	比率（倍率）（②/①）
皇室費	740	該当なし	－
国会	1,231	該当なし	－
裁判所	749	該当なし	－
会計検査院	3	該当なし	－
内閣	82	該当なし	－
内閣府	2,562	12,655	4.94
デジタル庁	9	該当なし	－
復興庁	222	該当なし	－
総務省	3,565	6,958	1.95
法務省	3,025	3,044	1.01
外務省	10,842	16,422	1.51
財務省	384,318	396,702	1.03
文部科学省	15,067	43,834	2.91
厚生労働省	151,212	251,241	1.66
農林水産省	16,458	21,408	1.30
経済産業省	13,594	46,953	3.45
国土交通省	171,329	263,699	1.54
環境省	1,075	1,459	1.36
防衛省	15,904	15,905	1.00

（出所：図表2から4は、国の財務書類¹及び国の連結財務書類²より筆者作成）

資産額では、連結財務書類を作成している12省庁のうち7省庁（内閣府、総務省、外務省、文部科学省、厚

生労働省、経済産業省、国土交通省）において倍率が1.5倍を超えている。

1 https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/public_finance_fact_sheet/fy2022/national/fy2022gassan.pdf

2 https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/public_finance_fact_sheet/fy2022/national/fy2022renketsu.pdf

② 業務費用額による比率（倍率）

（図表3）業務費用額による省庁ベース・連結ベース比率（倍率）

（単位：十億円）

	省庁ベース業務費用額①	連結ベース業務費用額②	比率（倍率）（②/①）
皇室費	8	該当なし	－
国会	132	該当なし	－
裁判所	311	該当なし	－
会計検査院	16	該当なし	－
内閣	145	該当なし	－
内閣府	5,401	5,972	1.11
デジタル庁	127	該当なし	－
復興庁	18	該当なし	－
総務省	27,109	30,138	1.11
法務省	822	823	1.00
外務省	1,067	1,097	1.03
財務省	7,884	8,937	1.13
文部科学省	6,964	9,801	1.41
厚生労働省	96,476	98,999	1.03
農林水産省	3,849	3,940	1.02
経済産業省	11,453	10,029	0.88
国土交通省	9,361	13,439	1.44
環境省	742	824	1.11
防衛省	5,877	5,877	1.00

業務費用では、連結財務書類を作成している12省庁いずれにおいても1.5倍を超えていない。これは、各省庁から運営費交付金や補助金等として連結対象法人に交付等される資金（各省庁では業務費用に計上される）

が、連結対象法人において収入（財源）となる一方で、その多くが各連結対象法人の事業において費用として計上されており、連結対象法人を通じて各省庁の事業が実施されていることが推察できる。

③ 財源額による比率（倍率）

（図表4）財源額による省庁ベース・連結ベース比率（倍率）

（単位：十億円）

	省庁ベース財源額①	連結ベース財源額②	比率（倍率）（②/①）
皇室費	14	該当なし	－
国会	128	該当なし	－
裁判所	315	該当なし	－
会計検査院	16	該当なし	－
内閣	126	該当なし	－
内閣府	5,413	6,577	1.21

	省庁ベース財源額①	連結ベース財源額②	比率（倍率）（②/①）
デジタル庁	129	該当なし	－
復興庁	△79	該当なし	－
総務省	27,808	30,835	1.11
法務省	803	801	1.00
外務省	1,024	1,146	1.12
財務省	△25,634	△24,488	0.96
文部科学省	6,988	10,884	1.56
厚生労働省	97,697	103,142	1.06
農林水産省	3,896	4,047	1.04
経済産業省	11,578	12,998	1.12
国土交通省	8,999	13,769	1.53
環境省	756	851	1.13
防衛省	5,559	5,559	1.00

財源額では、連結財務書類を作成している12省庁のうち2省庁（文部科学省、国土交通省）において倍率が1.5倍を超えている。この2省庁では、連結対象法人を所管する主務省庁を除く他省庁からの補助金等や独自の事業収入を多く得ていることが推察できる。

ベースと連結ベースでの比較情報を省庁別連結財務書類の概要などにより提供している。以下では、この情報をもとに各省庁の省庁ベースと連結ベースの比率（倍率）が1.5倍を超えるケースについて、その主な内容を見ていく。

（2）比率（倍率）が1.5倍以上となる省庁の主な内容（図表1の「分析2」）

各省庁では、省庁別連結財務書類の概要として、省庁

① 内閣府

内閣府では、資産総額が4.94倍であり1.5倍を超えている。

（図表5）内閣府令和4年度省庁別財務書類（省庁ベースと連結ベース）の貸借対照表比較概要

貸借対照表				（単位：十億円）			
省庁ベース	連結ベース	差額		省庁ベース	連結ベース	差額	
<資産の部>				<負債の部>			
現金・預金	847	8,649	7,801	未払金等	182	204	21
有価証券	－	1,350	1,350	保管金等	0	1	1
未収金等	0	3	2	賞与引当金	10	10	0
貸付金	22	1,128	1,106	沖縄振興開発金融公庫債	－	157	157
貸倒引当金	△1	△67	△66	預金保険機構債	－	1,071	1,071
有形固定資産	1,356	1,453	96	借入金	－	753	753
国有財産（公共用財産除く）	1,193	1,277	83	退職給付引当金	147	152	5
物品等	162	175	13	支払承諾等	－	1	1
無形固定資産	11	26	14	その他の負債	24	5,602	5,578
出資金	324	50	△273				
その他の資産	△0	59	58				
				負債合計	364	7,958	7,593
				<資産・負債差額の部>			
				資産・負債差額	2,197	4,696	2,498
資産合計	2,562	12,654	10,092	負債及び資産・負債差額合計	2,562	12,654	10,092

（出所：内閣府 令和4年度省庁別連結財務書類の概要³⁾）

³⁾ <https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/zaimu/cao-r04-gaiyou2.pdf>

内閣府の連結対象法人は独立行政法人4法人、特殊法人等3法人の合計7法人である。連結対象法人の資産合計額は10.4兆円であり、主には預金保険機構の資産額

8.5兆円、沖縄振興開発金融公庫の資産額1.0兆円である。

項目	主な差額の内容
現金・預金	・預金保険機構7.1兆円など
有価証券	・預金保険機構1.2兆円など
貸付金	・沖縄振興開発金融公庫1.0兆円など
預金保険機構債	・預金保険機構1.0兆円など
その他の負債	・預金保険機構の責任準備金5.2兆円など

② 総務省

総務省では、資産総額が1.95倍であり1.5倍を超えている。

(図表6) 総務省令和4年度省庁別財務書類（省庁ベースと連結ベース）の貸借対照表比較概要

貸借対照表				(単位：十億円)			
省庁ベース	連結ベース	差額		省庁ベース	連結ベース	差額	
<資産の部>				<負債の部>			
現金・預金	1,839	2,524	685	未払金等	21	80	59
有価証券	-	0	0	保管金等	-	3	3
未収金等	4	9	5	賞与引当金	3	3	0
貸付金	-	2,706	2,706	借入金	29,612	32,318	2,706
貸倒引当金	△0	△0	△0	郵便貯金	-	478	478
有形固定資産	244	367	122	退職給付引当金	53	61	7
無形固定資産	11	22	11	恩給引当金	356	356	-
出資金	1,464	1,313	△150	その他の負債	0	15	15
その他の資産	0	12	12				
				負債合計	30,046	33,318	3,271
				<資産・負債差額の部>			
				資産・負債差額	△26,481	△26,360	121
資産合計	3,564	6,957	3,392	負債及び資産・負債差額合計	3,564	6,957	3,392

(出所：総務省 令和4年度省庁別連結財務書類の概要⁴⁾)

総務省の連結対象法人は独立行政法人3法人である。（独）郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク
連結対象法人の資産合計額は3.5兆円であり、主には 支援機構の資産額3.2兆円である。

項目	主な差額の内容
貸付金	・（独）郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構における保険契約者貸付及び地方公共団体貸付2.7兆円
借入金	・（独）郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構における(株)ゆうちょ銀行及び(株)かんぽ生命保険からの借入金2.7兆円

⁴ https://www.soumu.go.jp/main_content/000925089.pdf

③ 外務省

外務省では、資産総額が1.51倍であり1.5倍を超えている。

(図表7) 外務省令和4年度省庁別財務書類（省庁ベースと連結ベース）の貸借対照表比較概要

貸借対照表						(単位：十億円)	
省庁ベース	連結ベース	差額	省庁ベース	連結ベース	差額		
<資産の部>			<負債の部>				
現金・預金	-	617	617	未払金等	0	46	46
有価証券	-	243	243	賞与引当金	4	6	2
未収金等	1	37	35	債券	-	1,232	1,232
貸付金	0	15,125	15,125	借入金	-	3,970	3,970
破産更生債権等	-	87	87	退職給付引当金	56	75	19
貸倒引当金	△1	△329	△327	その他の負債	10	42	31
有形固定資産	482	538	56				
国有財産（公共用財産除く）	464	517	53				
物品等	17	21	3	負債合計	72	5,374	5,302
無形固定資産	14	26	12				
出資金	10,345	-	△10,345	<資産・負債差額の部>			
その他投資等	-	44	44	資産・負債差額	10,769	11,048	278
その他の資産	0	30	30				
資産合計	10,841	16,422	5,580	負債及び資産・負債差額合計	10,841	16,422	5,580

(出所：外務省 令和4年度省庁別連結財務書類の概要⁵⁾)

外務省の連結対象法人は独立行政法人2法人である。（独）国際協力機構の資産額15.8兆円である。連結対象法人の資産合計額は15.9兆円であり、主には

項目	主な差額の内容
貸付金	・（独）国際協力機構15.1兆円
出資金	・ 外務省に計上の連結対象法人への出資金と連結対象法人の資産・負債差額の相殺消去△10.3兆円
債券	・（独）国際協力機構1.2兆円
借入金	・（独）国際協力機構3.9兆円

④ 文部科学省

文部科学省では、資産総額及び財源額がそれぞれ2.91倍及び1.56倍であり1.5倍を超えている。なお、業

務費用は1.5倍を超えていないが、以下で主な内容に触れる。

⁵ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100612423.pdf>

(図表8) 文部科学省令和4年度省庁別財務書類(省庁ベースと連結ベース)の貸借対照表比較概要

貸借対照表				(単位:十億円)			
	省庁ベース	連結ベース	差額		省庁ベース	連結ベース	差額
<資産の部>				<負債の部>			
現金・預金	15	3,891	3,876	未払金等	0	719	718
有価証券	0	16,955	16,955	賞与引当金	1	97	95
未収金等	0	484	484	独立行政法人等債券	-	289	289
前払金等	20	149	129	公的年金預り金	-	4,548	4,548
貸付金	2,922	9,872	6,950	借入金	-	16,533	16,533
貸倒引当金	△0	△158	△158	退職給付引当金	155	1,073	917
償還免除引当金	△18	-	18	その他の負債	4	2,226	2,222
有形固定資産	394	12,127	11,732				
国有財産(公共用財産除く)	344	10,385	10,040				
物品等	49	1,741	1,691				
無形固定資産	2	87	84	負債合計	161	25,487	25,326
出資金	11,710	-	△11,710	<資産・負債差額の部>			
その他の資産	19	423	403	資産・負債差額	14,905	18,346	3,440
資産合計	15,066	43,833	28,767	負債及び資産・負債差額合計	15,066	43,833	28,767

(出所:図表8から10は、文部科学省 令和4年度省庁別連結財務書類の概要⁶⁾)

文部科学省の連結対象法人は独立行政法人22法人、国立大学法人等86法人、特殊法人1法人である。連結対象法人の資産合計額は44.0兆円、連結による相殺消去は11兆円である。主な連結対象法人の資産は、(国研) 科学技術振興機構10.8兆円、(独) 日本学生支援機構9.6兆円、(国) 東京大学1.4兆円、日本私立学校振興・共済事業団7.6兆円である。

項目	主な差額の内容
現金・預金	・(国研) 科学技術振興機構0.7兆円 ・(独) 日本学生支援機構0.3兆円 ・日本私立学校振興・共済事業団0.5兆円など
有価証券	・(国研) 科学技術振興機構9.9兆円 ・日本私立学校振興・共済事業団6.4兆円など
貸付金	・(独) 日本学生支援機構9.3兆円 ・借入金との相殺消去△3.5兆円
有形固定資産	・(国) 東京大学1.2兆円など
出資金	・文部科学省に計上の連結対象法人への出資金と連結対象法人の資産・負債差額の相殺消去△11.7兆円
公的年金預り金	・日本私立学校振興・共済事業団4.5兆円
借入金	・(国研) 科学技術振興機構8.8兆円 ・(独) 日本学生支援機構9.3兆円 ・貸付金との相殺消去△3.5兆円など
その他の負債	・日本私立学校振興・共済事業団の加入者貯金1.2兆円 ・連結対象法人の退職給付引当金0.9兆円など

6 https://www.mext.go.jp/content/20240126-mxt_kaikesu02-000033585_2.pdf

(図表9) 文部科学省令和4年度省庁別財務書類（省庁ベースと連結ベース）の業務費用比較概要

業務費用計算書				(単位：十億円)
	省庁ベース	連結ベース	差額	
人件費	75	1,670	1,595	
退職給付引当金等繰入額	6	259	253	
義務教育費国庫負担金	1,516	1,516	-	
補助金等	3,305	1,523	△1,782	
委託費等	104	101	△3	
運営費交付金	1,817	6	△1,810	
庁費等	16	16	△0	
減価償却費	5	619	614	
貸倒引当金等繰入額	19	△1	△20	
資産処分損益	1	7	6	
その他の業務費用	95	4,080	3,985	
本年度業務費用合計	6,964	9,800	2,836	

連結対象法人の業務費用合計額は7.1兆円であり、主には日本私立学校振興・共済事業団1.7兆円である。

項目	主な差額の内容
人件費	・(国) 東京大学0.9兆円 ・(国) 東海国立大学機構0.6兆円 ・(国) 京都大学0.6兆円 ・(国) 大阪大学0.6兆円など
補助金等	・(独) 日本学術振興会0.2兆円 ・日本私立学校振興・共済事業団0.2兆円 ・文部科学省に計上の連結対象法人への補助金等と連結対象法人の財源との相殺消去△2.3兆円など
運営費交付金	・文部科学省に計上の連結対象法人への運営費交付金と連結対象法人の財源の相殺消去△1.8兆円
その他の業務費用	・日本私立学校振興・共済事業団1.4兆円（助成業務費0.1兆円、短期給付業務費0.3兆円、厚生年金給付業務費0.9兆円）など

(図表10) 文部科学省令和4年度省庁別財務書類（省庁ベースと連結ベース）の財源比較概要

資産・負債差額増減計算書				(単位：十億円)
	省庁ベース	連結ベース	差額	
前年度末資産・負債差額	14,023	17,641	3,617	
本年度業務費用合計(A)	△6,964	△9,800	△2,836	
財源合計(B)	6,987	10,884	3,896	
配賦財源	6,918	6,918	-	
その他の財源	69	3,965	3,896	
資産評価差額等	858	△261	△1,119	
公的年金預り金の変動に伴う増減	-	△150	△150	
その他資産・負債差額の増減	△0	33	33	
本年度末資産・負債差額	14,905	18,346	3,440	

連結対象法人の財源合計額は8.2兆円であり、主には法人等収入4.6兆円及び国立大学法人等収入3.6兆円で日本私立学校振興・共済事業団1.9兆円を含む独立行政である。

項目	主な差額の内容
財源	・独立行政法人等収入4.6兆円 ・国立大学法人等収入3.6兆円 ・文部科学省に計上の補助金等2.3兆円及び運営費交付金1.8兆円と連結対象法人に計上の財源との相殺消去など

⑤ 厚生労働省

厚生労働省では、資産総額が1.66倍であり1.5倍を超えている。

(図表11) 厚生労働省令和4年度省庁別財務書類（省庁ベースと連結ベース）の貸借対照表比較概要

貸借対照表				(単位：十億円)			
省庁ベース	連結ベース	差額		省庁ベース	連結ベース	差額	
<資産の部>				<負債の部>			
現金・預金	23,969	33,513	9,543	未払金等	9,146	9,431	285
有価証券	-	203,711	203,711	賞与引当金	18	90	72
たな卸資産	8	24	16	独立行政法人等債券	-	438	438
未収金等	5,795	6,233	438	借入金	1,436	6,877	5,441
貸付金	132	5,881	5,748	責任準備金	7,754	13,533	5,779
運用寄託金	114,716	-	△114,716	公的年金預り金	123,031	123,031	-
貸倒引当金	△1,255	△1,358	△102	退職給付引当金	271	933	661
有形固定資産	522	2,789	2,266	その他の負債	30	358	328
国有財産等（公共用財産除く）	502	2,529	2,027				
物品等	20	259	239				
無形固定資産	80	172	91	負債合計	141,688	154,694	13,006
出資金	7,241	6	△7,234	<資産・負債差額の部>			
その他の資産	0	267	266	資産・負債差額	9,523	96,546	87,022
資産合計	151,212	251,241	100,029	負債及び資産・負債差額合計	15,212	251,241	100,029

(出所：厚生労働省 令和4年度省庁別連結財務書類の概要⁷⁾)

厚生労働省の連結対象法人は独立行政法人等17法人、（独）勤労者退職金共済機構6.6兆円、年金積立金管理特殊法人等3法人である。連結対象法人の資産合計額は運用（独）200.1兆円、全国健康保険協会6.5兆円である。222.8兆円であり、主には（独）福祉医療機構5.6兆円、る。

項目	主な差額の内容
現金・預金	・（独）勤労者退職金共済機構2.9兆円 ・全国健康保険協会5.5兆円など
有価証券	・（独）勤労者退職金共済機構3.2兆円 ・年金積立金管理運用（独）200.1兆円など
貸付金	・（独）福祉医療機構5.4兆円など
運用寄託金	・厚生労働省の運用寄託金と年金積立金管理運用（独）に計上のその他の債務等の相殺消去△114.7兆円
有形固定資産	・（独）国立病院機構1.0兆円など
出資金	・厚生労働省に計上の出資金と連結対象法人の資産・負債差額の相殺消去△7.2兆円
借入金	・（独）福祉医療機構4.8兆円など
責任準備金	・（独）勤労者退職金共済機構5.7兆円
資産・負債差額	・厚生労働省に計上の出資金と連結対象法人の資産・負債差額の相殺消去△7.2兆円

⁷ https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/other/seisaku24/dl/general_account2a-02.pdf

⑥ 経済産業省

経済産業省では、資産総額が3.45倍であり1.5倍を超えている。

(図表12) 経済産業省令和4年度省庁別財務書類（省庁ベースと連結ベース）の貸借対照表比較概要

貸借対照表				(単位：十億円)			
省庁ベース	連結ベース	差額		省庁ベース	連結ベース	差額	
<資産の部>				<負債の部>			
現金・預金	775	9,056	8,281	未払金等	0	478	478
売掛金	-	0	0	賞与引当金	5	13	8
有価証券	643	19,227	18,564	政府短期証券	1,160	1,160	-
未収金等	2	315	312	公債	2,772	-	△2,772
前払費用	2,772	2	△2,769	債券	-	1,155	1,155
貸付金	172	9,832	9,660	借入金	8,511	13,969	5,458
貸倒引当金	△0	△760	△760	責任準備金	-	11,604	11,604
有形固定資産	669	1,183	513	廃炉等積立金	-	637	637
国有財産（公共用財産除く）	667	1,065	397	退職給付引当金	88	166	78
物品	2	118	115	その他の負債	45	6,552	6,506
無形固定資産	41	69	28	負債合計	12,584	35,741	23,156
出資金	7,110	2,312	△4,798	<資産・負債差額の部>			
その他の資産	1,405	5,712	4,307	資産・負債差額	1,009	11,212	10,202
資産合計	13,593	46,953	33,359	負債及び資産・負債差額合計	13,593	46,953	33,359

(出所：経済産業省 令和4年度省庁別連結財務書類の概要⁸⁾)

経済産業省の連結対象法人は独立行政法人等9法人、特殊法人等3法人である。連結対象法人の資産合計額は44.3兆円であり、主には（株）日本政策金融公庫（中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定）8.2兆円、（株）日本貿易保険1.8兆円、原子力損害賠償・廃炉等

支援機構（一般勘定）2.5兆円、（国研）新エネルギー・産業技術総合開発機構（その他の勘定）5.4兆円、（独）エネルギー・金属鉱物資源機構（石油天然ガス等勘定）1.7兆円、（独）中小企業基盤整備機構22.4兆円である。

項目	主な差額の内容
現金・預金	・（国研）新エネルギー・産業技術総合開発機構（その他の勘定）1.8兆円 ・（独）中小企業基盤整備機構3.8兆円など
有価証券	・（国研）新エネルギー・産業技術総合開発機構（その他の勘定）3.5兆円 ・（独）中小企業基盤整備機構13.4兆円など
前払費用	・原子力損害賠償・廃炉等支援機構（一般勘定）1.1兆円 ・経済産業省エネルギー対策特別会計（原子力損害賠償支援勘定）に計上の原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第48条第2項の規定による国債未償還額（前払費用）と同特別会計に計上の原子力損害賠償・廃炉等支援機構国債との相殺消去△2.7兆円など
貸付金	・（株）日本政策金融公庫（中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定）8.2兆円など
出資金	・原子力損害賠償・廃炉等支援機構（一般勘定）1.0兆円 ・（独）エネルギー・金属鉱物資源機構（石油天然ガス等勘定）0.9兆円 ・経済産業省に計上の連結対象法人への出資金と連結対象法人の資産・負債差額の相殺消去△6.9兆円など
その他の資産	・（独）中小企業基盤整備機構に計上の貸付有価証券担保預り運用資産3.4兆円など
公債	・原子力損害賠償・廃炉等支援機構（一般勘定）1.1兆円 ・経済産業省エネルギー対策特別会計（原子力損害賠償支援勘定）に計上の原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第48条第2項の規定による国債未償還額（前払費用）と同特別会計に計上の原子力損害賠償・廃炉等支援機構国債との相殺消去△2.7兆円など

⁸ https://www.meti.go.jp/main/kessan/fy2022/pdf/zaimushorui_kanketsu.pdf

項目	主な差額の内容
債券	・原子力損害賠償・廃炉等支援機構（一般勘定）0.8兆円など ・（株）日本政策金融公庫（中小企業者向け融資、証券化支援保証業務勘定）0.3兆円など
借入金	・（株）日本政策金融公庫（中小企業者向け融資、証券化支援保証業務勘定）4.5兆円など
責任準備金	・（独）中小企業基盤整備機構10.5兆円など
その他の負債	・（独）中小企業基盤整備機構に計上の保管金等（貸付有価証券担保預り金）3.4兆円及び倒産防止共済基金2.6兆円など
資産・負債差額	・経済産業省に計上の連結対象法人への出資金と連結対象法人の資産・負債差額の相殺消去△6.9兆円など

⑦ 国土交通省

国土交通省では、資産総額及び財源がそれぞれ1.54倍及び1.53倍であり1.5倍を超えている。なお、業務費用は1.44倍であり1.5倍を超えていないが、以下で主要内容に触れる。

（図表13）国土交通省令和4年度省庁別財務書類（省庁ベースと連結ベース）の貸借対照表比較概要

貸借対照表				(単位：十億円)			
省庁ベース		連結ベース	差額	省庁ベース		連結ベース	差額
<資産の部>				<負債の部>			
現金・預金	308	3,052	2,744	未払金等	64	1,512	1,447
有価証券	-	2,313	2,313	債券	-	47,770	47,770
未収金等	485	975	490	借入金	671	23,864	23,193
貸付金	678	27,940	27,261	退職給付引当金	559	923	364
破産更生債権等	-	263	263	その他の引当金	-	293	293
割賦債権	-	2,139	2,139	その他の負債	711	3,403	2,692
貸倒引当金	△39	△234	△195				
有形固定資産	154,123	223,809	69,686				
国有財産等（公共用財産除く）	3,623	25,118	21,495				
公共用財産	150,128	196,782	46,654				
物品等	372	1,909	1,538				
無形固定資産	63	648	585	負債合計	2,005	77,764	75,759
出資金	15,636	97	△15,539	<資産・負債差額の部>			
その他の資産	74	2,698	2,624	資産・負債差額	169,323	185,935	16,611
資産合計	171,329	263,699	92,370	負債及び資産・負債差額合計	171,329	263,699	92,370

（出所：図表13から図表15は、国土交通省 令和4年度省庁別財務書類及び省庁別連結財務書類より筆者作成）

国土交通省の連結対象法人は独立行政法人15法人、特殊法人等8法人である。連結対象法人の資産合計額は108.7兆円であり、主には新関西国際空港（株）2.1兆円、成田国際空港（株）1.2兆円、東日本高速道路（株）1.7兆円、中日本高速道路（株）2.0兆円、西日本高速道路（株）2.0兆円、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構14.4兆円、（独）水資源機構3.2兆円、（独）都市再生機構11.8兆円、（独）日本高速道路保有・債務返済機構42.0兆円、（独）住宅金融支援機構26.9兆円である。

項目	主な差額の内容
現金・預金	・（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構0.7兆円 ・（独）住宅金融支援機構0.6兆円など
有価証券	・（独）住宅金融支援機構1.1兆円など
貸付金	・（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構3.9兆円 ・（独）住宅金融支援機構23.4兆円など

項目	主な差額の内容
割賦債権	・(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構1.8兆円など
有形固定資産	・新関西国際空港(株)の保有する土地1.5兆円 ・東日本高速道路(株)の保有する仕掛道路資産(省庁別財務書類では建設仮勘定に計上)0.9兆円 ・中日本高速道路(株)の保有する仕掛道路資産(同上)1.3兆円 ・西日本高速道路(株)の保有する仕掛道路資産(同上)1.1兆円 ・(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の保有する工作物3.7兆円及び建設仮勘定1.9兆円 ・(独) 水資源機構の保有するダム等の構築物など2.9兆円 ・(独) 都市再生機構の保有する土地7.9兆円、建物2.7兆円 ・(独) 日本高速道路保有・債務返済機構の保有する公共用財産(道路資産)40.0兆円など
出資金	・国土交通省に計上の出資金のうち15.6兆円と連結対象法人の資産・負債差額15.6兆円の相殺消去など
その他の資産	・(独) 都市再生機構の保有する棚卸資産(仕掛不動産勘定)0.3兆円 ・(独) 住宅金融支援機構のその他の債権等(保証債務見返)1.6兆円など
未払金	・(独) 日本高速道路保有・債務返済機構0.6兆円など
債券	・中日本高速道路(株)1.1兆円 ・西日本高速道路(株)1.1兆円 ・(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構1.4兆円 ・(独) 都市再生機構1.0兆円 ・(独) 日本高速道路保有・債務返済機構19.6兆円 ・(独) 住宅金融支援機構21.4兆円など
借入金	・(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構5.3兆円 ・(独) 都市再生機構8.7兆円 ・(独) 日本高速道路保有・債務返済機構6.0兆円 ・(独) 住宅金融支援機構1.0兆円など
その他の負債	・(独) 住宅金融支援機構のその他の債務等(保証債務)1.6兆円など
資産・負債差額	・国土交通省に計上の出資金のうち15.6兆円と連結対象法人の資産・負債差額15.6兆円の相殺消去

(図表14) 国土交通省令和4年度省庁別財務書類(省庁ベースと連結ベース)の業務費用比較概要

業務費用計算書			(単位:十億円)
	省庁ベース	連結ベース	差額
人件費	327	465	138
退職給付引当金等繰入額	42	65	22
売上原価	-	922	922
補助金等	4,619	4,426	△192
委託費等	31	41	10
独立行政法人運営費交付金	45	-	△45
他会計への繰入	0	0	0
庁費等	392	391	△1
減価償却費	3,439	5,013	1,574
支払利息等	1	526	525
資産処分損益	374	451	78
その他の業務費用	92	1,139	1,047
本年度業務費用合計	9,361	13,439	4,078

連結対象法人の業務費用合計額は7.3兆円であり、主には東日本高速道路(株)1.1兆円、中日本高速道路(株)1.1兆円、西日本高速道路(株)0.9兆円、(独)都市再生機構0.8兆円、(独)日本高速道路保有・債務返済機構1.4兆円である。

項目	主な差額の内容
売上原価	・東日本高速道路（株）1.0兆円 ・中日本高速道路（株）1.1兆円 ・西日本高速道路（株）0.9兆円 ・東日本高速道路（株）などの高速道路事業における道路資産完成高（財源）と道路資産完成原価（売上原価）の相殺消去等△3.0兆円など
減価償却費	・（独）日本高速道路保有・債務返済機構1.0兆円など
その他の業務費用	・（独）都市再生機構0.3兆円 ・（独）住宅金融支援機構0.1兆円など

（図表15）国土交通省令和4年度省庁別財務書類（省庁ベースと連結ベース）の財源比較概要

資産・負債差額増減計算書				（単位：十億円）
	省庁ベース	連結ベース	差額	
前年末資産・負債差額	167,467	183,848	16,381	
本年度業務費用合計	△9,361	△13,439	△4,078	
財源合計	8,999	13,769	4,770	
配賦財源	7,933	7,933	0	
独立行政法人等収入	-	4,845	4,845	
その他の財源	1,067	991	△75	
無償所管換等	1,708	1,708	0	
資産評価差額	511	48	△463	
その他資産・負債差額の増減	-	2	2	
本年度末資産・負債差額	169,323	185,935	16,611	

連結対象法人の財源合計額は8.0兆円であり、主には東日本高速道路（株）1.1兆円、中日本高速道路（株）1.1兆円、西日本高速道路（株）0.9兆円、（独）都市再生機構0.8兆円、（独）日本高速道路保有・債務返済機構1.9兆円である。

項目	主な差額の内容
財源	・独立行政法人等収入8.0兆円 ・東日本高速道路（株）などの高速道路事業における道路資産完成高（財源）と道路資産完成原価（売上原価）の相殺消去等△3.2兆円など

2. 全省庁別財務書類合計と国の財務書類（連結）の間の主な相殺消去等の内容（図表1の「分析3」及び「分析4」）

ここでは、2022年度（令和4年度）の全省庁の省庁ベース合算と国の財務書類との比較から1兆円以上の相殺消去等がされている項目について、また全省庁の連結ベース合算と国の連結財務書類との比較などから、連結対象法人の取引等で省庁を跨ぐ取引等について、その主

な内容を確認する。

なお、会計的には省庁ベース合算と国の財務書類の差額（相殺消去等）の内容は連結対象法人を含めない範囲での省庁跨ぎの取引等（図表16から19の③）であり、連結ベースでの相殺消去等の内容は連結対象法人を含めた範囲での省庁跨ぎの取引等（図表16から19の⑥）であるため、この差額（図表16から19の⑦）は、理論的には連結対象法人の取引のうち省庁を跨ぐ取引等を示しているものと考えられる。

(1) 貸借対照表

(図表16) 省庁ベースと連結ベースの貸借対照表相殺消去比較

(単位：十億円)

	省庁ベース（一般会計＋特別会計）				連結ベース（省庁ベース＋連結対象法人）				
	①省庁別財務書類の合計額	②国の財務書類残高	③相殺消去等の額 (②－①)	分析	④省庁別連結財務書類の合計額	⑤国の連結財務書類残高	⑥相殺消去等の額 (⑤－④)	⑦連結固有の相殺消去等（連結対象法人の取引等のうち省庁を跨ぐ取引等）(⑥－③)	分析
現金・預金	97,348	53,774	△43,574	(注1)	136,540	90,872	△45,668	△2,094	(注2)
有価証券	125,626	125,626	－		373,156	362,972	△10,184	△10,184	(注3)
たな卸資産	4,332	4,313	△19		5,114	5,095	△19	0	
未収金	11,013	11,013	－		12,702	12,679	△23	△23	
未収収益	733	710	△23		983	900	△83	△60	
貸付金	132,793	125,118	△7,675	(注4)	223,989	161,344	△62,645	△54,970	(注5)
破産更生債権等	－	－	－		608	608	－	－	
割賦債権	－	－	－		2,139	2,139	－	－	
その他の債権等	128,965	128,946	△18		19,049	19,028	△21	△3	
貸倒引当金等	△1,395	△1,395	－		△3,894	△3,894	－	－	
有形固定資産	194,607	194,626	19		281,589	281,608	19	－	
無形固定資産	398	398	－		1,307	1,307	－	－	
出資金	97,568	97,568	－		26,809	24,806	△2,003	△2,003	(注6)
支払承諾見返等	－	－	－		2,451	2,451	－	－	
その他の投資等	－	－	－		772	772	－	－	
資産合計	791,987	740,696	△51,290		1,083,315	962,688	△120,627	△69,337	
未払金	11,005	11,005	－		13,956	13,931	△25	△25	
未払費用	1,112	1,089	△23		1,366	1,283	△83	△60	
保管金等	1,591	1,591	－		5,746	5,746	△0	△0	
賞与引当金	334	334	－		567	567	－	－	
政府短期証券	87,705	87,705	－		87,705	87,704	△0	△0	
公債	1,143,921	1,143,921	－		1,139,445	1,132,877	△6,568	△6,568	(注7)
独立行政法人等債券	－	－	－		65,313	61,928	△3,384	△3,384	(注8)
借入金	41,427	33,752	△7,675	(注9)	104,696	42,051	△62,645	△54,970	(注10)
預託金	32,588	11,614	△20,974	(注11)	24,757	1,689	△23,068	△2,094	(注12)
郵便貯金	－	－	－		478	478	－	－	
責任準備金	9,750	9,750	－		29,816	29,816	－	－	
公的年金預り金	123,031	123,031	－		127,580	127,580	－	－	
退職給付引当金	5,293	5,293	－		7,562	7,562	－	－	
その他の引当金	－	－	－		475	475	－	－	
支払承諾等	－	－	－		2,451	2,451	－	－	
その他の債務等	36,239	13,620	△22,618	(注13)	50,962	28,343	△22,618	△0	
負債合計	1,493,995	1,442,705	△51,290		1,662,874	1,544,482	△118,392	△67,101	
資産・負債差額	△702,008	△702,008	0		△579,559	△581,794	△2,236	△2,236	

※「破産更生債権等」には連結対象法人における破産更生債権等を計上している。

(出所：図表16から図表19は、国の財務書類⁹及び国の連結財務書類¹⁰のデータベースをもとに、筆者が作成)

⁹ https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.mof.go.jp%2Fpolicy%2Fbudget%2Freport%2Fpublic_finance_fact_sheet%2Ffy2022%2Fnational%2Ffy2022gassan.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK

¹⁰ https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.mof.go.jp%2Fpolicy%2Fbudget%2Freport%2Fpublic_finance_fact_sheet%2Ffy2022%2Fnational%2Ffy2022renketsu.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK

<主な増減内容>

注番号	主な相殺消去等の内容
注1	主に、各省庁で現金・預金に計上されている預託金と財務省において負債計上されている預託金の相殺消去 23.0兆円、及び、外国為替資金特別会計において計上されている国庫余裕金繰替金（その他の債務等）22.6兆円との相殺消去。
注2	注1と同様。ただし、国の連結財務書類の附属明細書からは連結対象法人には預託金計上が見られないため、省庁ベースではなく連結ベースで消去する部分がある理由が推察できない。
注3	主に、各省庁の有価証券に計上されている政府短期証券、国庫短期証券、独立行政法人等債券及び公債と、財務省で負債に計上されている政府短期証券、公債及び所管省庁を跨いで保有されている独立行政法人等債券の相殺消去。なお、国の連結財務書類の注記「2 連結財務書類の留意点」において国の年金積立金管理運用独立行政法人が有価証券として保有する公債のうち、公債（時価40.4兆円）及び独立行政法人等債券（時価1.2兆円）については相殺消去を行っていない旨の記載があるが、その理由は記載されていない。
注4	資産に計上される貸付金と負債に計上される借入金の相殺消去。
注5	注4と同じ。
注6	所管省庁を跨いで実施されている出資金と出資を受けている連結対象法人の資産・負債差額（純資産）の相殺消去。
注7	注3と同じ。
注8	注3と同じ。
注9	資産に計上される貸付金と負債に計上される借入金の相殺消去。
注10	注9と同じ。
注11	主に財務省の省庁別財務書類において、財務省以外の省庁から財政融資資金に預託されている現金・預金と、負債計上されている同額の預託金の相殺消去。
注12	主に財務省の省庁別財務書類において、財務省以外の省庁から財政融資資金に預託されている現金・預金と、負債計上されている同額の預託金の相殺消去。ただし、国の連結財務書類の附属明細書からは連結対象法人には預託金計上が見られないため、省庁ベースではなく連結ベースで消去する部分がある理由が推察できない。結果として、預託金には国及び連結対象法人以外から財政融資資金に預託されている金額が計上されている。
注13	主に外国為替資金特別会計において計上されている国庫余裕金繰替金（負債）22.6兆円と現金・預金の相殺消去。特別会計に関する法律第83条の規定に基づき、外国為替資金の現金不足に充当するために国庫より繰替使用した現金・預金を負債計上している。現金・預金の繰替使用の相手方は特定の省庁（会計）には紐付けられず「国庫」となるため、省庁別財務書類作成の際には相殺消去できず、国の財務書類において相殺している。

(2) 業務費用計算書

(図表17) 省庁ベースと連結ベースの業務費用相殺消去比較

(単位：十億円)

	省庁ベース（一般会計＋特別会計）				連結ベース（省庁ベース＋連結対象法人）				
	①省庁別財務書類の合計額	②国の財務書類残高	③相殺消去等の額 (②－①)	分析	④省庁別連結財務書類の合計額	⑤国の連結財務書類残高	⑥相殺消去等の額 (⑤－④)	⑦連結固有の相殺消去等（連結対象法人の取引等のうち省庁を跨ぐ取引等）(⑥－③)	分析
人件費	4,485	4,485	△0		7,653	7,652	△1	△1	
賞与引当金繰入額	324	324	－		539	539	－	－	
退職給付引当金繰入額	369	369	－		636	636	△0	△0	
基礎年金給付費	24,200	24,200	－		24,200	24,200	－	－	
国民年金給付費	240	240	－		240	240	－	－	
厚生年金給付費	23,423	23,423	－		23,423	23,423	－	－	
国家公務員共済組合連合会等交付金	4,765	4,765	－		4,765	4,478	△287	△287	

	省庁ベース（一般会計＋特別会計）				連結ベース（省庁ベース＋連結対象法人）				
	①省庁別財務書類の合計額	②国の財務書類残高	③相殺消去等の額 (②－①)	分析	④省庁別連結財務書類の合計額	⑤国の連結財務書類残高	⑥相殺消去等の額 (⑤－④)	⑦連結固有の相殺消去等（連結対象法人の取引等のうち省庁を跨ぐ取引等）(⑥－③)	分析
保険料等交付金	10,928	10,928	－		－	－	－	－	
失業等給付費	1,147	1,147	－		1,147	1,147	－	－	
育児休業給付費	695	695	－		695	695	－	－	
雇用安定等給付費	1,018	1,018	－		1,018	1,018	－	－	
その他の社会保障費	850	1,488	638		850	1,488	638	0	
保険金等支払金	－	－	－		2,954	2,954	－	－	
(再) 保険費等	104	104	－		129	129	－	－	
公共用施設整備費等	64	64	－		62	62	－	－	
持続化給付金等	1,189	1,189	－		1,189	1,189	－	－	
補助金等	56,049	56,049	－		48,776	48,283	△493	△493	
委託費等	3,141	3,141	－		3,331	2,608	△723	△723	
地方交付税交付金等	21,616	21,616	－		21,616	21,616	－	－	
資金援助交付費	492	492	－		492	492	－	－	
運営費交付金	3,259	3,259	－		－	－	－	－	
他会計への繰入	52	－	△52		52	－	△52	－	
庁費等	4,305	4,304	△0		4,272	4,268	△4	△4	
公債事務取扱費	17	17	△0		17	17	△0	－	
その他の経費	1,951	1,297	△654		24,838	24,134	△704	△50	
減価償却費	5,540	5,540	－		8,025	8,025	－	－	
責任準備金繰入額	431	431	－		1,015	1,015	－	－	
貸倒引当金繰入額	444	444	－		721	721	－	－	
その他の引当金繰入額	－	－	－		43	43	－	－	
支払利息	6,377	6,269	△109		7,492	7,081	△412	△303	
為替換算差損益	△16	△16	－		△43	△43	－	－	
公債償還損益	16	16	－		16	16	－	－	
資産処分損益	119	119	－		200	155	△44	△44	
出資金等評価損	167	167	－		114	114	－	－	
減損損失	－	－	－		152	152	－	－	
本年度業務費用合計	177,762	177,585	△178		190,633	188,549	△2,083	△1,906	

業務費用では、連結対象法人の取引等のうち、省庁を を超える項目は見られなかった。
 跨ぐ取引等として相殺消去等された取引について1兆円

(3) 資産・負債差額増減計算書

(図表18) 省庁ベースと連結ベースの資産・負債差額相殺消去比較

(単位：十億円)

	省庁ベース（一般会計＋特別会計）				連結ベース（省庁ベース＋連結対象法人）				
	①省庁別財務書類の合計額	②国の財務書類残高	③相殺消去等の額 (②－①)	分析	④省庁別連結財務書類の合計額	⑤国の連結財務書類残高	⑥相殺消去等の額 (⑤－④)	⑦連結固有の相殺消去等（連結対象法人の取引等のうち省庁を跨ぐ取引等）(⑥－③)	分析
前年度末資産・負債差額	△687,031	△687,031	0		△570,904	△571,562	△658	△658	

	省庁ベース（一般会計＋特別会計）				連結ベース（省庁ベース＋連結対象法人）				
	①省庁別財務書類の合計額	②国の財務書類残高	③相殺消去等の額 (②－①)	分析	④省庁別連結財務書類の合計額	⑤国の連結財務書類残高	⑥相殺消去等の額 (⑤－④)	⑦連結固有の相殺消去等（連結対象法人の取引等のうち省庁を跨ぐ取引等）(⑥－③)	分析
本年度業務費用合計	△177,762	△177,585	178		△190,633	△188,549	2,083	1,906	(注14)
財源	145,536	145,378	△157		166,769	164,749	△2,020	△1,862	
租税等財源	76,338	76,338	－		76,338	76,338	－	－	
その他の財源	69,198	69,041	△157		90,431	88,412	△2,020	△1,862	(注15)
配賦財源	△0	－	－		△0	－	－	－	
資産評価差額	△2,567	△2,564	3		△4,445	△4,626	△181	△184	
為替換算差額	18,477	18,477	－		18,356	18,356	－	－	
公的年金預り金の変動に伴う増減	△754	△754	－		△905	△905	－	－	
その他資産・負債差額の増減	2,093	2,070	△23		2,203	743	△1,460	△1,437	(注16)
本年度末資産・負債差額	△702,008	△702,008	0		△579,559	△581,794	△2,236	△2,236	

<主な増減内容>

注番号	主な相殺消去等の内容
注14	連結業務費用計算書の相殺額と同額。
注15	主に、所管省庁を跨いで実施されている出資金と出資を受けている連結対象法人の資産・負債差額（純資産）の相殺消去、及び、業務費用に計上される支払利息と財源に計上されるその他の財源の相殺消去。
注16	相殺仕訳における過去（期首）の資産・負債差額の残高の差異をその他資産・負債差額の増減で調整している。

(4) 区分別収支計算書

(図表19) 省庁ベースと連結ベースの区分別収支相殺消去比較

(単位：十億円)

	省庁ベース（一般会計＋特別会計）				連結ベース（省庁ベース＋連結対象法人）				
	①省庁別財務書類の合計額	②国の財務書類残高	③相殺消去等の額 (②－①)	分析	④省庁別連結財務書類の合計額	⑤国の連結財務書類残高	⑥相殺消去等の額 (⑤－④)	⑦連結固有の相殺消去等（連結対象法人の取引等のうち省庁を跨ぐ取引等）(⑥－③)	分析
租税等収入	76,338	76,338	－		76,338	76,338	－	－	
配賦財源	△0	－	－		△0	－	－	－	
その他の収入	2,080,268	69,832	△2,010,436	(注17)	2,125,664	115,881	△2,009,783	653	
前年度剰余金等受入	56,071	34,485	△21,586	(注18)	95,153	72,491	△22,662	△1,076	(注19)
新規連結による現金・預金の増加額等	－	－	－		24	24	－	－	
資金からの受入（予算上措置されたもの）	2,104	20,106	18,001	(注20)	2,104	20,106	18,001	0	
財源合計	2,214,781	200,760	△2,014,021		2,299,282	284,839	△2,014,444	△423	
人件費	△5,277	△5,277	0		△8,786	△8,785	1	1	
恩給給付費	△104	△104	－		△104	△104	0	0	
基礎年金給付費	△24,197	△24,197	－		△24,197	△24,197	－	－	
国民年金給付費	△248	△248	－		△248	△248	－	－	
厚生年金給付費	△23,440	△23,440	－		△23,440	△23,440	－	－	

	省庁ベース（一般会計＋特別会計）				連結ベース（省庁ベース＋連結対象法人）				
	①省庁別財務書類の合計額	②国の財務書類残高	③相殺消去等の額 (②－①)	分析	④省庁別連結財務書類の合計額	⑤国の連結財務書類残高	⑥相殺消去等の額 (⑤－④)	⑦連結固有の相殺消去等（連結対象法人の取引等のうち省庁を跨ぐ取引等）(⑥－③)	分析
国家公務員共済組合連合会等交付金	△4,765	△4,765	-		△4,765	△4,478	287	287	
保険料等交付金	△10,910	△10,910	-		-	-	-	-	
失業等給付費	△1,155	△1,155	-		△1,155	△1,155	-	-	
育児休業給付費	△695	△695	-		△695	△695	-	-	
雇用安定等給付費	△1,018	△1,018	-		△1,018	△1,018	-	-	
その他の社会保障費	△853	△1,491	△638		△853	△1,491	△638	0	
(再) 保険費等	△112	△112	-		△149	△149	-	-	
公共用施設整備費等	△82	△82	-		△81	△81	-	-	
持続化給付金等	△1,189	△1,189	-		△1,189	△1,189	-	-	
補助金等	△56,075	△56,075	-		△48,763	△48,270	493	493	
委託費等	△3,071	△3,071	-		△2,709	△2,001	708	708	
地方交付税交付金等	△21,616	△21,616	-		△21,616	△21,616	-	-	
運営費交付金	△3,259	△3,259	-		-	-	-	-	
資金援助交付費	-	-	-		△310	△310	-	-	
他会計への繰入	-	-	-		△52	-	52	52	
貸付けによる支出	△20,888	△146	20,742	(注21)	△24,358	△5,012	19,346	△1,396	(注22)
出資による支出	△686	△686	-		△259	△237	23	23	
庁費等の支出	△5,275	△5,275	0		△5,243	△5,239	4	4	
有価証券の取得による支出	△1,981,718	-	1,981,718	(注23)	△2,019,213	△37,289	1,981,924	206	
その他の支出	△3,620	△1,275	2,346		△27,604	△25,206	2,397	52	
資金への繰入（予算上措置されたもの）	△256	△14,389	△14,133	(注24)	△37	△14,171	△14,133	0	
業務支出（施設整備支出を除く） 合計	△2,170,509	△180,474	1,990,035		△2,216,843	△226,379	1,990,464	429	
国における施設整備支出	△4,494	△4,494	0		△4,495	△4,495	0	0	
独立行政法人等における固定資産取得支出	-	-	-		△1,323	△1,323	-	-	
施設整備支出合計	△4,494	△4,494	0		△5,818	△5,818	0	0	
業務支出合計	△2,175,003	△184,968	1,990,036		△2,222,661	△232,197	1,990,464	429	
譲渡性預金の増減額（純額）	-	-	-		△405	△405	-	-	
業務活動によるキャッシュ・フロー （間接法）	-	-	-		309	977	668	668	
業務収支	39,778	15,792	△23,986		76,526	53,214	△23,312	674	
公債の発行による収入	212,346	212,345	△0		212,245	212,222	△23	△23	
公債の償還による支出	△183,138	△182,523	615		△182,641	△181,651	990	374	
政府短期証券の発行による収入	328,171	1,394	△326,777	(注25)	328,171	1,394	△326,777	0	
政府短期証券の償還による支出	△330,135	△1,339	328,796	(注26)	△330,135	△1,339	328,796	0	
借入による収入	39,972	32,812	△7,160	(注27)	51,122	36,092	△15,030	△7,870	(注28)
借入金の返済による支出	△72,809	△32,025	40,784	(注29)	△78,545	△35,189	43,357	2,573	(注30)
債券の発行による収入	-	-	-		5,218	5,082	△135	△135	
債券の償還による支出	-	-	-		△7,548	△7,278	271	271	
預託金の受入による収入	41,586	-	△41,586	(注31)	38,221	-	△38,221	3,365	(注32)
預託金の払戻による支出	△38,858	-	38,858	(注33)	△35,809	-	35,809	△3,049	(注34)
国庫余裕金の受入による収入	53,300	-	△53,300	(注35)	53,300	-	△53,300	0	
国庫余裕金の返還による支出	△60,600	-	60,600	(注36)	△60,600	-	60,600	0	
リース・P F I 債務の返済による支出	△47	△47	-		△126	△126	-	-	
預託金利息	△137	△34	103		△136	△32	103	0	
利息の支払額（預託金利息を除く）	△7,884	△7,878	7		△8,514	△8,202	313	306	
公債事務取扱に係る支出	△17	△17	0		△17	△17	0	0	
民間出資等による収入	-	-	-		72	25	△47	△47	
資金からの受入	1,021	7,160	6,140	(注37)	1,021	21,322	20,302	14,162	(注38)
資金への繰入	△1,010	△8,759	△7,749	(注39)	△1,010	△21,445	△20,435	△12,686	(注40)
その他財務収支	34,445	-	△34,445	(注41)	34,336	△117	△34,454	△9	
財務収支	16,204	21,090	4,886		18,623	20,741	2,119	△2,767	
本年度収支	55,982	36,882	△19,100		95,149	73,956	△21,193	△2,094	

	省庁ベース（一般会計＋特別会計）				連結ベース（省庁ベース＋連結対象法人）				
	①省庁別財務書類の合計額	②国の財務書類残高	③相殺消去等の額 (②－①)	分析	④省庁別連結財務書類の合計額	⑤国の連結財務書類残高	⑥相殺消去等の額 (⑤－④)	⑦連結固有の相殺消去等（連結対象法人の取引等のうち省庁を跨ぐ取引等）(⑥－③)	分析
連結範囲の変更による増減額	-	-	-		△1	△1	-	-	
資金からの受入（決算処理によるもの）	69	109	40		69	109	40	0	
資金への繰入（決算処理によるもの）	△4,156	△4,187	△31		△4,156	△4,187	△31	0	
収支に関する換算差額	2,289	-	△2,289	(注42)	2,290	-	△2,290	△1	
翌年度繰入繰入等	54,183	32,804	△21,379		93,351	69,877	△23,474	△2,095	
特別会計に関する法律第47条第1項の規定による借換国債収入額	15,499	15,499	-		15,499	15,499	-	-	
翌年度繰入繰入の預託金への運用	-	△604	△604		0	△816	△816	△212	
翌年度繰入繰入の預託金以外への運用	△124	△124	-		△124	△124	-	-	
収支に関する換算差額	-	2,289	2,289	(注43)	24	2,314	2,290	1	
資金本年度末残高	26,192	24,913	△1,280		26,192	25,125	△1,067	212	
その他歳計外現金・預金本年度末残高	1,597	1,597	-		1,597	1,597	-	-	
国庫余裕金の繰替使用	-	△22,600	△22,600	(注44)	0	△22,600	△22,600	0	
本年度末現金・預金残高	97,348	53,774	△43,574		136,540	90,872	△45,668	△2,094	

<主な増減内容>

注番号	主な相殺消去等の内容
注17	主に、財務省において計上されている外国為替資金特別会計（資金運用特別会計）における外貨証券の売却額及び償還額としての有価証券売却収入1,981兆円と、同会計における外貨証券買入額1,981兆円の相殺消去。 区分別収支計算書は、歳入歳出決算を基礎として計数を並び替えて作成されるため、歳入歳出決算外の資金の動きは反映されない。この点、外国為替資金特別会計の外国為替資金は特定の目的遂行のための資金であり、歳入歳出決算には利払費、事務費及び運用収入等が計上されるのみであるため、歳入歳出決算の並び替えのみでは、同特別会計の実質的な業務の実態が表現されない。したがって、実質的な業務を表現するため、特別会計財務書類では外貨資産の売買を含めたところで区分別収支計算書を作成している。一方で、国の財務書類は原則通り歳入歳出決算の係数の並び替えで作成するため、特別会計財務書類で含められた外貨資産の売買を消去する必要があり、相殺消去が生じている（「省庁別財務書類の作成基準について（補論）」 ¹¹ 参照）。
注18	前会計年度の「翌年度繰入繰入等」に関する相殺消去と一致。
注19	注18と同様。
注20	財務省の省庁別連結財務書類では財政投融资特別会計における財政法第44条の資金（財政融資資金）からの受入額18兆円が、区分別収支計算書に計上されていない。当受入額は歳入歳出決算において計上されている（予算上措置されたもの）であるため、国の財務書類では復活計上させている。
注21	主に、財務省における他省庁の連結財務書類作成範囲に含まれる連結対象法人への貸付けによる支出と、当該他省庁における借入による収入との相殺消去。
注22	主に、連結対象法人の省庁を跨ぐ貸付けによる支出と他省庁の連結対象法人における借入による収入との相殺消去。
注23	注17と同じ。
注24	注20と同じ。
注25	資金運用特別会計を所管する財務省の省庁別財務書類では、資金運用特別会計における業務の実質的な実態を表すために歳入歳出予算外を含めた財政資金の総額を示している。一方で、国の財務書類は原則通り歳入歳出決算の係数の並び替えで作成するため、特別会計財務書類で含められた政府短期証券の発行及び償還に係る取引を消去する必要があり、相殺消去が生じている。
注26	注25と同じ。

¹¹ https://www.mof.go.jp/policy/budget/report/public_finance_fact_sheet/ministry/20190325/20190325_05.pdf

注番号	主な相殺消去等の内容
注27	注21と同じ。
注28	注22と同じ。
注29	主に財務省における他会計からの受入（他省庁の借入金返済等に充てるための収入）と借入金の返済による支出を相殺消去していると推察する。
注30	主に連結対象法人における他省庁からの受入（他省庁等の借入金返済等に充てるための収入）と借入金の返済による支出を相殺消去していると推察する。
注31	資金運用特別会計を所管する財務省の省庁別財務書類では、資金運用特別会計における業務の実質的な実態を表すために歳入歳出予算外を含めた財政資金の総額を示している。一方で、国の財務書類は原則通り歳入歳出決算の係数の並び替えて作成するため、特別会計財務書類で含められた預託金の受入及び払戻に係る取引を消去する必要があり、相殺消去が生じている。
注32	資金運用特別会計を所管する財務省の省庁別財務書類では、資金運用特別会計における業務の実質的な実態を表すために歳入歳出予算外を含めた財政資金の総額を示している。一方で、国の財務書類は原則通り歳入歳出決算の係数の並び替えて作成するため、特別会計財務書類で含められた預託金の受入及び払戻に係る取引を消去する必要があり、相殺消去が生じている。
注33	注31と同じ。
注34	注32と同じ。
注35	国庫余裕金は国全体において余裕金を融通するものであり、特定の省庁に紐付けせずに財務省においてその受払いが計上されている。当受払を国の財務書類において相殺消去している。
注36	注35と同じ。
注37	「資金からの受入」には、国及び連結対象法人で計上されている財政融資資金からの借入収入を計上している。資金運用特別会計を所管する財務省の省庁別財務書類では計上されていない一方で、国の財務書類は歳入歳出決算の並び替えて作成されるため、復活計上している。
注38	注37と同じ。
注39	「資金への繰入」には、国及び連結対象法人で計上されている財政融資資金への借入返済を計上している。資金運用特別会計を所管する財務省の省庁別財務書類では計上されていない一方で、国の財務書類は歳入歳出決算の並び替えて作成されるため、復活計上している。
注40	注39と同じ。
注41	主に財務省における他会計からの受入（他省庁の借入金返済等に充てるための収入）と借入金の返済による支出を相殺消去していると推察する。
注42	財務省の外国為替資金特別会計における現金・預金収支に係る外国為替等評価損益（基準外国為替相場等の変更に伴うもの）を計上している。表示箇所の振替。
注43	注42と同じ。
注44	財務省の外国為替資金特別会計において計上されている国庫余裕金繰替金残高22.6兆円が、形式上、現金・預金に重複計上された形となっているため同額を控除している。

3. 最後に

本稿では、省庁ベースの相殺消去等及び連結ベースの相殺消去等の内容分析というアプローチから、省庁を跨ぐ取引等の実態が見えるものと考えた。国の財務書類や国の連結財務書類及びそれらの概要資料には企業が一般に開示する情報以上に情報が開示されている面があり、一定程度の内容分析ができることが分かった。

「省庁別財務書類の作成基準について（補論）」では、国の会計は歳入歳出予算に基づき予算執行が行われ執行

結果は歳入歳出決算により現金収支の状況として明らかにされているとの考えから、例えば区分別収支計算書は歳入歳出決算の計数を並び替えて作成され、財政資金の流れを区分別に明らかにするための財務書類として位置付けられている。一方で、財務省の省庁別財務書類では、資金運用特別会計における業務の実質的な実態を表すために同一省庁内での取引を相殺消去せず歳入歳出予算外を含めた財政資金の総額を示し、国の財務書類の段階で原則通り歳入歳出決算ベースとし、特別会計財務書類で含められた預託金の受入及び払戻に係る取引を相殺

消去する例もあった。

実質的な実態を開示することは重要である。このためには、区分別収支計算書に関して特別会計財務書類では歳入歳出決算外で計上しているもの（もしくは計上していないもの）を国の財務書類の段階になって消去する（もしくは復活計上する）というテクニカルな配慮だけではなく、歳入歳出決算外の実質的な実態を示す情報を、参考情報として別途開示することも考えられるのではないだろうか。

また、実態開示という面からは、国の財務書類及び国の連結財務書類作成時の省庁間取引等や連結対象法人との取引等の主な相殺消去等内容をより積極的に開示することで、省庁間や省庁と連結対象法人間、ないしは連結対象法人間の資金の流れ等が一層明瞭となり、企業にお

ける開示よりも高いレベルでの説明責任の履行や予算執行の効率化・適正化を果たしていく財務情報（もしくは非財務情報）提供に貢献するとも考えられる。

ところで、財政制度等審議会法制・公会計部会（2024年1月19日開催）では、国債の50%以上を保有する日本銀行の情報を国の貸借対照表との関係でどのように見せていくかについて意見が交わされている。国の財務書類の参考情報とするかパンフレットなどで補足説明するなどの方法は考えられるが、国として「実態」はどうであるのか、国の「連結」の考え方を会計面から再検討するかなど影響は小さくなく、筆者としても考えてみたい。

以 上

会計基準等開発動向

2024年12月27日時点

【企業会計基準委員会 ASBJ】

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い	上場企業等が保有する組合等への出資持分に関して、VCファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする限定した範囲の会計上の取扱いについて検討が行われている。	2024年9月20日付で、移管指針公開草案第15号（移管指針第9号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」が公表され、2024年11月20日にコメントが締め切られた。現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されている。
2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正	2024年4月1日を基準日として行った年次改善プロジェクトにより検出された事項について、必要とされる手続を検討の上、以下の企業会計基準等の改正を行うもの。 包括利益の表示に関する提案 - 企業会計基準公開草案第81号（企業会計基準第25号の改正案）「包括利益の表示に関する会計基準（案）」 - 企業会計基準適用指針公開草案第83号（企業会計基準適用指針第9号の改正案）「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針（案）」 特別法人事業税の取扱いに関する提案 - 企業会計基準公開草案第82号（企業会計基準第27号の改正案）「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」 - 企業会計基準適用指針公開草案第84号（企業会計基準適用指針第28号の改正案）「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」 種類株式の取扱いに関する提案 - 実務対応報告公開草案第69号（実務対応報告第10号の改正案）「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い（案）」	2024年11月21日付で左記公開草案が公表され、2025年1月20日まで意見募集が行われている。

■専門委員会で審議中

項目	内容	ステータス
金融商品に関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に向けて、検討が行われている。 なお、金融資産及び金融負債の分類及び測定については、今後、会計基準の開発に着手するかどうかについて判断する予定とされている。	2022年4月より、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損について、IFRS第9号「金融商品」の相対的アプローチを採用したモデル（ECLモデル）を開発の基礎として検討が進められている。 現在、金融機関において適用されるIFRS第9号を出発点として適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準の開発に関する検討を継続しつつ、同時並行的に一般事業会社における取扱い及びIFRS第9号の定めを取り入れ方に関する検討が行われている。
四半期報告書制度の見直しへの対応	企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」（以下「中間会計基準」という。）及び企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」を統合した会計基準等の開発に向けて、検討が行なわれている。	2024年10月より検討が開始されている。 また、中間会計基準に関連する他の会計基準等の修正への対応については、2024年6月より検討が開始されている。

項目	内容	ステータス
金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討が行われている。	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」が公表された。2022年6月8日にコメントが締め切られ、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応が検討されている。 このうち、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて、2022年11月7日の第490回企業会計基準委員会において審議が行われ、ASBJにおける議論の内容を周知するために、議事概要別紙 (https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20221107_490g_02.pdf) が公表された。
子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係	JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(2024年7月1日に移管指針第4号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」としてASBJに移管)に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討が行われている。	2017年10月より検討が開始されている。
後発事象に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、後発事象に関する会計基準の開発を行う。	2024年12月より検討が開始されている。
継続企業に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、継続企業に関する会計基準の開発を行う。	今後検討を開始する予定とされている。
バーチャルPPAに係る会計上の取扱い	2024年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、バーチャルPPA (Power Purchase Agreement) に関して、現在我が国において行われている一般的な取引形態で用いられる取引を前提に、需要家の観点から優先度の高い論点に範囲を限定した当面の会計上の取扱いについて、検討が行われている。	2024年9月より検討が開始されている。
繰延資産に係る会計上の取扱い	2024年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、繰延資産に係る会計上の取扱いについて、今後、検討する予定とされている。	今後、他のプロジェクトの状況やリソースの状況を踏まえて、検討を開始する予定とされている。
譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化	2024年12月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化について、今後、検討する予定とされている。	今後、リソースの状況を踏まえて、検討を開始する予定とされている。

■基準諮問会議でテーマアップの可否を審議中

項目	内容	ステータス
株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について	(1)いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発 (2)現金決済型の株式報酬取引に関する会計基準の開発 (3)インセンティブ報酬に関する包括的な会計基準の開発	第43回基準諮問会議（2021年11月29日開催）においてテーマ提言がなされた。 (1)について、実務対応レベルとして、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼するとされ、(2)(3)について、会計基準レベルとして事務局において論点整理を行うとされた。 第44回基準諮問会議（2022年3月2日開催）では検討状況の報告を行うとともに、(1)から(3)のテーマのうち、(1)のテーマ評価を優先させて進めることとした。 第45回基準諮問会議（2022年7月20日）では、(1)に係る現状のテーマ評価の検討状況について説明がなされた。現在、(1)のテーマ評価を優先しており、(2)及び(3)の検討には至っていない。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
該当なし		

■その他の日本基準の開発に関する事項

項目	内容	ステータス
適用後レビューの実施	ASBJが開発する会計基準の適正手続（デュー・プロセス）は、公益財団法人財務会計基準機構の理事会が定める「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）に規定されており、適正手続規則では、適用後レビューの実施が定められている。	「開示に関する適用後レビューの実施計画」が作成され、2017年12月26日に適正手続監督委員会に報告されている。 現在、「開示に関する適用後レビューの実施計画」に基づき適用後レビューの作業が実施されている。

【サステナビリティ基準委員会 SSBJ】

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
日本版S1プロジェクト	SSBJが開発する基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）のIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的な要求事項」に相当する基準の開発を行う。	2024年3月29日にサステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」及びサステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般開示基準（案）」が公表され、2024年7月31日にコメントが締め切られている。
日本版S2プロジェクト	SSBJが開発する基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、ISSBのIFRS S2号「気候関連開示」に相当する基準の開発を行う。	2024年3月29日にサステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」が公表され、2024年7月31日にコメントが締め切られている。
指標の報告のための算定期間に関する再提案	再審議の結果、2024年3月公開草案の提案を修正することとした内容のうち、指標報告のための算定期間に関する論点について、公開草案を再度公表したうえでコメントを求めることとされたもの。	2024年11月29日に左記公開草案が公表され、2025年1月10日まで意見募集が行われている。

（補足）サステナビリティ開示基準の適用対象・適用時期については、金融庁金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」にて検討が行われている。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
産業別の基準	IFRS S2号とあわせてISSBから公表された「IFRS S2号『気候関連開示』を適用するための産業別ガイダンス」に関しては、当初は例示扱いとし、強制力がない（基準に準拠した旨を表明する上で従うことが要求されない）ものとされている。	日本版S2プロジェクトにおいても、当初はISSBの産業別ガイダンスに相当する産業別の基準を開発することはせず、産業別ガイダンスが強制力を持つことになった場合に、改めてSSBJとしてISSBの産業別ガイダンスを踏まえた産業別の基準を開発するかどうかを個別に検討することとされている。

【日本公認会計士協会 JICPA】

会計制度委員会実務指針、監査・保証実務委員会実務指針及び業種別委員会実務指針のうち会計処理の原則及び手続を定めたもの

項目	内容	ステータス
該当なし		

【金融庁】

項目	内容	ステータス
「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案	令和5年度の有価証券報告書レビューにおいて、「株式の保有状況」の開示のうち、いわゆる政策保有目的から純投資目的に保有目的を変更した株式の開示状況を検証したところ、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっているとの課題が識別されたこと等の経緯を踏まえ、有価証券報告書及び有価証券届出書（以下「有価証券報告書等」）における「株式の保有状況」の開示に関して、以下の改正を行うもの。 【企業内容等の開示に関する内閣府令の改正】 当期を含む最近5事業年度以内に政策保有目的から純投資目的に保有目的を変更した株式（当事業年度末において保有しているものに限る。）について、以下の開示を求める。 ・ 銘柄 ・ 株式数 ・ 貸借対照表計上額 ・ 保有目的の変更年度 ・ 保有目的の変更の理由及び変更後の保有又は売却に関する方針 【企業内容等の開示に関する留意事項について（開示ガイドライン）の改正】 従前のパブリックコメントの回答内容等を踏まえ、「純投資目的」の考え方を明示する。	2024年11月26日付で左記改正案が公表され、2024年12月26日まで意見募集が行われていた。なお、改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の規定は、2025年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用予定とされている。

項目	内容	ステータス
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等	(1)「財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等について 企業会計基準委員会(ASBJ)において、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等を公表したことを受け、財務諸表等規則等及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(財務諸表等規則ガイドライン)等について所要の改正を行うもの。 (2)「財務諸表等規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正(案)について 企業会計基準委員会が令和6年9月13日までに公表した会計基準を、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第3項及び財務諸表等規則第1条第3項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準とするもの。 令和6年9月13日公表 ●企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」 ●企業会計基準第35号「固定資産の減損に係る会計基準」の一部改正 ●企業会計基準第36号「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の一部改正(その2)	2024年12月24日付で左記改正案が公表され、2025年1月24日まで意見募集が行われている。 なお、改正後の新財務諸表等規則等の規定の適用予定は下記とされている。 ・2027年4月1日以後に開始する事業年度又は中間会計期間(以下、事業年度等という。)に係る財務諸表等について適用し、同日前に開始する事業年度等に係る財務諸表等については、なお従前の例による。 ・ただし、2025年4月1日以後に開始する事業年度等に係る財務諸表等については、新財務諸表等規則等の規定を適用することができる。
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)	ASBJにおいて、企業会計基準公開草案第82号(企業会計基準第27号の改正案)「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準(案)」等を公表したことを受け、財務諸表等規則等について所要の改正を行うもの。	2024年12月27日付で左記改正案が公表され、2025年1月27日まで意見募集が行われている。

【法務省】

項目	内容	ステータス
会社計算規則の一部を改正する省令案	企業会計基準委員会による実務対応報告第46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の公表等を受けて、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)について、所要の改正を行うもの。	2024年12月6日付で左記改正案が公表され、2025年1月17日まで意見募集が行われている。

会計情報

発行日 令和7年1月20日(毎月20日発行)
第582 2月号
発行所 有限責任監査法人トーマツ
テクニカルセンター
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-2 丸の内二重橋ビルディング
冊子の宛先変更・配送停止をご希望の方は以下メールアドレスまでご連絡ください。
JPTOKYOTRC_Mailing@tohmatu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ <http://www.deloitte.com/jp/audit>
トーマツ会計情報 <http://www.deloitte.com/jp/atc>

本誌掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市約1万7千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを提供しています。Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をバース(存在理由)として標榜するデロイトの約415,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本冊子は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイト・ネットワーク")が本冊子をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本冊子における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本冊子に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001